

第9章

高齢者の在宅療養を支える介護保 険サービス等の充実と医療・介護の 連携促進

- 1 高齢者の在宅療養を支える居宅サービス・地域密着型サービス等の提供体制の充実
- 2 地域医療の充実
- 3 医療と介護の多職種協働による在宅療養支援体制の充実

この章では、高齢者が住み慣れた地域で安心して療養生活を送ることが出来るよう、必要なサービス提供体制や、多職種協働による在宅療養支援体制の充実等の施策の方向性について説明します。

第9章 高齢者の在宅療養を支える介護保険サービス等の充実と医療・介護の連携促進

1 高齢者の在宅療養を支える居宅サービス・地域密着型サービス等の提供体制の充実

この項目のポイント

- ▶ 高齢者の在宅療養を支えるための介護保険サービス等の提供体制の充実

【現状と課題】

- 高齢者の在宅療養を支えるためには、訪問・通所介護や訪問看護、訪問・通所リハビリテーション、短期入所生活介護などの居宅サービスの提供体制を、地域毎のニーズに応じて充実させることが必要です。
- また、可能な限り住み慣れた自宅で暮らししたいと希望する高齢者を支えるためには、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスの普及と体制整備が重要です。

【今後の取組】

- 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、高齢者のニーズや地域の実状に応じて、市町村と連携し、訪問・通所介護や訪問看護、訪問・通所リハビリテーション、短期入所生活介護などの居宅サービスや、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスの提供体制を充実させます。

〔具体的なサービス提供見込み量は第5章に掲載〕

2 地域医療の充実

この項目のポイント

- ▶ 効果的な地域医療・介護提供体制の構築
- ▶ 医師・看護師の確保と地域偏在の解消

【現状と課題】

- 地域における医療・介護の総合的な確保を図るため、2014（平成26）年6月、地域医療介護総合確保推進法が公布されたことを受け、それぞれの地域にふさわしいバランスの取れた医療・介護提供体制の構築に向けた指標として、「京都府地域包括ケア構想（地域医療ビジョン）」を2017（平成29）年3月に策定しました。
- 高齢化の進展による医療需要の増加に伴い、高度急性期から在宅医療等まで切れ目のない医療・介護提供体制の構築が必要です。
- 京都府は、人口10万人当たりの医師数（2020（令和2）年末）が全国2位ですが、一部地域や診療科で医師の確保が困難な事例も見られるなど、地域偏在の状況にあります。また、病院常勤看護師の離職率は全国平均より高く、看護師の確保・定着が課題となっています。
- 在宅医療等を支えるためには、日常的な診療や管理を行うかかりつけ医等の役割が重要であることから、在宅医療等において積極的役割を担う医師の育成が求められます。
- 在宅医療の取組は、24時間対応等の体制づくりが困難であること等から、取組施設がなかなか増加しない状況にあります。高齢化の進行により患者数が増加すると、診療科にとらわれず幅広く診療所等で取組む必要があります。
- 今後は、病院から在宅医療までの切れ目のない医療機関連携が必要になります。また、訪問診療や往診等の機能と合わせて、地域において患者が日頃から身近で頼りにすることができる「かかりつけ医機能」の役割が重要です。

【今後の取組】

- 在宅等における医療提供体制について、自宅等への訪問診療、訪問看護等と併せ、施設における医療提供体制も考慮し、病床の機能強化及び連携による在宅医療等の充実を支援します。

- 在宅医療等を専門に行う医療機関とかかりつけ医等、複数の医師又は多職種で在宅医療等を進められるよう、オール京都体制でチーム医療を推進します。
- 口から食事を摂れるよう口腔機能を維持することは、高齢者にとって食への悦びを感じるためにも重要です。このためには常日頃からかかりつけ歯科医をもち、オーラルフレイル（口腔機能の衰え）予防を推進する必要があります。
- 各地域で核となり行動する医療関係団体や関係機関の活動を支援するとともに、地域の状況に応じ、病院、診療所での訪問診療・訪問看護を支援します。
- 「京都府医療勤務環境改善センター」等、関係機関との連携等による働きやすい環境づくりとワークライフバランスを推進します。
- 訪問看護事業所に勤務する新人看護師と管理者を対象としたOJT研修等の実践的指導研修などを実施し、訪問看護師の確保・定着を図ります。
- 地域で必要な機能を担う病院の運営に必要な人材の育成・配置の支援並びに病床機能の転換においては必要な施設・設備の整備や病床機能転換後の病棟運営に必要となる人材の育成、配置の支援を行います。
- 病床の役割強化を推進するため、地域における広域的な医療・介護連携や病病・病診連携を強化する取り組みを進めます。
- 府立医科大学附属北部医療センターを「北京市安心医療拠点」として、北部地域の診療所等への医師派遣を拡大するなど、地域医療基盤の強化を図ります。
- 「京都府地域医療支援センター（KMC C）」により、府内の大学、病院、医療関係団体と連携したオール京都体制のもと、若手医師の確保・育成、女性医師の勤務環境改善など、総合的な医師確保対策の取組を充実・強化します。
- 緊急時の電話相談窓口（#7119）を市町村と共同で設置し、医師・看護師による助言・緊急性度判定、医療機関案内、在宅医療制度の案内等を行うことで、救急要請件数の増加の抑制や在宅医療の充実を図ります。
- 地域において、医療依存度の高い在宅高齢者等に必要な在宅医療、在宅歯科診療を担う医療機関がより質の高いサービスを提供できるよう、必要な支援を実施します。
- 「京都府医療トレーニングセンター」を活用した研修・啓発の推進を図ります。
- 関係団体の設置する、「在宅医療・地域包括ケアサポートセンター」や「口腔サポートセンター」、「栄養ケア・ステーション」等の在宅支援拠点等と連携し、在宅医療等を担う診療所・歯科診療所や訪問看護ステーション、薬局、訪問リハビリテーション事業所等に対する支援を行うなど、訪問診療等の機能を強化・拡充します。

- 地域医療構想調整会議での協議を踏まえ、新規開業希望者等が診療所の充足状況等の情報を有効活用できるよう可視化し、容易に入手できるようにします。
- 地域の在宅医療機能を担う診療所医師を確保するため、外来医師多数区域における新規開業者に対しては、医師会や関係団体等と連携し、在宅医療に係る研修への参加を促します。

3 多職種協働による在宅療養支援体制の充実

この項目のポイント

- ▶ 在宅療養あんしん病院登録システムを活用した円滑な入退院支援
- ▶ 関係機関・団体等が連携した在宅医療・介護提供体制づくりの推進
- ▶ 市町村が取り組む在宅医療・介護連携推進事業の支援

【現状と課題】

- 高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けることができるよう、在宅医療と在宅介護サービス、生活支援等を一体的に提供するため、医療・介護・福祉の様々な関係機関や多職種の連携強化が求められています。
- 京都府では、あらかじめ必要な情報を登録しておくことで、在宅療養中の高齢者が体調を崩し、在宅での対応が困難になった時に、必要に応じて入院でき、退院時には、在宅療養を支えている在宅チームが、在宅へのスムーズな移行をサポートする全国初の仕組み「在宅療養あんしん病院登録システム」を運営しています。
- また、在宅療養中の高齢者が地域で安心して暮らせる体制を確保するためには、多職種の連携が不可欠なことから、地域における多職種連携の要となる人材を養成し、地域での連携体制の構築を進めています。（図表9-1）

【図表9-1 在宅療養コーディネーター養成数（2012（H24）～2022（R4））】 （人）

医師	歯科医師	薬剤師	看護師	介護支援専門員	その他	行政職員	合計
167	75	82	91	77	82	296	870

- 市町村が、地区医師会等の地域の関係団体や医療・介護・福祉の関係機関と連携し、在宅医療・介護連携推進事業を実効性ある取組として推進することが重要です。

【今後の取組】

- 入退院時における医療・介護連携を強化するため、入退院支援に係る病院の医療ソーシャルワーカー、介護支援専門員などが活用する入退院情報共有ルール等の作成・普及により、在宅療養へのスムーズな移行を支援します。
- 高齢者が安心して在宅療養を続けることができるよう、「在宅療養あんしん病院登録システム」の利活用を推進します。

- 在宅療養者が病状増悪時に安心して療養生活が送れるよう、地区医師会や医療機関が連携した拠点の運営や在宅チームの活動を支援し、手厚い医療・介護サービス提供体制を構築します。
- 京都府歯科医師会が運営する口腔サポートセンターを在宅歯科医療連携拠点として活用し、円滑に在宅歯科医療が受けられるよう多職種連携を推進します。
- 京都府薬剤師会と連携し、高齢者の安心な在宅療養を支えるかかりつけ薬局となる「地域連携薬局」の普及推進に取り組み、ポリファーマシー（多剤投与）への対応等を含む薬物療法に係る多職種連携を強化します。
- 在宅ケアに携わる多職種（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、准看護師、管理栄養士及び栄養士、リハビリテーション専門職、歯科衛生士、介護支援専門員、社会福祉士、介護職員、地域包括支援センター職員等）のチームサポート体制の構築に向け、地域で在宅チームの連携の要となる人材を養成します。
- I C Tを活用した在宅医療・介護情報連携システム「京あんしんネット」の一層の導入・定着促進等により医療・介護の連携体制を強化します。
- 市町村が「在宅医療・介護連携推進事業」を、地区医師会等の地域の関係団体と連携して推進できるよう、関係団体の取組を支援するとともに、地域包括ケア推進ネット等により広域的な調整等の支援を行います。

第10章 介護予防・健康づくりの充実と 高齢になっても生きがいを持つ て活躍できる地域づくり

- 1 介護予防・自立支援の推進**
- 2 健康づくりの推進**
- 3 高齢になっても役割を持ち、生きがいを持って活躍でき
る地域づくり**

この章では、高齢者が意欲や経験・能力を発揮し、地域社会で活躍できるよう、介護予防や健康づくりの推進、多様な社会参加の支援等について基本的な考え方や施策の方向性を説明します。

第10章 介護予防・健康づくりの充実と高齢になっても生きがいを持つて活躍できる地域づくり

1 介護予防・自立支援の推進

(1) 地域包括支援センターの機能強化と取組の推進

この項目のポイント

- ▶ 地域包括ケアシステム構築の中心的役割を担うための方策の推進
- ▶ 地域包括ケアシステム構築に向けた地域ケア個別会議と地域ケア推進会議の実施体制の確立

【現状と課題】

- 地域包括支援センターは、介護保険制度に関する総合相談や権利擁護、ケアマネジメント支援等を実施し、地域包括ケアシステム構築の中心的な役割を担うこととされています。
- しかしながら、地域住民の複雑化・複合化したニーズへの対応、認知症高齢者の家族を含めた家族介護者支援の充実、介護予防支援や総合事業による介護予防ケアマネジメント件数の増加など、地域包括支援センターへの期待や業務は増大しています。
- 一方で、高齢者の自立支援・重度化防止を目的とした多職種協働による地域ケア会議を、より有効に機能させていくことが求められています。
- 地域ケア会議の実施にあたっては、個別の地域ケア会議を積み重ね、自立支援に資するケアマネジメント支援、地域包括支援ネットワークの構築、地域課題の把握等を通じて、地域づくりに必要な政策形成へつなげていくことが重要であり、地域ケア個別会議と地域ケア推進会議を両輪で推進していく必要があります。

【今後の取組】

- 地域包括支援センターが、地域包括ケアシステム構築の中心的役割を果たすことができるよう、他のセンターの核となり困難事案の解決や適切な指導、助言を行う基幹型センターや、権利擁護業務や認知症支援等の機能を強化し、当該分野において支援を行う機能

強化型センターの設置を促進するとともに、ケアプランデータ連携システムの導入促進や介護予防プラン作成様式の簡素化の検討など、業務負担軽減に向けた取組を推進します。

- ひきこもりや8050（ハチマルゴーマル）問題など、地域における複合的な相談ニーズに対応できるよう、市町村による「重層的支援体制」の整備を支援します。
- 地域ケア会議に、リハビリ職等の専門職を派遣し、自立支援のためのケアマネジメントの質の向上を支援します。
- 地域ケア個別会議、地域ケア推進会議を推進するため、地域包括支援センター職員や市町村担当者等を対象として、これらの地域ケア会議が多職種協働のもと、より効果的に機能するよう、知識・技術の向上のための研修を行います。
- 各市町村に配置されている生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）や認知症地域支援推進員との連携を推進することにより、機能の充実を図るよう、市町村への働きかけを行います。

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた市町村支援

この項目のポイント

- ▶ 平成27年の介護保険制度改正により、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）が創設
- ▶ 地域事情に応じた創意工夫のもと、サービス提供体制の確立を支援

【現状と課題】

- 介護予防・日常生活支援総合事業については、全ての市町村で実施されていますが、従前相当サービスが中心となっており、多様なサービス、中でも住民主体のサービスについては、担い手の不足もあり十分なサービスの創出がなされていない状況となっています。
- 多様なサービスの担い手としては、地域のボランティアやNPO、民間企業、社会福祉法人等、多様な主体の参加が期待されていますが、高齢者のニーズや社会資源・高齢化の状況は地域毎に異なることから、今後とも、地域の実情に即したサービス提供体制を構築していくとともに、地域の支え合いそのものを推進していく必要があります。

【今後の取組】

- 住んでいる地域に関わらず、支援を必要とする高齢者一人ひとりが、ニーズに応じた介護予防・生活支援サービスを受けることができるよう、総合事業の実施主体である市町村を支援します。
- 市町村自ら総合事業の充実に向けた検討ができるよう、共助型生活支援推進隊（保健所職員）が、地域包括支援センター・生活支援コーディネーター、総合事業の関連分野に精通したアドバイザーとともに、地域の課題を踏まえ、担い手の育成や生活支援サービスの開発に向けて支援を行います。
また、短期集中サービスにおける「介護サービスを利用しなくても自分らしい生活が送れるようになる」など、事業の趣旨を理解し、他の事業とも連動した効果的な事業となるよう支援します。
- 高齢者の介護予防・生活支援サービスの提供体制整備を推進する生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の養成や、生活支援コーディネーター相互の情報交換会等を行い、地域における生活支援体制整備を促進します。また、ボランティア活動等役割がある形での高齢者の社会参加等を促進するため、就労的活動支援コーディネーター（就労的活動支援員）の配置を促します。
- 体操等の通いの場やサロン等、地域に存在する支え合い活動を支援し、担い手の創出や人材の育成など、多様なサービスを提供する基盤作りを支援します。
- 介護予防・生活支援サービスと一体的に行われる移動支援や、移送前後の生活支援サービスの開発を支援します。

(3) PDCAサイクルに基づく効果的な介護予防事業の推進

この項目のポイント

- ▶ PDCAサイクルに基づいた地域支援事業（一般介護予防事業）の推進
- ▶ 京都式介護予防総合プログラムの普及による、介護予防の推進

【現状と課題】

- 高齢者が要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の推進のためには、機能回復訓練等だけでなく、生活機能全般を向上させ、保健師、管理栄養士、歯科衛生士、リハビリテーション専門職等幅広い医療専門職の関与を得ながら、高齢者の自立支援に資する取組を推進し、高齢者が生きがいを持って生活できる地域の実現に向けた取組を進める必要があります。
- その際、短期集中予防サービスや、地域ケア会議、生活支援体制整備事業との連携とともに、効果的・効率的な取組となるよう、地域支援事業等に関する評価指標を活用するなどし、PDCAサイクルに沿って取組を進めることが重要です。
- なお、京都地域包括ケア推進機構と府立医科大学、京都学園大学、亀岡市等が協働して開発した「京都式介護予防総合プログラム」は、参加者の筋力の増強や持久力の延伸といった体力の向上及び、要介護認定者数や介護給付費の抑制効果も確認されており、指導者の養成や地域における住民主体の様々な取組を支援しながら、広く普及を図っていくことが重要です。

【今後の取組】

- 高齢者の自立支援、介護予防・重度化防止の推進のため、地域支援事業等介護関連データの活用や評価指標の設定により、PDCAサイクルに沿った効果的・効率的に取組が進むよう、市町村を支援します。
- 運動、口腔ケア、栄養・食生活改善及び住民サポーターの養成を組み合わせた「京都式介護予防総合プログラム」について、指導者の養成と併せ、プログラムの普及を促進します。

(4) 介護予防事業への参加促進

この項目のポイント

- ▶ 介護予防の取組の普及、拡大を図り、参加者の増大を目指す
- ▶ 閉じこもりがちな者など参加に消極的な層の参加促進と、参加手段の確保
引きこもりなど、参加に消極的な層の参加促進

【現状と課題】

- 市町村で行われる介護予防教室などは、参加者の固定化や、参加が短期間で持続が困難など、必要な方に行き届かず、また効果が上がらないといった状況が見られます。
- 農村地域を一例に取ると、農作業が適度な運動となっており予防に役立っているとの見解がある反面、農閑期や寒冷期の閉じこもりが逆の作用に働いている状況があり、介護予防事業や通いの場への参加を促す取組が必要となります。
- また、昼間独居の世帯や交通手段の確保が困難な地域などでは、本人が希望しても参加が困難な状況もあります。
- 高齢者の誰もが継続的に参加できるよう、衛生面、感染症に十分配慮しながら、容易に通える範囲に多様な通いの場を創出していくことが重要です。

【今後の取組】

- 地域の状況に応じ、商店街、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、金融機関、薬局、医療機関等、高齢者がよく訪れる事業所や機関と連携し、介護予防等の普及啓発や、初期認知症・フレイル（虚弱）・口腔機能低下等の兆候を早期に発見して介護予防事業等に繋げることができる連携体制を構築できるよう、市町村への助言、支援を行います。
- 認知症、フレイル（虚弱）、ロコモティブシンドローム、低栄養予防、口腔機能の維持等に関する正しい知識の普及を推進します。
- 参加者が楽しく交流を図りながら、健康寿命の延伸にも繋がる取組など、魅力のある通いの場の創出を図っていきます。なお、通いの場等の運営にあたって、感染症対策にも留意するよう周知を図ります。
- 移送サービスの充実など、交通機関利用が困難な高齢者が必要な場所や時間に移動ができ活発な活動に繋がるよう体制の構築を支援します。

(5) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な推進

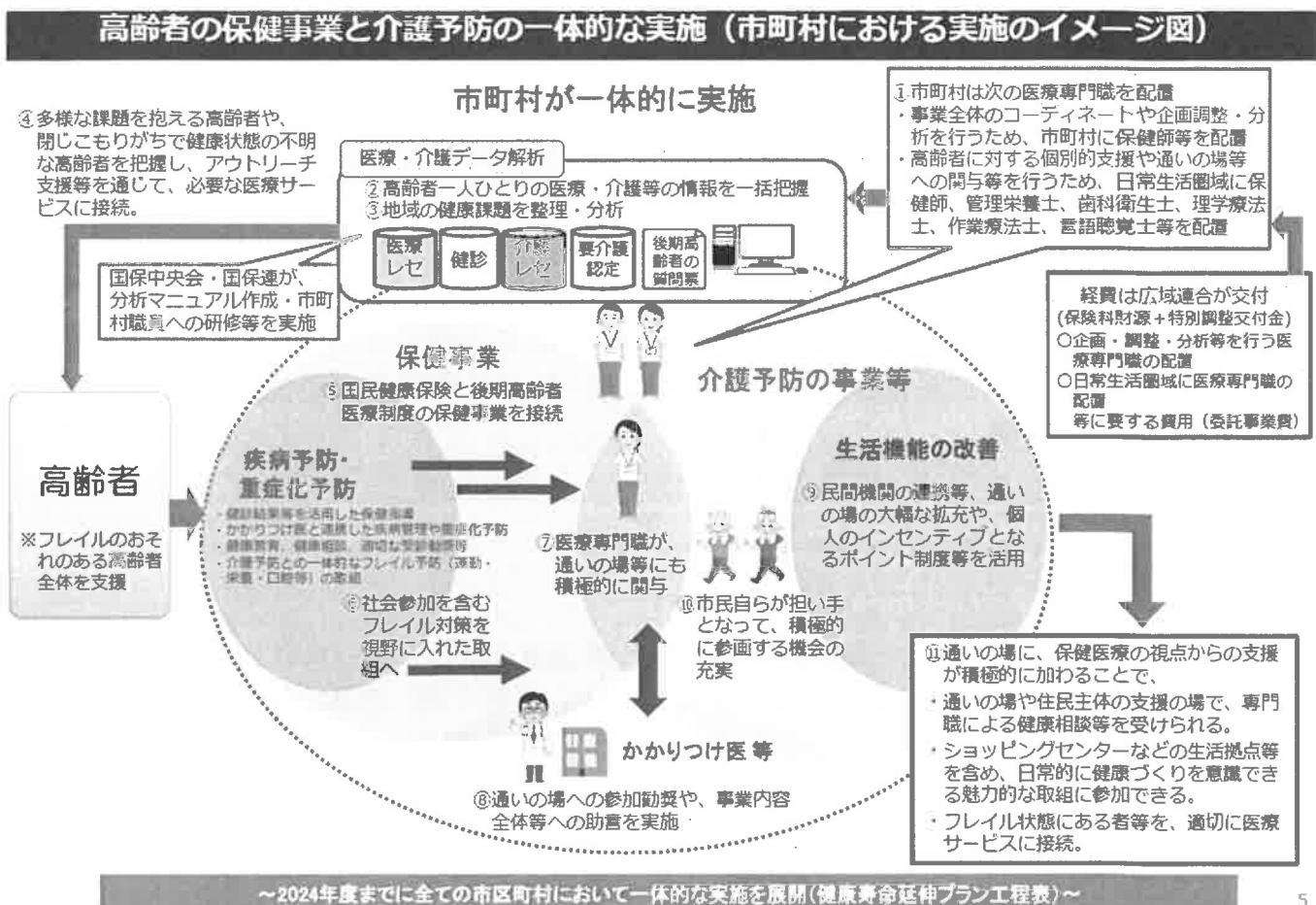
この項目のポイント

- ▶ 「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な推進」を通じた介護予防・重度化防止の取組の推進
- ▶ 通いの場への介入や介護予防事業に参画する医療専門職の養成

【現状と課題】

- 高齢者的心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、市町村が高齢者の保健事業と介護保険制度の地域支援事業を一体的に実施する取組が、令和2年4月から始まっています。
- 具体的には、高齢者一人ひとりの医療・介護データ等から、地域の健康課題の分析を進めるとともに、多様な課題を抱える高齢者や、閉じこもりがちで健康状態が不明な高齢者を把握し、アウトリーチ支援等を通じて必要なサービスにつなげていくこととしており、そのため、市町村にデータ解析や事業推進のため保健師や、個別的支援や通いの場等への関与を行うための管理栄養士、歯科衛生士等医療専門職の配置が進められています。
- 通いの場については、住民自ら運営され、体操や趣味活動等が行われ介護予防に資する取組が行われているところですが、医療専門職が通いの場に介入することにより、フレイル予防の普及啓発や、栄養改善・口腔機能向上等の健康教育・健康相談を行う場として活用していくことが重要です。
- また、後期高齢者に対しては、フレイルなど高齢者の特性を踏まえ、健康状態を総合的に把握するための質問票が導入されることとなり、健康診査の場だけでなく、通いの場や医療機関受診時等において活用され、健康状態を総合的に把握することが求められています。
- これらの一体的な実施は、令和5年度までに22市町村で取り組まれているところですが、未実施市町村への状況に応じた取組支援を行うとともに、実施市町村においても取組内容の充実に向けた支援を行い、高齢者の心身の特性に応じた保健事業の実施と、健康づくりやフレイル予防の普及啓発、介護予防の一層の推進を図ることが重要です。

【図表10-1 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施イメージ】



5

【今後の取組】

- 後期高齢者医療広域連合、国民健康保険団体連合会等関係団体と連携の上、高齢者の特性に応じた保健事業と介護予防の取組が進むよう、市町村の実情を踏まえ適切な支援を行うとともに、人材確保や実施方法の共有などの取組を進めます。
- 職能団体と連携した人材育成研修の開催により、通いの場における健康づくりやフレイル予防のための適切な助言が行える管理栄養士や歯科衛生士等の医療専門職の養成を行うとともに、専門職の確保に向けた取組を推進します。
また、これら医療専門職の地域ケア会議への参画等を通じ、介護予防・重度化防止の取組を一層推進します。

2 健康づくりの推進

(1) 健康づくり対策

この項目のポイント

- ▶ 健康寿命の延伸に重点をおいた「保健医療計画」、「きょうと健やか21」に基づく健康づくりの推進
- ▶ 全ての世代が、希望や生きがいを持ち、健康で心豊かに生活できる社会の確立をめざし、地域や社会経済状況の違いによる健康格差を生じさせない社会環境の構築

【現状と課題】

- 京都府における平均寿命と要介護認定者数（要介護2以上）から算定した平均要介護期間は、男性1.9年、女性4.0年であり（R3年）、要介護の原因となる疾病を予防し、介護期間を短縮させ健康寿命をさらに延伸させる取組が必要です。
- 主要な死亡原因であるがん・循環器疾患や、要介護の原因となる転倒骨折や認知症を予防するための健康づくりにさらに積極的に取り組む必要があります。
- 生活習慣病の発症には若いときからの生活習慣が主な要因となるため、各年代の健康課題に応じた改善策に取り組むとともにライフコースアプローチ（胎児期から高齢期に至るまでの人の生涯を経時的に捉えた健康づくり）を加味した情報提供や体制づくりが必要です。
- 府民の健康を、自助・互助・共助・公助による、地域や世代間の相互扶助で支える環境づくりを総合的に推進していくことが必要です。

【今後の取組】

- 府民に身近な市町村において、地域の健康課題に即したきめ細かい健康づくり事業が実施されるよう市町村を支援します。
- 職域、医療保険者、関係機関との連携を図り、保健所の広域的・専門的な知識・機能を活かした健康づくり事業を推進します。
- 健康寿命を延伸するため、京都府健診・医療・介護総合データベース等のビッグデータ

を活用し、エビデンスに基づく地域の健康課題を明らかにし、効果的な健康づくり事業を実施します。

- 後期高齢者広域連合、国民健康保険団体連合会等関係団体と連携の上、高齢者の特性に応じた保健事業と介護予防の取組が進むよう、市町村の実情を踏まえ適切な支援を行うとともに、人材確保や実施方法の共有などの取組を進めます。〔再掲〕

(2) がん検診の効果的・効率的な推進

この項目のポイント

- ▶ がんに罹患する人の約8割が60歳以上
- ▶ がん検診の受診率向上により、早期発見、早期治療を推進し、高齢者の健康の維持を図る

【現状と課題】

- がんは、京都府における死因別死亡率の第1位であり、高齢者数の増加に伴って、がんによる死亡者数は今後とも増加していくことが推測されます。
- また、京都府では、罹患者の約8割が60歳以上であり、生涯でおよそ2人に1人が、がんに罹患しています。高齢者の健康の維持のためには、がんを早期に発見し、早期に治療することが重要です。
- がん検診は、市町村が住民を対象に行う検診をはじめ、企業が従業員を対象に行う検診、健康保険組合等が保健事業として行う検診、個人が健康管理の一環として自ら受診するものなど、様々な形態があります。
- 60歳代以降は、退職等により職場でがん検診を受ける機会が減少すると考えられるため、検診を受けやすい環境づくりと受診啓発の取組が重要となっています。

【今後の取組】

- 受診率向上によるがんの早期発見・早期治療により、高齢者の健康の保持を図るとともに、がんによる死亡者の減少を目指します。
- がん検診受診率60%を目指し、受診率の低い層へのより効果的な受診啓発や取組を促進するため、市町村・職域・関係団体と連携し、オール京都体制で、がん検診の重要性についての啓発を引き続き進めます。
- 複数のがん検診を同時に実施し一度に受診できるようにする総合がん検診や特定健診とのセット化、土日、休日検診、夜間検診などの充実を図り、検診を受けやすい環境を整備します。
- 病院、診療所、歯科診療所や薬局は、患者への受診啓発を呼びかけます。

(3) 歯と口の健康づくり

この項目のポイント

- ▶ 80歳（75歳～84歳）で20本以上の自分の歯を有する者の割合の増加

【現状と課題】

- 「令和4年度京都府民歯科保健実態調査」によると、一人平均喪失歯数は、70歳代では7.2本、80歳以上では10.8本であり、高齢者の喪失歯が急増しています。
- 薬や老化の影響により唾液分泌が減少し、口腔内の自浄作用が低下し、摂食や嚥下等の口腔機能が低下し、誤嚥性肺炎、フレイル（虚弱）、低栄養を起こしやすくなります。
- 高齢者施設等での歯科健診や口腔健康管理を実施する機会を増加させる必要があります。

【今後の取組】

- 歯と口の健康は全身の健康にもつながることから、オーラルフレイル予防や歯の喪失予防、喪失部位を義歯等で補うことにより、口腔機能の維持・向上を図り、介護予防を推進します。また、京都式介護予防総合プログラムを活用し、口腔機能の低下が認知症、ロコモティブシンドローム、低栄養などにも影響するため、歯と口の健康に関する知識の普及を推進します。
- 誤嚥性肺炎や窒息の予防に配慮した食べ方（食品の物性、食物形態等）の普及を推進するとともに、フレイル（虚弱）、低栄養を予防し、生活機能を維持するためのバランスのとれた栄養状態が保てるよう食育・食支援を推進します。
- 高齢者の歯科健診の受診機会の確保や口腔健康管理が受けられるよう支援します。
- 職能団体と連携した人材育成研修の開催により、通いの場における健康づくりやフレイル予防のための適切な助言が行える管理栄養士や歯科衛生士等の医療専門職の養成を行うとともに、専門職の確保に向けた取組を推進します。
また、これら医療専門職の地域ケア会議への参画等を通じ、介護予防・重度化防止の取組を一層推進します。〔再掲〕
- 高齢者になり歯科外来で通院することが困難な場合も多いため、普段からのかかりつけ歯科医による在宅歯科医療や口腔健康管理が図られるよう周知します。

(4) 国民健康保険をはじめとする各医療保険者の保健事業

この項目のポイント

- ▶ 40歳から74歳までの者に対する特定健診・特定保健指導が平成20年度から義務化
- ▶ 令和2年度から後期高齢者健診において、フレイルなどの高齢者の特性を把握する新たな質問票を導入
- ▶ 各医療保険者が行う健診等の保健事業に対する財政支援、人材の資質向上、地域の疾病情報・健診等の分析による健康づくり施策の展開

【現状と課題】

- 府内の医療保険者全体での特定健診受診率について、2029（令和11）年度に70%以上とする目標を掲げていますが、2021（令和3）年度の実績は53.7%となっています。
- また、医療保険者がより効果的・効率的に保健事業を実施できるよう、各保険者に対する支援を行うことが必要です。
- なお、2020（令和2）年4月には、市町村が高齢者の保健事業と介護保険制度の地域支援事業を一体的に実施できるよう、国民健康保険法等の改正がされており、健診等における質問票の導入や保健事業が円滑に実施できるよう、市町村への支援が必要です。

【今後の取組】

- 府内の医療保険者が集まる医療保険者協議会の取組等を通じて、保険者が協力・連携して、特定健診の受診促進、担当者の研修等を実施するための支援を行います。
- 後期高齢者医療広域連合、国民健康保険団体連合会等関係団体と連携の上、高齢者の特性に応じた保健事業と介護予防の一体的実施の取組が進むよう、市町村の実情を踏まえ、保健所とともに人材確保や実施方法の共有などの支援の取組を進めます。 [再掲]

3 高齢になっても役割を持ち、生きがいを持って活躍できる地域づくり

(1) 高齢者の社会貢献活動や地域活動等の促進

この項目のポイント

- ▶ 高齢者が生きがいを持って活躍できる場の拡充を図り、高齢者の社会参加を進めるとともに、地域の担い手として活躍できるよう支援

【現状と課題】

- 平均寿命の延伸や人口構造の変化により高齢者人口が増加する一方で、就労や地域でのボランティア活動など、様々な形で能力を発揮し、社会活動に参加したいという高齢者自身の意欲も高まっています。
- また、年齢階級別の要介護認定率を見ても、90歳以上では約8割が要介護認定を受けている一方で、65歳～69歳では3.2%、70歳～74歳で6.5%、75歳～79歳でも14.9%となっていることからも、「高齢者」を一律に「支えられる側」と捉えることは実態と合わなくなっています。 (P18 図表2-6) ←今後データ更新
- 高齢になっても、年齢にかかわらず、それぞれの能力や意欲に応じた様々な活躍の場が地域に存在し、こうして地域社会で役割を担って活躍することは、高齢者自身の生きがいと喜びに繋がり、ひいては生活の満足感を向上させ、自身の介護予防にもつながります。
- 一方で、高齢者が活躍できる場が地域に不足している、あるいは活躍できる場があってもその情報が十分に共有されていない等により、高齢者の社会参加の意欲が活動に結び付いていないケースも存在するため、地域における場づくりや、情報共有の取組が必要です。

【今後の取組】

- 人生100年時代を見据え、高齢になっても、年齢にかかわらず、それぞれの意欲や経験・能力に応じて活躍できる場がそれぞれの地域に存在することが重要であり、市町村や社会福祉協議会、京都SKYセンター、老人クラブ連合会、シルバー人材センター等、幅広い関係団体が連携し、地域における多世代交流の場、世代を超えた活躍の場を創出し、高齢者の多様な社会参加を促進して、高齢者自身が地域の担い手として活躍できる環境を整備します。
- 地域社会の活性化を促す高齢者リーダーの養成を行う「京都SKYシニア大学」の運営

をはじめ、「SKY人生100年フェスタ」の開催など、高齢者の健康と生きがいづくりの増進及び社会活動への参加と担い手づくりに取り組む京都SKYセンター等の活動を支援します。

- ボランティアや地域の支え合い活動など、高齢者の社会参加に必要な知識や技能を修得できるセミナーの開催や相談・情報提供などを行うとともに、シニアボランティアバンク（仮称）の取組など、社会貢献活動参加に意欲的な高齢者と活動とのマッチングの仕組みづくりを行います。

(2) 高齢者の生涯学習やスポーツ活動の推進

この項目のポイント

- ▶ 高齢者の自主的な学習を支援し、地域活動への参加を促進
- ▶ 運動やスポーツを通して「地域の絆」等を強化
- ▶ 全国健康福祉祭（ねんりんピック）への参加を促進

【現状と課題】

- 学習活動が個人の教養や趣味の充実にとどまり、学習の成果が地域活動などに十分に活かされていないケースがあります。
- 平均寿命が延伸する中、高齢になってもできるだけ健康で自立した生活を送るために、高齢期を迎える前から日常的な運動による健康の維持、体力の向上が求められています。
- 少子高齢化や地域社会の人間関係の希薄化が進む中で、運動やスポーツを通して、「人と人のつながり」や「地域の絆」を強め、地域を活性化することが大切です。
- 高齢者を中心とするスポーツ、文化、健康福祉の総合的な祭典である全国健康福祉祭（ねんりんピック）への京都府選手団の派遣を行い、高齢者がスポーツや文化活動を始めるきっかけとなるよう取り組んでいます。

【今後の取組】

- 自主的な学習を支援するため、インターネット等による生涯学習関連情報の発信を充実させるとともに、府内全域の生涯学習施設との連携を強化し、生涯学習事業や地域活動等により気軽に参加できる環境づくりを行います。
- 府立京都学・歴彩館や府立ゼミナールハウスなど、生涯学習活動の拠点となる府の生涯学習・社会教育施設が行う事業等の充実・強化を図ります。
- 中高年の世代に応じて維持すべき身体動作の指標を作成し、各市町村のスポーツ施設はもとより、保健施設・公民館とも連携して活用を図り、自立して健康に生活できる健康寿命の延伸を目指します。
- 高齢者の自主的な健康維持の取組を推進するとともに、運動やスポーツを通じた、「人と人のつながり」や「地域の絆」の強化を図ります。
- 全国健康福祉祭（ねんりんピック）参加者の経験を、地域でのふれあいと活力ある長寿社会づくりへ生かすため、積極的な地域活動への参加を促します。

(3) 老人クラブ活動への支援

この項目のポイント

- ▶ 地域に密着した高齢者の自主的組織である老人クラブの組織強化と活性化を支援
- ▶ 生きがいや健康づくり、多様な地域貢献活動を行う老人クラブの活動を支援

【現状と課題】

- 老人クラブは、高齢者の自主的・積極的な社会活動を推進する主体として、生きがいや健康づくり活動をはじめ、環境美化、友愛活動、世代間交流等の地域に貢献する活動など多方面にわたる活動に取り組まれています。
- 介護予防・日常生活支援総合事業において、多様な主体による介護予防・生活支援サービスの提供体制の整備を目指しているところであり、老人クラブは、これまで取り組んできた友愛活動や健康づくり、介護予防活動を活かした、サービスの担い手としての役割が期待されています。
- また、L I N E を活用した高齢者同士のつながりや、犬の散歩を兼ねた友愛訪問など、地域の状況を踏まえた新たな活動にも取り組まれています。
- 一方で、高齢者の生活様式の変化、定年の延長、価値観の多様化等により、老人クラブ数や会員数の減少が続いていることから、老人クラブの活発な活動を今後も継続していくためには、60～70代前半の高齢者に対して老人クラブ活動の重要性を周知し、社会貢献活動への意識向上を高めるとともに、新しい活動の展開により、魅力ある老人クラブづくりに向けた取組を進めていくことが重要です。

【今後の取組】

- 高齢者への多様な生活支援や介護予防活動を行う老人クラブと連携・協力し、地域での支え合い体制の構築を推進します。
- 老人クラブの活動をさらに促進し、会員の増強を図るために、京都府老人クラブ連合会が行う老人クラブ等活動推進員の設置を支援します。
- さらに、老人クラブの組織強化やリーダーの育成、会員増を図るために、京都府老人クラブ連合会が実施する「シルバーリーダー研修事業」や「健康づくり・介護予防支援事業」、「若手リーダー育成」等を活発に行えるよう支援します。
- 高齢者の地域における社会活動を促進させるため、生きがいと健康づくりのための多様な社会活動を行う老人クラブに対して支援を行います。

(4) 高齢者の雇用対策の促進

この項目のポイント

- ▶ 高年齢者の雇用・就業ニーズに応じた再就職の促進及び多様な就業機会の確保

【現状と課題】

- 少子高齢化により、将来に向けて労働力人口の減少が進行します。
- コロナ禍により有効求人倍率が低下している一方で人手不足の状況にある業種・職種もあり、高齢者をはじめとする多様な働き手の確保が求められています。
- また、令和4年就業構造基本調査によると、京都府の高齢者（65歳以上）の有業率は25.0%となっており、全国（25.3%）に比べて、0.3ポイント低い状況となっています。
高齢者の無業者のうち就業希望者は9.2%となっており、全国（7.4%）に比べて、1.8ポイント高い状況となっています。（図表10-2）

【図表10-2 高齢者の就業の状況（京都府）】

（単位：人）

	合計	有業者	有業率	無業者	うち就業希望者	就業希望率	うち非就業希望者
15歳以上人口	2,259,800	1,360,900	60.2%	898,900	173,700	19.3%	712,400
65歳以上	755,700	188,800	25.0%	567,100	52,400	9.2%	503,200
65～74歳	338,200	137,500	40.7%	200,700	28,200	14.1%	170,600
75歳以上	417,500	51,300	12.3%	366,400	24,200	6.6%	332,600

注：総務省「就業構造基本調査」（令和4年）

- このように、高齢化や労働力人口の更なる減少が見込まれる中で、シルバー人材センター等の果たす役割はますます重要となっています。
- 高齢者に就業の場を提供するシルバー人材センターにおいては、2022（令和4）年度の実績で、会員は約1万4千人、総契約金額は63億円にのぼるなど活発な活動を展開し、積極的な事業推進を図っています。（図表10-3）

【図表 10-3 シルバー人材センターの活動状況（ミニシルバーを含む）】

年度	設置数	会員数（人）	就業延人員(人日)
H27	20	14,673	1,398,469
H28	21	14,620	1,415,586
H29	21	14,654	1,429,326
H30	21	14,739	1,416,214
R1	21	14,720	1,405,310
R2	21	14,359	1,293,473
R3	21	14,228	1,305,337
R4	21	14,118	1,313,044

注：（公社）全国シルバー人材センター事業協会「シルバー人材センター事業統計年報」

□ 京都ジョブパークでは、「就業サポートセンター」に、2020（令和2）年度から高齢人材担当を設けて、概ね55歳以上の中高年齢者の就業を支援しています。

2022（令和4）年度の利用状況をみると、新規利用者数が760人、就職内定者数が526人となっています。

（図表10-4）

【図表 10-4 京都ジョブパーク就業サポートセンター（高齢人材）利用状況（2022（R4）年度）】

新規利用者数	760人
延べ相談者数	2,125人
1日平均延べ相談者数	7.3人
就職内定者数	526人

□ また、京都ジョブパークでは、中高年齢者のキャリア養成に向け、中高年齢者キャリアチェンジプログラムを実施し、就労意欲を喚起するセミナー等を実施しているほか、セミナー受講後は企業とのマッチング交流会を開催し、効果的に再就職につなげる支援を行っています。

□ 令和3年8月に「京都府生涯現役クリエイティブセンター」を開設し、高齢者をはじめ全世代に向けた実践的な学び直しの機会を提供するとともに、キャリアカウンセラーによるキャリア相談や企業とのマッチングまで一体的な支援を行っています。

【今後の取組】

- 高年齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図るため、シルバー人材センター事業等を推進します。
- 京都ジョブパークでは、京都労働局・ハローワーク等と連携したオール京都体制で、相談からスキルアップ、就職・定着までワンストップで、高年齢者の再就職を支援します。

- 高年齢者の雇用・就業ニーズに応じた再就職の促進及び多様な就業機会の確保に努めます。

第II章 高齢者の安心・安全な日常生活 を支える取組の推進

- 1 高齢者が安心して暮らすことができる地域づくりの推進**
- 2 高齢者虐待及び権利擁護**
- 3 家族介護者等への支援**

この章では、地域の様々な団体が連携・協働した高齢者の見守りネットワーク（絆ネット）の推進や、安心・安全な日常生活を支える取組の推進、高齢者虐待への取組等について、基本的な考え方や施策の方向性を説明します。

第11章 高齢者の安心・安全な日常生活を支える取組の推進

1 高齢者が安心して暮らすことができる地域づくりの推進

(1) 「絆ネット」の推進や生活支援サービスの充実

この項目のポイント

- ▶ 地域の様々な団体、組織が連携し、地域の高齢者等を見守るネットワークの推進が必要
- ▶ 見守りや生活支援活動を実施する社会福祉協議会、民生児童委員、ボランティア団体、NPOなどの活動への支援が必要

【現状と課題】

- 地域福祉活動として、社会福祉協議会、民生児童委員、ボランティアや住民組織などにより、高齢者の日常生活を支える様々な取組が進められています。
- 社会福祉協議会は、地域の福祉ニーズに応えるため住民参加による見守りや安否確認、買い物支援や家事援助、配食サービスなどの活動を展開しています。
- 民生児童委員は、住民の最も身近な相談相手として、住民の生活状況を日頃から全般的に把握するとともに、「相談援助活動」、「福祉サービスの利用援助」など、地域に根ざしたきめ細やかな活動を展開しています。
- ボランティア、NPO、住民組織等では、高齢者への配食、居場所づくり、友愛訪問、送迎など多彩な活動が行われています。
- 人と人とのつながりが希薄化する中で、地域の一人暮らし高齢者など、配慮が必要な方々に対する見守り活動や生活支援を進めるためには、こうした地域で活躍する様々な団体が、地域の課題を共有し、同じ問題意識の下で連携して取り組むことが重要です。

【今後の取組】

- 地域のNPOやボランティア団体、社会福祉協議会、民生児童委員、企業、商店、警察、消防、行政など、地域の様々な活動団体と連携・協働した「見守り・支援ネットワーク」 = 「絆ネット」による見守り支援体制を推進します。

- 生活に困窮する高齢者等については、「絆ネット」を活用した早期把握に努め、「生活困窮者自立支援法」に基づき設置された「自立相談支援機関」などと連携し、早期の生活支援等を実施します。
- 8050（ハチマルゴーマル）問題など、複合的課題に対応できるよう、市町村による「重層的支援体制」の整備を支援します。
- 高齢者の見守り活動や日常生活支援等に取り組むNPO、ボランティア団体や、こうした活動の実施に加え地域福祉の推進のための企画・調整を担う社会福祉協議会について、組織力の向上や事業・活動を充実させるための支援を行います。
- 高齢者に対するボランティア活動が継続的に展開されるよう、社会福祉協議会と連携しボランティア活動に関する情報提供やコーディネート等を促進します。
- 民生児童委員と連携し、高齢者などの要配慮者への見守り活動の取組を進めるとともに、民生児童委員の資質向上研修を実施します。
- 運送車両の購入助成や運転者養成講習の開催など、福祉有償運送の実施を支援します。
- ＩＣＴを活用した見守り等、多様な見守りのあり方を通じて、高齢者が安心して暮らせるまちづくりを推進します。
- 人生100年時代を見据え、高齢になっても、年齢にかかわらず、それぞれの意欲や経験・能力に応じて活躍できる場がそれぞれの地域に存在することが重要であり、市町村や社会福祉協議会、京都SKYセンター、老人クラブ連合会、シルバー人材センター等、幅広い関係団体が連携し、地域における多世代交流の場、世代を超えた活躍の場を創出し、高齢者の多様な社会参加を促進して、高齢者自身が地域の担い手として活躍できる環境を整備します。 [再掲]

(2) 地域活動団体による取組の支援

この項目のポイント

- ▶ 地域の課題解決に取り組み、暮らしに役立つサービスを提供できる地域活動団体の活動の拡大
- ▶ 活発化している民間の活動と行政や企業、大学等他のセクターとの協働・連携による高齢者の健康福祉に関する課題解決機能の強化

【現状と課題】

- 近年は、高齢者一人暮らし世帯の孤立化や地域の移動手段確保の困難化など、地域課題が多様化・深刻化してきており、個々の地域活動団体の活動だけでは対応が困難となるケースが増加しています。
- 今後の高齢者の健康福祉に関する課題については、地域活動団体だけでなく、地域住民や周辺団体、企業、大学、行政などで共有し、地域の多様な主体が協働・連携していくことで、それぞれの強みを活かしつつ、地域が一体となって課題解決に取り組んでいく必要があります。
- このため、地域活動団体が、協働・連携して取り組む地域課題解決に向けた活動を「地域交響プロジェクト」により支援しています。

【今後の取組】

- 具体的な協働・連携の仕組みとして、地域活動団体が相互に協力し、活動が継続的なものとなるよう、周辺住民の協力が得られる環境づくりや、他の団体や行政などの協働・連携関係をつくり上げることを目指し、「地域交響プロジェクト」を引き続き展開していきます。
- 特に地域の中で日常的、継続的な支え合いが必要となる介護予防や高齢者の生活支援・見守りなどの重要課題については、市町村や府の施策と協働・連携することによりその解決を目指す「重点課題対応プログラム」として、交付金による支援だけでなく、活動団体と行政とが直接意見交換する場である「パートナーシップ・ミーティング」を開催することで、相互の関係性の構築やボランティアなど活動の担い手とのマッチングを支援します。

(3) 高齢者の安心・安全な生活を支える取組の推進

① 高齢者が安心して消費生活を送るための支援

この項目のポイント

- ▶ 地域における見守り活動の強化による高齢者の消費者被害の未然防止
- ▶ 高齢者が身近に相談できる消費生活相談窓口の支援

【現状と課題】

- 消費者被害は、複雑化、多様化し、また悪質商法の矛先が高齢者等の社会的弱者に向かわれるなど、相談内容が深刻化しており、このため法令に基づく専門的な助言やあっせんを必要とする相談が増加しています。
- 京都府内の高齢者人口は、総人口が減少する中で増加しており、今後、高齢化率は上昇が見込まれますが、高齢者の中には加齢等による判断能力の低下が見られることもあり、高齢消費者の被害防止・救済が大きな課題となっています。
- 高齢化の進行や社会情勢の変化に伴い、京都府内の世帯主の年齢が65歳以上の単独世帯及び夫婦のみ世帯は、世帯数、全体に占める割合ともに今後も増加が見込まれますが、高齢者のみ世帯は周囲の目が届きにくい場合もあり、消費者トラブルに巻き込まれやすく、救済が遅れることにより、生活基盤が脅かされるような消費者被害が発生する危険があります。
- 高齢者からの相談は、高い水準（④31.2%）で、年齢が上がるにつれて「訪問販売」「電話勧誘販売」が増加しています。SNSに表示された広告がきっかけとなったトラブル、SNSで知り合った人がきっかけとなったトラブルなどのSNSに関するトラブルが、幅広い年代で発生しています。
- 高齢者は、被害に遭っていることを認識していない、自分が悪いと思って相談しない、一人暮らしで相談する人がいないなど、被害が表面化しにくい状況があり、高齢者が悪質な訪問販売や電話勧誘販売等による被害に遭うリスクが一層高まっています。
- 高齢化の進展や高齢者のみの世帯の増加が見込まれることから、高齢者等の消費者被害を未然に防止するために、地域での見守りを強化するとともに、多くの関係機関と連携した見守り体制の構築が必要となっています。

【今後の取組】

- 京都府警察、市町村、福祉関連団体、事業者等地域の多様な主体と連携した見守り体制（消費者安全確保地域協議会）を構築し、地域での見守りの強化を図ります。

- 福祉・介護職員等による見守りや消費者ボランティアによる見守り活動の支援、市町村等の啓発活動の支援、京都府警察等と連携した通話録音装置の貸出し等を実施します。
- 府内どこでも質の高い相談や救済が受けられる体制を維持するため、市町村の消費生活センター等に対する支援を実施します。

② 高齢者の交通安全の確保

この項目のポイント

- ▶ 高齢歩行者に対する交通安全教育、広報啓発、反射材普及やタイムリーな交通情報の提供
- ▶ 高齢運転者のおかれている環境等に応じた運転免許証の自主返納の促進及び参加・体験・実践型の交通安全教育の実施と安全運転サポート車の普及啓発

【現状と課題】

- 令和4年中の全交通事故死者数に占める高齢者の交通事故死者数の割合は、約6割であり、依然高水準で推移しています。
- 全交通事故死者数に占める高齢者の交通事故死者数の割合は、依然半数近くを占めており、今後も増加していくことが懸念されます。
- 歩行中の交通死亡事故の約7割は高齢者が占めています。高齢者の行動の特性の理解や高齢者保護の気運の醸成が必要です。また、高齢者自身の交通安全意識の高揚や、反射材の直接貼付活動を推進することが必要です。
- 高齢運転者が交通事故の加害者になったり、高齢運転者の単独交通事故が増加することが懸念されます。運転免許証を返納しやすい環境づくりと運転を継続される方に対する交通安全指導が必要です。

【今後の取組】

- 参加・体験・実践型の他、新しい生活様式に沿った交通安全教育を行うとともに、関係機関や交通ボランティア等と協働した家庭訪問を行い、対象者の生活実態等を踏まえたきめ細やかな交通安全指導や夜間の交通事故防止のための反射材の直接貼付活動を行います。
- 運転に不安のある方の運転免許証の自主返納を促進するとともに、返納しやすい環境づくりや交通安全指導の強化、企業等と連携した安全運転サポート車の普及啓発を行います。
- 街頭啓発活動やSNS等各種広報媒体を活用した広報活動を行い、高齢者はもとより、高齢者の家族に対してもタイムリーに交通安全情報を提供することにより社会全体で高齢者保護の気運醸成と高齢者自らが交通安全行動を実践することができるよう努めます。

③ 高齢者のための防犯対策

この項目のポイント

- ▶ 高齢者を対象とする犯罪被害対策に重点を置いた防犯指導や情報提供をタイムリーに実施
- ▶ 認知症等高齢者の行方不明時における早期発見・保護に向けた連携強化

【現状と課題】

- 2022（令和4）年中、刑法犯総数は10,578件で、うち高齢者被害総数は1,102件（10.4%）と前年対比95件の増加となっています。
- 高齢者を被害者とする特殊詐欺、悪質商法等の犯罪が依然として高水準で推移していることから、引き続き、高齢者が被害に遭いやすい罪種に重点を置いた具体的で分かりやすい防犯指導が必要です。
- 2022（令和4）年中の65歳以上の高齢者の保護件数は4,249件で、保護総数の64.0%を占めています。高齢者の保護は、2015（平成27）年から保護総数の5割を超え、増加傾向にあります。（図表11-1）

【図表11-1 京都府内の保護総数の推移】

	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
保 護 総 数	5,407件	5,991件	5,973件	5,829件	6,636件
高齢者保護件数	3,062件	3,446件	3,679件	3,629件	4,249件
比 率	56.6%	57.5%	61.6%	62.3%	64.0%

- 中でも、認知症高齢者の徘徊等による保護は3,887件で、高齢者の保護全体の91.5%を占めています。

【今後の取組】

- 高齢者を対象とした防犯教室の開催や、府民協働防犯ステーション参画の防犯ボランティア団体等と協働した戸別訪問等により、きめ細やかな防犯指導を推進します。
- 事業者による防犯CSR活動を促進し、高齢者の見守り活動や、高齢者が特殊詐欺や悪質商法の被害に遭わない環境づくりを推進します。
- 高齢者向けの防犯情報をタイムリーかつ積極的に発信し、犯罪被害の未然防止、拡大防止を推進します。
- 京都府内の全市町村において策定された「認知症高齢者等の行方不明時における早期発見及び身元不明者の身元確認に関する連携要領」に基づき、認知症高齢者等の行方不明者を早期に発見、保護するための取組を推進するなど、関係機関における更なる連携強化に努めます。

④ 高齢者のための防災対策

この項目のポイント

- ▶ 高齢者が安全かつ安心して避難できる体制の構築が必要
- ▶ 防災対策に関する知識の普及や意識の啓発が必要

【現状と課題】

- 近年、大規模災害は毎年発生し、多くの犠牲者が出る中、おおむね6割以上が高齢者となっています。
- 2016（平成28）年台風第10号による水害では、高齢者施設で入所者全員が亡くなり、2020（令和2）年九州南部での豪雨被害では、高齢者施設で一部入所者が逃げ遅れ亡くなるなど深刻な被害が発生しています。
- 風水害や津波災害等の自然災害に対しては、早めの避難が重要です。このため、全ての市町村において、「高齢者等避難」の趣旨を周知するとともに、適切な時期での発令ができるよう客観的な避難判断基準を設定すること、また災害時に配慮が必要な高齢者の把握や防災訓練の実施等の対策が求められます。
- 特に、発災初期の避難、救出・救助活動においては、「自助」、「共助」の活動が必要となることから、府民一人ひとりが的確に行動し、地域の防災力を高めるため、日頃からの備えと防災対策に関する知識や意識の啓発が求められます。
- 併せて、避難所での生活はプライベートが無く、支援の担い手も限られるため、避難生活に特に配慮を要する高齢者への支援が不足します。日頃の備えとして、避難所の環境整備も求められます。

【今後の取組】

- 高齢者施設等では、介護保険法等の関係法令において非常災害計画の作成及び避難訓練の実施が義務づけられており、集団指導や運営指導においてその徹底を進めているところです。
- 市町村地域防災計画に定められた洪水等の浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の高齢者施設については、関係法令に基づく避難確保計画の策定、避難訓練の実施が義務づけられており、市町村や防災関係部局と緊密に連携し、計画策定を支援します。
- 災害時に自ら避難することが困難な方が確実に避難することができるよう、市町村における個別避難計画の作成を支援します。

- 誰もが安心して避難所で避難生活を送ることができるよう避難所をユニバーサルデザインで設営できるよう促進するため、避難所の指定・開設等の責任を担う市町村との連携を進め災害時の要配慮者対策推進を図ります。
- 避難所において高齢者等の避難者の二次被害を防ぐために対応できる体制を整えるため、人材育成として福祉避難サポートリーダー及び災害派遣福祉チーム（京都DWAT）の養成を進め、防災訓練や講演会の開催等を通じ、府民の防災意識の向上、取組の推進を図ります。
- 施設・事業所に対する集団指導や運営指導を通じて、各事業所の業務継続計画（BCP）の整備、自然災害発生を想定した訓練の実施等を支援します。

⑤ 高齢者のための防火対策

この項目のポイント

- ▶ 各市町村と連携し防火安全の取組を実施
- ▶ 各市町村において、火災からの逃げ遅れを防ぐため、住宅用火災警報器の設置を促進

【現状と課題】

□ 建物火災による死者数のうち、約9割は住宅火災によるものであり、このうち、約8割は65歳以上の高齢者が占めています。

□ 住宅火災の死者数を要因別にみると、逃げ遅れが約4割を占めています。

□ このため、高齢者に対する防火安全の取組を引き続き実施することが必要です。
また、火災からの逃げ遅れを防ぐため、住宅用火災警報器の完全設置促進が必要です。
(図表11-2)

【図表11-2 住宅用火災警報器の設置率】

	設置率
京都府	89.9%
全国平均	84.3%

注：数値は消防庁調査（2023（令和5）年6月時点）による

□ 適切な作動を確保するためには、定期的な点検や老朽化した機器の交換が必要です。

【今後の取組】

- 府内の各市町村と連携し、防火安全に関する積極的な広報啓発に努めます。
- 府内の各市町村において、住宅用火災警報器の未設置世帯に対する設置促進の取組を進めるとともに、機器の交換や定期的な点検の必要性について周知を図ります。

⑥ 福祉のまちづくりの推進

この項目のポイント

- ▶ 福祉のまちづくり条例により、高齢者や障害者をはじめとして、すべての人々が安心して快適に生活できるまちづくりの実現を目指す
- ▶ みんなでつくる「あつたか京都」推進指針（京都府ユニバーサルデザイン推進指針）に基づき、共に支え合い共に生きる社会の実現を目指す

【現状と課題】

- 「京都府福祉のまちづくり条例」に基づき、多数の人が利用する建築物や道路、公園等の整備に際して、基準に適合するよう指導しています。
 - ・整備基準適合証交付件数：2,585施設（2023年3月末現在）
- 歩行が困難な方に対して共通の駐車場利用証を交付し、車いすマークの駐車場を利用やすくする「京都おもいやり駐車場利用証制度（パーキングパーミット制度）」を実施しています。
 - ・協力駐車場施設数：1,540施設（2023年8月末現在）
- ホームページ「人にやさしいまちづくり」によりユニバーサルデザイン情報を提供しています。
 - ・掲載施設数：2,120施設（2023年9月末現在）
- みんなでつくる「あつたか京都」推進指針（京都府ユニバーサルデザイン推進指針）に基づき、ユニバーサルデザインの推進にとりくんでいます。
 - ・ユニバーサルデザインを知っている人の割合：62.7%（2023年6月末現在）

【今後の取組】

- 誰もが利用しやすい建築物、道路、公園等の施設整備を促進します。
- 「京都おもいやり駐車場利用証制度」の普及啓発を進めます。
- ユニバーサルデザイン情報を適時・適切に入手し活用できるよう情報の充実を図ります。
- ユニバーサルデザインの考え方の普及啓発を進めます。

⑦ 感染症対策の推進

この項目のポイント

- ▶ 高齢者が安心して介護サービスを利用できるよう、また、感染リスクなどで緊張感を持って業務に当たっておられる介護職員等の負担が軽減できるよう、市町村や関係団体と連携し、新型コロナウィルス感染症をはじめとした感染症対策を推進

【現状と課題】

- 高齢者は感染症の重症化リスクが高いため、入所施設においては、感染症を施設内に持ち込まない、また、施設内で感染を拡大させないことが重要です。
- また、万一施設内で集団感染が発生し、介護職員等が感染者や濃厚接触者となった場合でも、サービスの提供を継続できるよう、業務継続計画の策定や計画に基づく日々の訓練が求められます。
- 集団感染が発生した施設では、職員の感染防止対策の習熟度に課題が見られたことから、感染症対策の基本知識や感染リスクを低減したケアの方法等について、周知・徹底していくことが必要です。
- このような中、自身が感染する恐れや、自身が利用者や家族に感染させてしまうのではないかという不安を持ちながら業務にあたっている、介護職員等の心身のケアも必要です。

【今後の取組】

- 施設内での感染拡大防止のため、多床室の個室化や簡易陰圧装置・換気設備の導入に加え、入所者と面会者をアクリル板等により遮断した家族面会室の整備、各ユニット（生活単位）への玄関室の設置などゾーニング環境の整備を支援します。
- 2020(令和2)年度に締結した「感染発生時における介護職員の相互応援協定」に基づき、感染症により職員が不足した場合の応援体制の構築や円滑な運用を図ります。
- 国が策定した「介護現場における感染対策の手引き」に基づき、介護職員に対する感染症研修や日々のケアにおける感染防止策の徹底など、施設・事業所における感染予防の取組を支援します。
- 施設・事業所に対する集団指導や運営指導を通じて、各事業所の感染症対策計画や業務継続計画（B C P）の整備、感染症発生を想定した訓練の実施等を支援します。

- 介護サービスの提供は、対面・接触が多く、様々な介助を通した職員への感染が懸念されるため、感染リスクを低減した新たなケアの方法を普及するため、感染症対策の指導役となる看護師を養成します。
- 感染事例が発生した場合や、感染リスクが高い者との接触による介護職員等の心身の負荷に対する支援を行うことを目的として、国や施設団体等が設置するメンタルヘルス相談窓口を広く周知するなど、介護職員等の心身の負担の軽減を図ります。

2 高齢者虐待及び権利擁護

(1) 高齢者虐待等への対策

この項目のポイント

▶ 虐待の早期発見・早期対応・未然防止の取組

【現状と課題】

- 高齢者虐待防止法に基づく調査結果では、要介護施設従事者等による虐待件数は横ばい、養護者による虐待件数は増加傾向にあり、虐待件数は約700件となっています。
(図表11-3)

【図表11-3 高齢者虐待の状況（京都府）】

		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
要介護施設従事者等による虐待	相談・通報件数	2	5	14	9	33	35	93	64	79	58	43
	判断件数	0	1	3	2	9	9	18	37	14	10	10
養護者による虐待	相談・通報件数	561	636	714	777	817	931	983	1,125	1,213	1,209	1,318
	判断件数	417	425	472	490	521	634	663	665	599	653	699

注：府の高齢者虐待防止法に基づく調査による

- また、虐待類型では「身体的虐待」が64.2%、「心理的虐待」が52.9%を占めています。
(図表11-4)

【図表11-4 高齢者虐待の類型（京都府：2021（R3）年度】

身体的虐待	64.2%
介護・世話の放棄・放任	19.0%
心理的虐待	52.9%
性的虐待	0.4%
経済的虐待	9.6%

注1：府の高齢者虐待防止法に基づく調査による（養護者虐待）

注2：合計が100%にならないのは、1件の事例で複数の虐待種別をカウントしているため

- 高齢者の虐待を早期に発見し、未然に防止するためには、高齢者に接する機会の多い介護支援専門員・訪問介護員等のサービス提供者や地域包括支援センター職員等が高齢者虐待に関する十分な認識を持っておく必要があります。
- また、高齢者への虐待防止や早期発見、虐待を受けた高齢者や養護者に対する適切な支援を行うためには、市町村において、地域包括支援センターを中心に関係機関や団体等との連携体制（高齢者虐待防止ネットワーク）を構築することが求められています。

□ 京都府では、高齢者虐待対応の窓口となる市町村の取組を支援するため、2012（平成24）年度に、「京都府障害者・高齢者権利擁護支援センター」を設置し、専門職団体と連携・協力し、法的な専門知識等が必要な虐待事案に対する専門職チームの派遣、市町村からの相談への助言等を行い、市町村をきめ細かく支援しているところです。

・ 2015（平成27）年度	相談件数	204件	派遣件数	23件
・ 2016（平成28）年度	相談件数	235件	派遣件数	21件
・ 2017（平成29）年度	相談件数	244件	派遣件数	19件
・ 2018（平成30）年度	相談件数	261件	派遣件数	25件
・ 2019（令和元）年度	相談件数	309件	派遣件数	15件
・ 2020（令和2）年度	相談件数	274件	派遣件数	8件
・ 2021（令和3）年度	相談件数	243件	派遣件数	11件
・ 2022（令和4）年度	相談件数	216件	派遣件数	17件

【今後の取組】

- 「京都府障害者・高齢者権利擁護支援センター」を核として、市町村をはじめとする関係機関や関係者と一層連携・協力して、引き続き高齢者への虐待の未然防止、早期発見・早期対応、再発防止などの取組を推進します。
- 高齢者施設等における虐待案件については、関係者からの通報等に基づき、保健所及び市町村が合同で立入検査等を行い、市町村が虐待判断を行うとともに、重大な案件については府において介護保険法による改善勧告を行い、改善計画書の提出を求めて継続的な指導を行います。
- 高齢者施設・事業所に対して、高齢者の人権の擁護、虐待防止のための委員会の開催、指針の整備、研修の実施を義務づけ、施設・事業所における虐待防止の取組を徹底します。

(2) 身体拘束ゼロへの取組

この項目のポイント

- ▶ 身体拘束廃止のための取組

【現状と課題】

- 介護保険施設等における身体拘束については、入所者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、原則として許されるものではなく、禁止されています。
- 府内における身体拘束適正化の進捗状況を把握し、身体拘束ゼロ推進に向けた意識の高揚を図るとともに、毎年減少する施設等の身体拘束実績の更なる減少に資することを目的として京都府では毎年実態調査を実施しています。
令和3年度調査では、令和3年度中に身体拘束を実施していた対象施設等は78施設等であり、有効回答施設等の9.6%となっています。
- 2018（平成30）年度の介護報酬改定では、施設毎に身体拘束廃止委員会等の定期的な開催や指針の作成を義務づけ、未実施の場合の減算が強化されています。

【今後の取組】

- 身体拘束ゼロを目標に、介護保険施設やその関係団体等へ、研修の実施等により施設職員の意識改革や施設全体の取組が促進されるよう引き続き支援や助言（指導）に努めます。
- 身体的拘束等による高齢者への行動制限は、介護保険施設等だけでなく、訪問介護員等の居宅サービスの場面でも発生する可能性があり、在宅であっても身体的拘束等は高齢者に対して精神的苦痛や身体的機能の低下を招く危険性があるため、介護従事者等に対し正しい理解を促進し、意識啓発を図っていきます。

(3) 高齢者の権利擁護の促進

この項目のポイント

- ▶ 成年後見制度や福祉サービス利用援助事業の活用促進の取組

【現状と課題】

- 近年、認知症高齢者等を狙った悪質な事件等が頻発しており、また日常生活上の様々な判断や手続、金銭管理に援助が必要な高齢者も多くなっていることから、高齢者の権利擁護に関心が高まっています。
- 京都府では、市町村や家庭裁判所と連携し、成年後見制度の普及啓発等に取り組むとともに、「京都府障害者・高齢者権利擁護支援センター」において、専門職団体と連携・協力し、市町村職員を対象とした制度の活用に関する検討会等を開催するなど、制度の利用促進の取組を進めています。また、市町村において、権利擁護の取組を強化するため、中核機関の設置や取組の強化を行えるよう支援を進めてまいります。
- その結果、身寄りのない重度の認知症高齢者等について市町村長が申立てを行う取組は一定活用されるようになりましたが、制度の利用手続きの繁雑さ等もあり、依然として、十分に活用される状態には到っていません。（図表11-5）

【図表11-5 市区町村長による成年後見事件（※1）の申し立て件数（最高裁判所）】

		2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)
市区町村申立件数	全国	4,543	5,046	5,592	5,993	6,466	7,037	7,705	7,837	8,822	9,185	9,229
	京都（※2）	136	182	150	164	160	165	185	153	197	195	163

注：最高裁判所による成年後見関係事件の概況による

（※1）後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件をいう。

（※2）京都家庭裁判所管内の申立数

- 判断能力が十分でない認知症高齢者等の福祉サービスの利用を援助するため、社会福祉協議会において福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）が実施されています。（2022（令和4）年度利用者数899人）また、低所得の方（市町村民税非課税）にも利用していただけるよう、府独自で利用料の公費負担を行っています。

【今後の取組】

- 「京都府障害者・高齢者権利擁護支援センター」を核として、引き続き成年後見制度の利用促進に努めるとともに、担い手育成の取組を強化し、具体的には、市民後見人の養成や法人後見の取組の促進など、市町村の権利擁護に係る取組をきめ細かく支援していきます。また、家庭裁判所等と連携し、市民後見人の養成や法人後見の取組、その活動を支える仕組みづくりや、市町村単位で設置を進めることとされている中核機関設立へ向けた支援を行い、成年後見が必要な方へ十分な支援が行き渡るように努めます。
- 判断能力に不安のある方も福祉サービスを適切に利用できるよう、制度の更なる普及・拡大に向けて市町村社会福祉協議会と連携し、福祉サービス利用援助事業の広報・相談受付に努めます。

3 家族介護者等への支援

(1) 家族介護者への支援

この項目のポイント

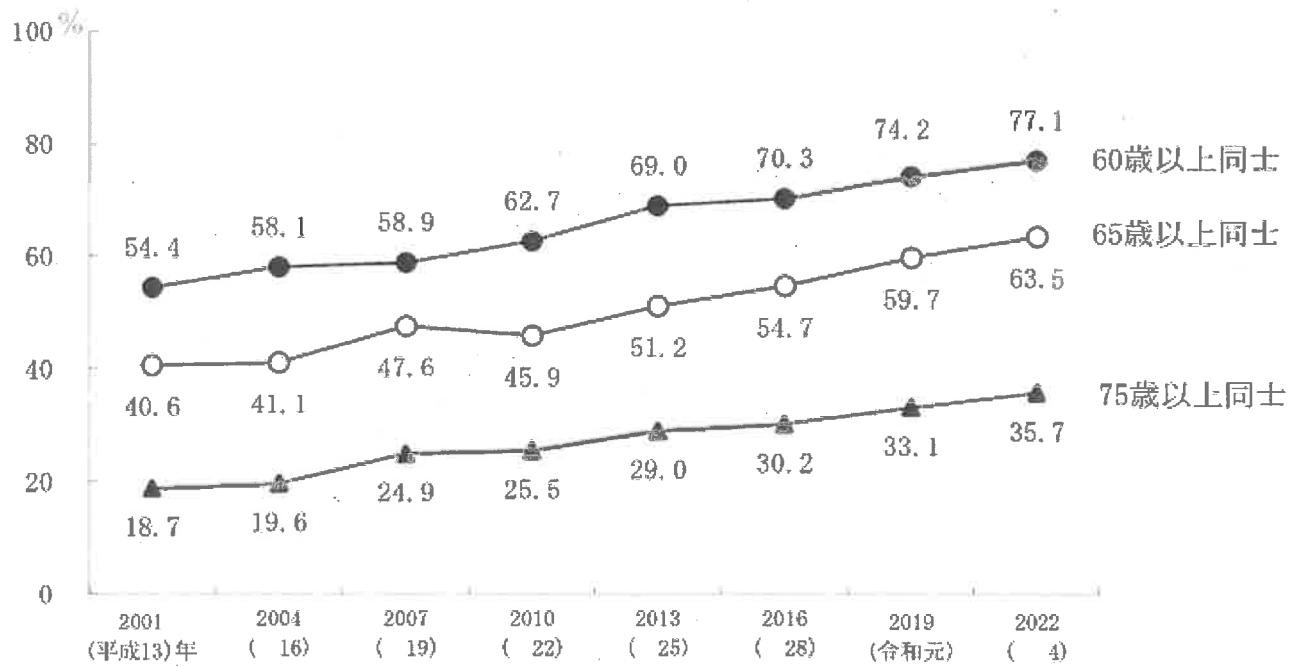
- ▶ 老々介護の実態を踏まえた取組、介護離職ゼロに向けた取組の推進
- ▶ 家族介護者の負担軽減

【現状と課題】

- 令和4年度の国民生活基礎調査によると、同居の主な介護者と要介護者の組み合わせで、65歳以上同士が63.5%、75歳以上同士が35.7%と、いずれも上昇傾向にあり、いわゆる「老々介護」の実態がみられます。（図表11-6）

【図表11-6 「要介護者等」と「同居の主な介護者」の年齢組み合わせ（全国）】

図27 「要介護者等」と「同居の主な介護者」の年齢組合せ



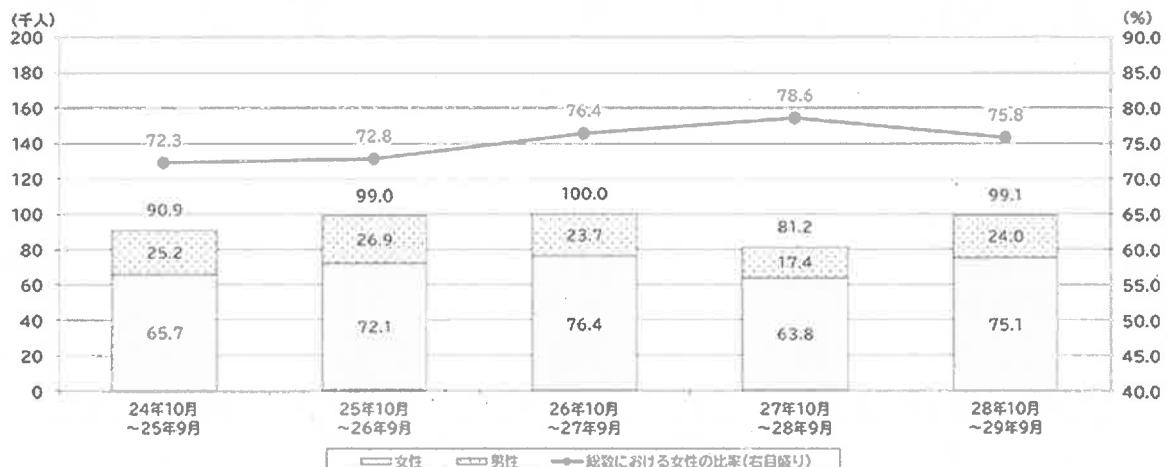
注：2016(平成28)年の数値は、熊本県を除いたものである。

出典：2022（令和4）年 国民生活基礎調査結果

- 今後、高齢夫婦世帯の割合が上昇すると見込まれることから、老々介護の実態はより進行すると予測されることから、介護者の負担軽減を図る点から、介護保険、高齢者福祉に係る各種制度の一層の周知を図るとともに、住み慣れた地域での生活が継続できるよう、地域包括ケアの取組を進める必要があります。

- また、高齢化の進行により要介護認定者数が増加し続ける中、家族の介護・看護を理由に離職した雇用者数は全国で約10万人にのぼり、うち約7割以上を女性が占めています。
(図表11-7)

図1-2-2-9 介護・看護により離職した人数



資料：労務省「就業構造基本調査」

【図表11-7 介護・看護を理由に離職した人数（全国）】

出典：令和5年版 高齢社会白書

- 40代、50代の働き盛り世代が介護を理由に離職することは、企業・社会活動にとって大きな影響を及ぼすとともに、離職者の経済基盤の不安定化や、地域との繋がりの不足による家族介護者の孤立化、家族介護者への過度な負担の集中などの様々な問題に繋がる可能性があり、介護離職ゼロに向けた仕事と介護の両立支援の取組を推進する必要があります。
- また、晩婚化等により介護と育児を同時に行うケース（ダブルケア）も顕在化しており、育児と介護の両立支援も不可欠です。

【今後の取組】

- 介護を必要とする方が適切に介護サービス等を利用できるよう、介護保険、高齢者福祉に係る各種制度の周知を進めます。
- ショートステイや認知症デイサービスをはじめとした地域密着型サービスなど、家族・介護者等の負担軽減のために必要なサービスの整備を推進するとともに、市町村による家族介護支援事業（介護教室・研修会、家族介護者交流・リフレッシュ、介護者の健康相談等）の充実を促進します。
- 在宅等で介護を行う家族介護者の負担を軽減するため、介護度に応じた適切な介護サービスを提供するとともに、家族介護者に対する「家事支援サービス」の導入などレスパイトの充実をめざします。

- 地域包括支援センターや認知症コールセンター等による、家族介護者に対する相談支援体制の充実を図るとともに、介護休暇制度の周知を図ります。
- 認知症リンクワーカーの活動や、本人の意思決定を家族とともに多職種が支援するアドバンス・ケア・プランニング（愛称：人生会議）の普及等、専門職による本人・家族に寄り添った支援の充実を図ります。〔再掲〕
- 仕事と介護等の両立や、育児と介護（ダブルケア）の両立等について、介護支援専門員をはじめとした医療・介護スタッフの理解を深めるとともに、地域包括支援センターや子育て世代包括支援センター等が連携した支援体制の構築を進めます。
また、ダブルケア経験者をピアサポートーとして地域の居場所等へ派遣する取組を進め、相談体制の強化を図ります。

(2) ヤングケアラーへの支援

この項目のポイント

- ▶ ヤングケアラーの認知度向上、早期発見と適切な支援につなげる仕組みづくり

【現状と課題】

- 家事や家族の世話などを日常的に行っている日常的に行っているヤングケアラーは、本人等に自覚がないことも多く、問題が顕在化しにくい傾向があることから、当事者や社会全体の認知度の向上を図っていくことが重要です。
- ヤングケアラーの家族は複合的な課題を抱えやすいという特徴もあることから、多機関・多職種連携による支援が求められています。
- ヤングケアラーは、家族の世話やケアを担っていることから、自身のための時間を十分に確保できないことが多い、学校や家庭以外で安心して過ごしながら、学習や心理的なサポートなどを受けられる場が必要です。
- また、孤立しがちなヤングケアラーがお互いに繋がりを持てるようなピアサポートの場が必要です。

【今後の取組】

- ヤングケアラーの認知度向上のため、「京都府ヤングケアラー総合支援センター」を中心に、チラシやリーフレット、啓発マンガ等により、当事者や社会全体への周知・広報を進めます。また、同センターに配置したコーディネーターを中心に相談から適切な支援につなげるとともに、ネットワーク会議の開催や、関係機関向けの研修などにより、支援体制の整備を推進します。
- ヤングケアラーが地域で安心して通える居場所を提供し、本人に寄り添いながら生活支援・相談支援・学習支援等を行います。また、ヤングケアラーや元ヤングケアラーが繋がりを持ち心身の負担を軽減できるよう、当事者同士が悩みや経験を話せるオンラインコミュニティを開催します。

第12章 地域包括ケアを支える人材の確保・育成・定着

- 1 介護・福祉人材**
- 2 医師・歯科医師・薬剤師・看護職員・管理栄養士及び栄養士等**
- 3 リハビリテーション科専門医・サポート医、専門職等**
- 4 介護支援専門員**

この章では、地域包括ケアを支える介護・福祉人材、医師・歯科医師・薬剤師・看護職員・管理栄養士及び栄養士、リハビリテーション科専門医・サポート医・専門職、介護支援専門員等、専門的人材の確保・育成・定着に向けた施策の方向性について説明します。

第12章 地域包括ケアを支える人材の確保・育成・定着

1 介護・福祉人材

この項目のポイント

- ▶ 「人材を確保できない」「定着しない」という負の連鎖を断ち切ることが必要
- ▶ 関係機関等が連携・協働し、「きょうと福祉人材育成認証制度」の推進により介護福祉職場の魅力発信と人材確保・定着に向けた取組を実施
- ▶ たん吸引等医療的ケアの提供に向けた連携体制の構築

【現状と課題】

- 京都府では、高齢化への対応や地域包括ケアの実現に向けて、介護・福祉人材については、2021（令和3）～2023（令和5）年度の3年間で、新たに「7,500人」の確保目標に掲げるとともに、特に、高齢化率が高い北部地域においては、「1,050人」の確保目標に掲げ、人材の育成と定着も含めた総合的な取組を展開し、2021（令和3）～2022（令和4）年度の2年間で5,360人（うち北部地域718人）の人材を確保しました。
- しかしながら、介護・福祉サービス分野における雇用は、給与水準が全産業に較べて低いことや、仕事への社会的評価が十分でないことなどから、人材確保や定着は、依然として困難な状況にあります。
- また、今後生産年齢人口が減少するなかで、増大する介護ニーズに対応していくためには、介護事業所における業務の効率化を図り、介護職員等の負担軽減をさらに進めていく必要があります。
- また、在宅や高齢者施設において医療的ケアを必要とする高齢者等が増える中、たんの吸引等の医療的ケアが安心・安全に行えるよう、医療・介護の連携・協働を図り、必要な知識及び技能を身に付けた介護職員等を養成することが求められています。

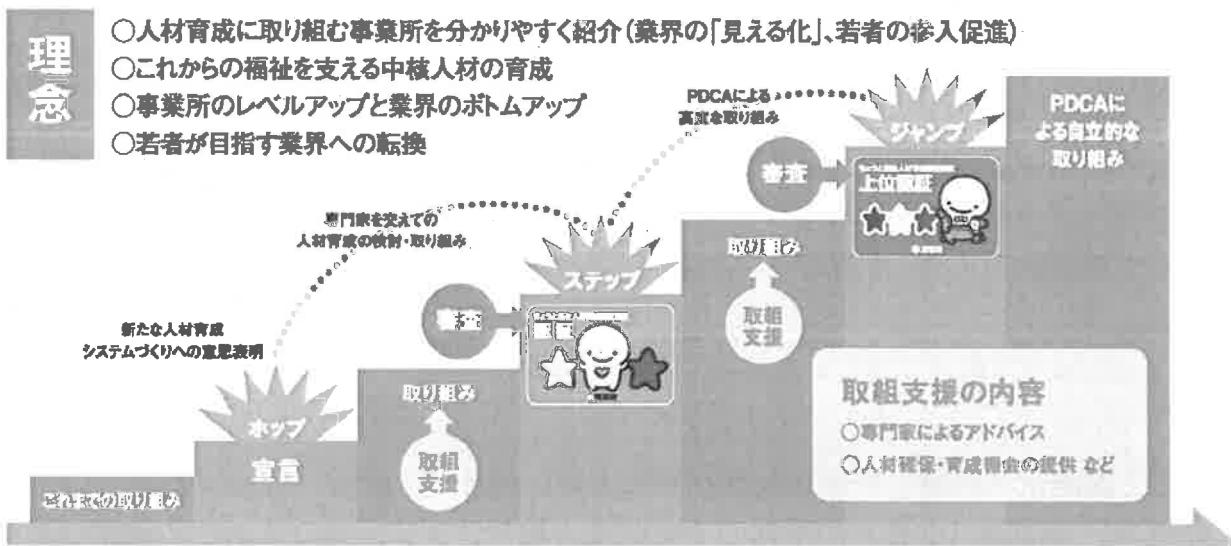
【今後の取組】

- 2024（令和6）年度から2026（令和8）年度の3年間で、介護・福祉人材7,500人（うち北部1,050人）の確保目標に定め、人材の育成と定着も含めた総合的な取組を展開するとともに、地域包括ケアを支える多職種の連携と資質の向上を推進します。
- 若年者をはじめ、中高年齢者や未経験者など様々な方が、安心して介護・福祉職場で働くように、就労支援、就職後の研修等を一体的に実施し、人材の確保から定着まで総合的に支援します。

■ 「きょうと福祉人材育成認証制度」事業により、若者の働きがいと働きやすさに配慮した人材育成や職場への定着支援に取り組む事業所を認証し、その取組を支援・促進するとともに、その模範となる法人に対しては、上位認証として、先駆的な取組を進める事業所を推奨することにより、福祉業界の魅力を発信し、若者が目指す業界への転換を推進します。

(図表12-1)

【図表12-1 京都府福祉人材育成認証制度の概要】



■ 「きょうと福祉人材育成認証制度」の認証取得により、職員の育成体制を整え職場環境の改善を進めるとともに、介護・福祉職員の給与に関わる待遇改善加算について、本加算を未取得の事業所に対する助言を行う等、介護・福祉職員の待遇改善を促進します。

■ きょうと福祉人材育成認証制度認証法人の協力の下、職員自らによる仕事の魅力の発信や認証法人での働き方を求職者に体感してもらうインターンシップ等の実施を通じて、福祉業界のイメージアップを図る取組を推進します。

■ 事業所や教育機関等と連携し、将来の担い手となる小学・中学・高校生や教員に対して、介護・福祉の仕事の魅力や大切さについて理解を促進します。

■ 府北部における介護・福祉人材の確保については、介護福祉人材養成校、実習センター、現任者研修実施機関からなる「京都府北部福祉人材養成システム」を推進するとともに、府北部地域における福祉の学びの環境整備や大学の北部実習誘致等の取組を促進する等、更なる推進を図ります。

■ さらに、この取組を通じ、北部地域での福祉事業所等に触れるだけでなく、地域の良さを感じ、就職にもつながる仕組みづくりを通じて、北部以外の地域から人を呼び込み、介護・福祉の担い手となってもらう取組を推進します。

■ 福祉ニーズの多様化、高度化に伴い、介護に携わる職員の専門性がますます重視され、社会福祉士、介護福祉士等の資格を持つ人材の需要が高まっていることから、関係機関や教育機関等と連携を強化し、社会福祉士、介護福祉士等の専門職の確保・定着に努めます。

■ 担い手の高齢化等により、特に人材不足が顕著な訪問介護の人材確保・定着に向け、府内

訪問介護事業所で構成される京都府ホームヘルパー連絡協議会他関係団体と連携し、ホームヘルパーの魅力発信や資質向上に向けた研修などの取組を進めます。

- 介護職員等によるたん吸引等の医療的ケアの提供については、質の高いサービスを安心・安全・安定的に提供できるよう、十分な知識と技術を持った指導者の養成を図り、医療・介護の連携・協働をさらに進めていくとともに、介護職員等の研修においては登録研修機関と連携して、研修の質を担保できるような体制を構築していきます。
- 介護ロボットやＩＣＴ機器等を導入する介護事業者に対し、その経費の一部を補助するほか、介護事業所における業務効率化や職員の負担軽減の取組を総合的に支援するための相談窓口等を設置します。
- 技能実習や特定技能等介護分野における外国人介護人材の参入がより一層見込まれるため、「外国人介護人材支援センター」において相談支援業務や介護技術、日本語能力に係る研修等に取り組み、外国人介護人材の確保、育成及び定着を推進します。
- 介護人材の安定的な確保と、介護職員が安心して働くことのできる職場環境・労働環境を整えるため、国において作成した職場におけるハラスメント対策マニュアルや研修動画を活用し、介護職場でのハラスメント対策の取組を推進します。
- 全ての高齢者施設・事業所に対して、職場におけるセクシャルハラスメントやパワーハラスメントの防止のため雇用管理上の措置を講じるよう、適切なハラスメント対策の取組を求めます。
- 利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、ハラスメント対策マニュアルや研修の手引き等を参考として体制を整備するよう集団指導等を通して周知していきます。

2 医師・歯科医師・薬剤師・看護師・管理栄養士及び栄養士等

この項目のポイント

- ▶ 医師・薬剤師・看護職員の地域、分野偏在の解消

【現状と課題】

- 京都府における人口当たりの医師数（2020（令和2）年末）は、全国2位となっていますが、一部地域や診療科で医師の確保が困難な事例も見られるなど、地域偏在の状況にあります。
- 2018（平成30）年度からはじまった新専門医制度では、新たに内科疾患全般、高齢者特有の疾患に関わる診療を行う総合診療科領域が加わりました。
- 2020（令和2）年12月末現在、京都府における人口当たりの薬剤師数は全国17位と全国平均と同程度ですが、圏域別では京都・乙訓地域を除いて全国平均を下回っており、地域偏在が大きい状況です。
- 京都府内で就業する看護師・准看護師の数は2020（令和2）年12月末現在、32,930人で、人口10万対では1,277.3人（全国平均1,241.0人）と全国平均を上回っています。
 - ・医療の高度・専門化、少子高齢化の進行と、在宅医療ニーズの高まり等、看護師・准看護師に求められる役割は大きくなっています。
- 2020（令和2）年12月末現在、看護師数28,555人は全国平均を上回っていますが、准看護師数4,375人は全国平均を下回っています。
 - 一方、医療の高度・専門化、少子高齢化の進行と、在宅医療ニーズの高まり等、看護師・准看護師に求められる役割は大きくなっています。
- また、府北部地域では、50歳代以上の看護職員の割合が、丹後医療圏では半数を占めており、将来にわたり医療提供体制を確保するため、次の世代を担う看護職員の確保・定着の取組が一層必要となっています。
- 在宅医療等の推進には質の高い訪問看護サービスが不可欠であり、訪問看護師の確保や訪問看護ステーション、病院、診療所への支援とともに、人材育成研修の充実が必要です。

【今後の取組】

- 「京都府地域医療支援センター（KMCC）」や「京都府医療勤務環境改善支援センター」等の機能を強化し、府内の大学、病院、医療関係団体などと連携したオール京都体制のも

と、若手医師の確保・育成、女性医師をはじめとする医療機関の勤務環境改善、医師の診療科偏在・地域偏在の解消、総合診療医の確保など、総合的な医師確保対策の取組を充実・強化します。

- 「京都府医療勤務環境改善支援センター」により、医療施設管理者等からの相談対応や医療機関を訪問し助言等を行う等、勤務環境の改善を図ることで医療従事者の確保・定着を促進します。
- 「京都府ナースセンター」の無料職業紹介事業などの利用を推進するとともに、啓発事業の実施など、潜在看護師の就業を促進する取組を強化します。
- 未就業者の潜在化防止対策として退職者等登録サイト「つながりネット」を活用し、関係機関等と連携した支援の充実を図ります。
- 定年退職（予定）者に対し、医療施設や介護福祉施設等と連携した交流会や研修を実施します。
- 在宅医療等の推進に向けて、関係機関と連携してニーズの多様化・医療の高度化に対応できる訪問看護師等の確保を図ります。
- 在宅歯科医療の推進や充実に向けて府内の歯科医師や歯科衛生士による質の高い歯科医療が提供できるよう歯科医療従事者の養成を強化します。
- 看護職員やリハビリテーション専門職、薬剤師等の専門職が、積極的に地域へ出て行き、在宅医療・介護や地域支援事業等に関われるよう支援します。
- 在宅療養者への質の高い訪問栄養食事指導に必要な能力を有する管理栄養士の育成を目的とした、関係団体が行う研修を支援します。
- 府北部地域における安定的な看護職員の確保を図るため、「京都府北部看護職支援センター」での支援・相談に加えて、他地域からの看護人材の誘導を行います。
- 地域医療介護総合確保基金等を活用し、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員、管理栄養士及び栄養士、歯科衛生士、リハビリテーション専門職等の育成等の取組を支援します。
- 認知症サポート医の養成や、かかりつけ医、看護師、医療従事者等の認知症対応力向上研修を実施します。〔再掲〕
- 看取りに関わる多様な職種が在宅・施設・病院において看取りのサポートができるよう、看取り期を支援するスタッフのリーダーとなる医師の養成をはじめ、歯科医師、薬剤師、看護職員、管理栄養士及び栄養士、リハビリテーション専門職、歯科衛生士、介護支援専門員、ソーシャルワーカー、臨床心理士、介護職員、施設関係者など、各職域の看取り支援に対応できる専門性を向上するための研修等を実施し人材の養成を推進します。〔再掲〕
- 関係団体の設置する、「在宅医療・地域包括ケアサポートセンター」や「口腔サポートセンター」、「栄養ケア・ステーション」等の在宅支援拠点等と連携し、在宅医療等を担う診療

所・歯科診療所や訪問看護ステーション、薬局、訪問リハビリテーション事業所等に対する支援を行うなど、訪問診療等の機能を強化・拡充します。〔再掲〕

3 リハビリテーション科専門医・サポート医、専門職等

この項目のポイント

- ▶ リハビリテーション従事者等の確保・育成、質の向上

【現状と課題】

- 高齢化の進行に伴うリハビリテーション医療の需要増加に応えるため、リハビリテーション科専門医や、在宅においてリハビリテーションに対応できる医師（かかりつけ医等）の確保・育成が必要です。
- リハビリテーション専門職が少ない地域や分野（介護分野、在宅等）があり、リハビリテーション専門職の更なる確保・育成が必要です。
- 高齢者等の在宅生活支援や認知症への対応、地域ケア会議、介護予防事業への参画などリハビリテーションニーズが多様化しています。

【今後の取組】

- 京都府リハビリテーション教育センターにおいて在宅リハビリテーションに対応できるかかりつけ医等（サポート医）の養成研修会を行います。〔再掲〕
- 京都府立医科大学「リハビリテーション医学教室」においてリハビリテーション科専門医・認定医を養成します。〔再掲〕
- 府内での就業を希望する養成施設の修学者に対し、修学資金を貸与します（不足地域等対象を重点化します。）。〔再掲〕
- 北部地域や介護・福祉施設を含めたリハビリテーション就業フェアを開催します。〔再掲〕
- 府内高校の生徒及び進路指導教員に対し、職能団体と連携して、冊子、訪問等によりリハビリテーション専門職の業務の内容や魅力を紹介します。〔再掲〕
- 養成施設と病院・介護施設等が集まる意見交換会を開催するとともに、府内のリハビリテーション専門職の確保・育成に連携して取り組みます。〔再掲〕
- 在宅リハビリテーションに関する研修、認知症対応研修等を実施するとともに、地域ケア会議、介護予防事業等に参画・助言できるリハビリテーション専門職の養成研修を実施します。〔再掲〕

■認知症高齢者に対応したリハビリテーションの取組として、認知症にも対応できるリハビリテーション専門職等の育成を行うため、介護老人保健施設等での認知症リハビリテーションにおいて、早期対応も含めてリハビリテーション専門職等に対する研修会等を実施します。 [再掲]

4 介護支援専門員

この項目のポイント

▶ 地域包括ケアの要となる介護支援専門員の確保・養成

【現状と課題】

- 介護保険制度の開始以降、京都府内の介護支援専門員は着実に増加しており、2022（令和4）年度末現在の登録者数は、17,103人となっています。
- 介護保険制度の基本理念である高齢者の尊厳の保持と自立支援を、制度の隅々まで行き渡らせるため、介護保険制度のみならず地域包括ケアの要となる介護支援専門員の役割はますます重要となっています。
- 上記に鑑み、介護支援専門員実務研修・更新研修等のカリキュラムが、2016（平成28）年度から大幅に拡充され、2018（平成30）年度からは、実務研修受講試験の受験資格の見直しが行われています。
- また、2024（令和6）年度から、介護支援専門員実務研修・更新研修等のカリキュラムが見直され、幅広い視点で生活全般を捉え、生活の将来予測や各職種の視点や知見に基づいた根拠のある支援の組み立てを行うことが介護支援専門員に求められています。
- 一方で、京都府に登録の介護支援専門員で業務に従事している方のうち、約27%が60歳以上の方で、今後、介護支援専門員の不足が見込まれます。
- 主任介護支援専門員は、介護支援専門員の質の向上において重要な役割を担っており、2018（平成30）年度介護報酬改定において、居宅介護支援事業所の管理者は主任介護支援専門員であることとされた（2027（令和9）年3月31日まで経過措置あり）こともあります。着実な養成が必要です。

【今後の取組】

- 介護支援専門員には、介護保険制度の要、また地域包括ケアの要として、チームケアに必要なファシリテーションスキルや医療的知識、ケアマネジメントの手法、さらに総合事業やインフォーマルサービス、通いの場に至るまで、幅広い技術と知識が求められることから、京都府介護支援専門員会や京都府社会福祉協議会等と連携して、介護支援専門員の資質向上に向けた体系的・継続的な研修を実施します。
- 介護支援専門員実務研修・専門研修については、2024（令和6）年度から、研修カリキュラムの見直しが行われるところで、関係団体と密接に連携し、効果的な研修カリキュラムの改善や実習受入事業所の確保、研修の質の向上、オンライン研修の導入により受講しやすい環境づくりを推進します。

- ケアプランデータ連携システムの導入促進により、居宅介護支援事業所における介護支援専門員の業務負担軽減に向けた取組を推進します。
- 看取りに関わる多様な職種が在宅・施設・病院において看取りのサポートができるよう、看取り期を支援するスタッフのリーダーとなる医師の養成をはじめ、歯科医師、薬剤師、緩和ケア認定看護師及び看護師、管理栄養士及び栄養士、リハビリテーション専門職、歯科衛生士、介護支援専門員、ソーシャルワーカー、臨床心理士、介護職員、施設関係者など、各職域の看取り支援に対応できる専門性を向上するための研修等を実施し人材の養成を推進します。
〔開設〕

第13章 高齢者が安心して暮らせる 多様な住まい(施設・住宅)の 整備

- 1 「京都府高齢者居住安定確保計画」について
- 2 高齢者の住まいの全体像、供給量及び方策
- 3 高齢者の住まいと暮らしを支援する体制の確保のため
の施策
- 4 サービス付き高齢者向け住宅への総合的な施策の展開

本章の本文中にある「各施設・住宅の供給量」については、現在、各市町村
に必要量等のヒアリングを行っているため、「検討中」としています。

この章では、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる住まい（施設・
住宅）の確保に向けた取組の基本的な考え方や施策の方向性について説明し
ます。なお、本章は、「京都府高齢者居住安定確保計画」の主たる章となり
ます。

第13章 高齢者が安心して暮らせる多様な住まい（施設・住宅）の整備

この項目のポイント

- ▶ 高齢者が住み慣れた地域で安心・安全・快適に暮らしていくためには、高齢者にふさわしい住まい（ハード）と、医療・介護や生活支援などのサービス（ソフト）が提供されることが必要です。
- ▶ 京都府では、今回「高齢者居住安定確保計画」を改定し、高齢者の多様なニーズに対応した住まいとサービスの総合的な提供施策を推進します。
- ▶ 高齢者が安心・安全・快適に暮らすことのできるサービス付き高齢者向け住宅の供給促進を図るため、引き続き総合的な施策展開を進めることとします。

1 「京都府高齢者居住安定確保計画」について

（1）高齢者居住安定確保計画の位置付け

- 「京都府高齢者居住安定確保計画」（居住計画）は、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」（高齢者住まい法）に基づく法定計画です。この居住計画を、「第10次京都府高齢者健康福祉計画」と一体のものとして策定するものです。
- この居住計画は、「京都府住生活基本計画」（計画期間：2021（令和3）年度～2030（令和12）年度）に定められた高齢者に対する住宅施策と、この「第10次京都府高齢者健康福祉計画」に定める介護保険施設等の整備計画や高齢者福祉サービス施策との調和を図り、高齢者の居住の安定確保に向けた施策を総合的に推進するものです。

（2）高齢者の居住の安定確保に向けた現状と課題

- 超高齢社会を迎え、京都府においても、単身世帯の高齢者や、介護や支援を要する高齢者が増加しています。（第2章図表2-3、2-4、2-5、2-6、2-8、2-9参照）
- 現在の持ち家や賃貸住宅には、高齢者にとって暮らしにくく、介護がしづらいものが少なくありません。（第2章図表2-13、2-14参照）
- 高齢者にとって、住み替えをする際には、住まい選びに必要な情報が不足していることや様々な情報が氾濫していることにより、自らにふさわしく、望ましい住まいを的確に選択することが難しい状況にあります。
 - ・在宅での介護が困難になってきた場合、介護や生活支援サービスの受けられる介護保

険施設等への住み替えが必要となります。

- ・また、生活の利便等のため、あらかじめ元気なうちに、バリアフリー設備が整っている、見守り等の支援が受けられる高齢者住宅や老人ホーム等に住み替えられるケースもあります。
- ・高齢者の住まい（施設・住宅）には、各法律等に基づき多種多様なものが提供されていますが、それぞれの住まいの所管が法律等により分かれています。不動産登記に表記される用途が統一されていないなど、高齢者やその家族にとって住まいの違いや特徴が分かりにくく、相互比較を行うことが困難な状況です。
- ・また、インターネットでは多様な情報が、様々な主体から提供されていますが、必ずしも客観的、網羅的情報とまではいえない状況です。

- 高齢者が安心して住み慣れた地域で暮らし続けるためには、「高齢者の見守り」や「日常生活支援」の充実をはじめ、「移動支援」や「買い物支援」の取組を広げていく必要があります。
- 「サービス付き高齢者向け住宅」については、2011（平成23）年10月の制度発足以降、様々な制度的課題が指摘されてきたため、京都府の独自登録基準の設定やガイドライン（基準指針）の策定、立入検査の導入により、入居者に提供されるサービスの質の向上を図っているところです。（本章の4参照）

（3）計画における基本目標

- 高齢者が安心・安全・快適に暮らすことのできる住まいを提供します。
 - ・「住まい」は、高齢者が、地域包括ケアシステムを構成する保健・医療・福祉・介護・生活支援等のサービスを受ける場として、システムの基点となるものです。
 - ・したがって、地域において、高齢者それぞれの生活ニーズや経済力に合った住まいが提供され、個人の尊厳とプライバシーが確保された生活が実現されることが必要です。
 - ・さらに、高齢者が現在の住まいにおいても安心して住み続けるとともに、各種サービスを受けられるよう、バリアフリー化や耐震化を図ることが必要です。
 - ・このため、地域包括ケアの基点たる住まいが、「安心・安全・快適」なものであることを第一の基本目標とします。
- 高齢者の多様なニーズに対応し、住まいとサービスを総合的に提供します。
 - ・高齢者の暮らしには、生活の場（ハード）としての住まいに加え、保健・医療・福祉・介護・生活支援等のサービスの提供（ソフト）が必要となります。
 - ・介護保険施設を含め、施設や在宅での生活には、外部からのこうしたサービスの提供が不可欠であり、高齢者の心身の状況やニーズに応じた様々なサービスをうまく組み合わせていくことが必要となります。
 - ・したがって、高齢者の多様な選択肢を確保し、かつ、必要な各種サービスが、住まいの種別を問わず総合的に提供される体制を整備することを第二の基本目標とします。
- 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることのできる環境を整備します。

- ・必要に応じ施設等に入居する場合でも、できる限り住み慣れた市区町村の範囲内、さらに可能であれば、日常生活圏域の範囲内で住み替えができるよう、地域密着型の施設の整備を促進することとします。
- ・また、遠方の住まいに住み替える場合であっても、そこが高齢者にとって「新たな住み慣れた地域」となり、地域社会とのつながりを持ちながら暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムを普及・浸透させることが必要です。
- ・したがって、地域包括ケアシステムの推進を、住まいの観点から図っていくため、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることのできる環境を整備することを第三の基本目標とします。

(4) 計画期間

□ この居住計画は、第10次京都府高齢者健康福祉計画と一体のものとして策定し、計画期間は、高齢者健康福祉計画と同じく、2024（令和6）年度から2026（令和8）年度までの3年間とします。

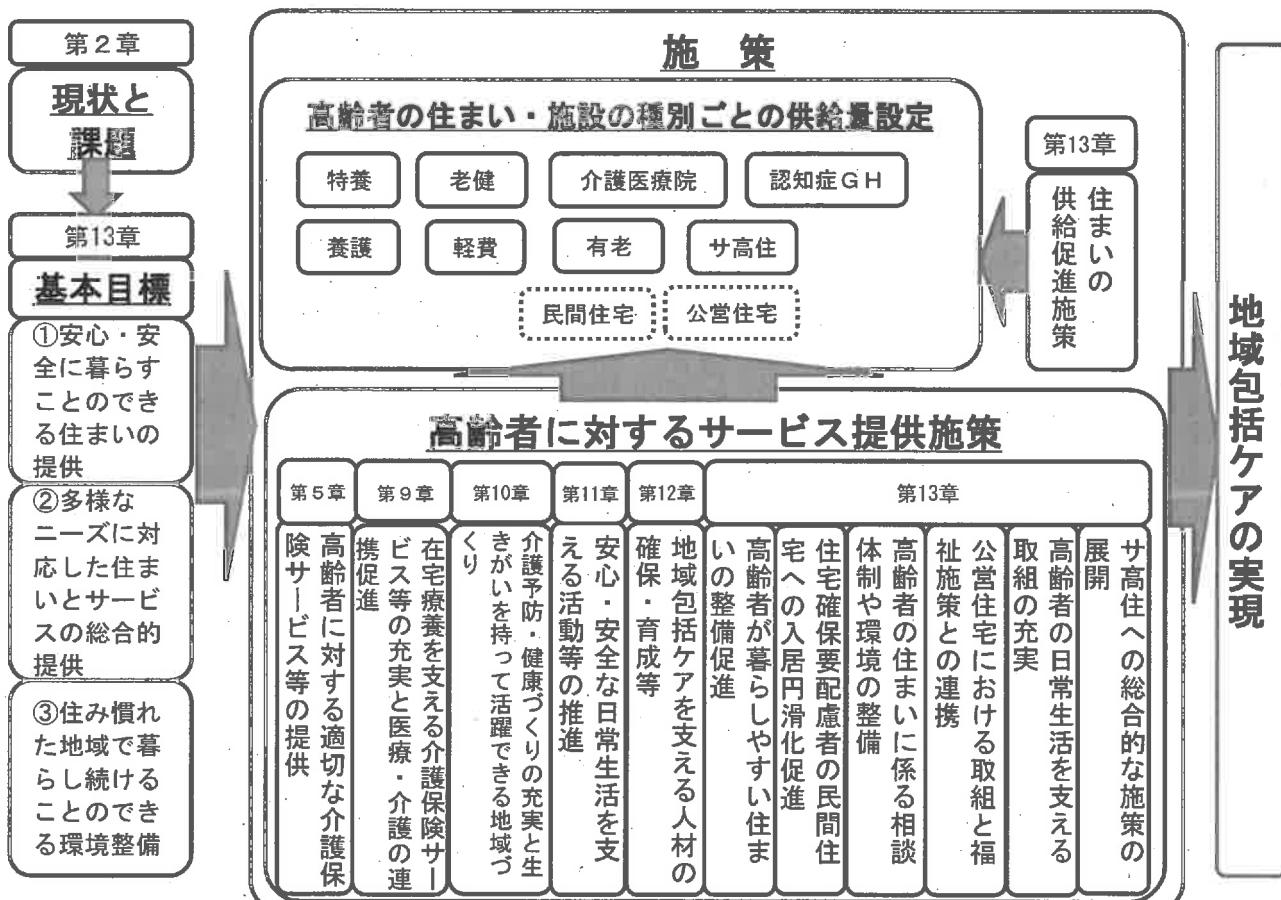
2 高齢者の住まいの全体像、供給量及び方策

(1) 高齢者の住まいの全体像とこの計画の構成

- 高齢者の生活の場については、従来、民間の賃貸住宅や持ち家、公的住宅などの「住宅」と、介護保険施設や福祉施設などの「施設」に大別され、また、施策面でも、住戸面積や建築基準等のハード面を主とする「住宅施策」と、介護や生活支援サービス提供等のソフト面を主とする「福祉施策」のそれぞれにおいて、各種施策が実施されてきました。
- この居住計画は、高齢者の生活の場を住宅、施設を問わない「高齢者の住まい」として全体的・包括的に捉えた上で、高齢者の住まいの供給量（供給目標）やこれに対する施策等を定めるものです。（図表13-1）

【図表13-1】京都府高齢者居住安定確保計画の構成と施策体系の模式図

京都府高齢者居住安定確保計画の施策体系



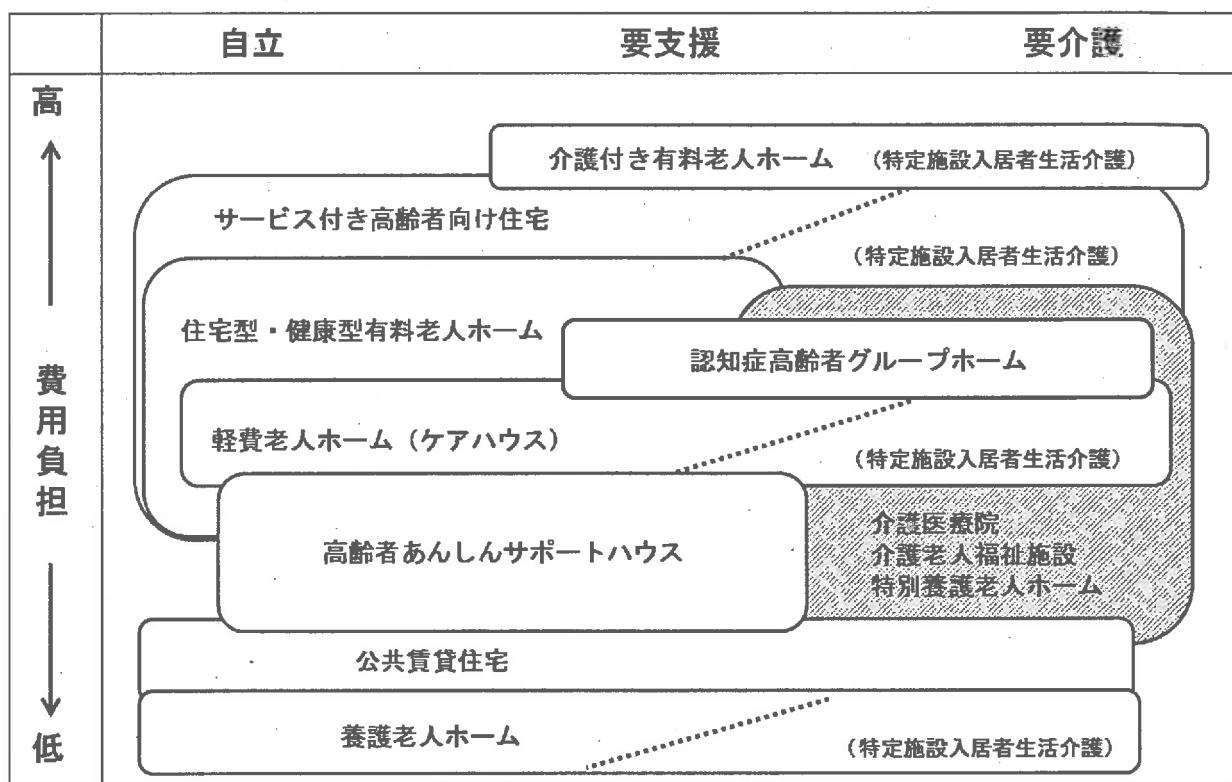
※ この居住計画は、第2章で把握・分析する現状と課題をもとに、3つの基本目標（第13章の1）を設定し、これを実現するため、

- ① 高齢者の住まいの種別ごとの供給量を設定（第13章の2）

- ② 供給量を確保するための施策を規定（第13章の2）
- ③ 多様な住まいに居住する高齢者に対するサービス提供施策を規定（第13章の3、4のほか、高齢者健康福祉計画各章）することで、高齢者が居住する住まいの種類を問わず、その居住の安定を確保し、地域包括ケアの実現に資することを目的とする構成となっています。
- ※ この居住計画は、高齢者の住まい（施設・住宅）と、住まいでの暮らしを支えるサービス提供（高齢者居住生活支援事業）を対象としています。

- 高齢者の住まいには、各種法令等に基づき、次項に記載する多様な種類のものが整備されていますが、その特性を費用負担及び入居者の介護の必要性の状況の観点から分類した場合、図表13-2のとおりとなります。また、各施設等における要介護度別のサービス利用状況は図表13-3のとおりです。

【図表13-2】費用負担と入居者の介護の必要性から見た住まいの特性イメージ



- ※ 斜点線の右側は、介護保険法の特定施設入居者生活介護の指定を受けたもの
- ※ 公共賃貸住宅については、重度の要介護者も入居可能（単身者は介護サービス等で単独生活ができることが必要）
- ※ 網掛け部分は、介護保険法における施設サービス（地域密着型特養を含む。）

【図表 13-3】施設種別ごとの要介護度別サービス利用状況・構成比（2023（令和5）年6月実績）

		(単位：人・%)								
		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計	
(a)	サービス受給者総計	7,082	13,861	28,675	34,319	25,901	19,218	12,657	141,713	
		5.0%	9.8%	20.2%	24.2%	18.3%	13.6%	8.9%	100.0%	
(b)	施設・居住系サービス利用者計(a)	132	105	1,802	3,485	8,738	9,941	6,920	31,123	
		0.4%	0.3%	5.8%	11.2%	28.1%	31.9%	22.2%	100.0%	
介護老人福祉施設（地域密着型を含む。）		0	0	21	152	4,073	5,512	3,714	13,472	
		0.0%	0.0%	0.2%	1.1%	30.2%	40.9%	27.6%	100.0%	
		0	0	506	1,404	2,137	1,946	944	6,937	
		0.0%	0.0%	7.3%	20.2%	30.8%	28.1%	13.6%	100.0%	
		0	0	2	4	23	26	21	76	
		0.0%	0.0%	2.6%	5.3%	30.3%	34.2%	27.6%	100.0%	
		0	0	11	39	202	846	1,236	2,334	
		0.0%	0.0%	0.5%	1.7%	8.7%	36.2%	53.0%	100.0%	
		132	103	781	1,084	1,072	871	552	4,595	
		2.9%	2.2%	17.0%	23.6%	23.3%	19.0%	12.0%	100.0%	
認知症グループホーム		0	2	481	802	1,231	740	453	3,709	
		0.0%	0.1%	13.0%	21.6%	33.2%	20.0%	12.2%	100.0%	
(a) - (b)	在宅におけるサービス利用者推計値	6,950	13,756	26,873	30,834	17,163	9,277	5,737	110,590	
		6.3%	12.4%	24.3%	27.9%	15.5%	8.4%	5.2%	100.0%	

※介護保険事業状況報告から引用

(2) 高齢者の住まいの供給量とその確保の方策

- 今後も引き続き、高齢者の人口が増加することに伴い、認知症高齢者や重度の要介護者、医療的ケアが必要な高齢者も増加することが見込まれ、また、核家族化や単身高齢者の増加等、家庭環境の問題などを踏まえると、在宅での生活が困難となり、介護保険施設や居住系施設への入所・入居が必要な方が増加していくと見込まれます。
- 一方、地域包括ケア推進の観点からは、高齢者ができる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、在宅介護・在宅生活の可能性を広げるため、小規模多機能型居宅介護や、定期巡回・随時対応型訪問介護看護などの地域密着型サービスを含む居宅系サービスの充実を図ることが重要であり、居宅系サービスと施設・居住系サービスを車の両輪として充実させていく必要があります。
- 施設・居住系サービスについては、ライフスタイルや価値観が多様化していることから、高齢者の生活ニーズや経済力に合わせ、介護保険施設や認知症高齢者グループホームなどの施設における介護保険サービスだけでなく、軽費老人ホームや有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅など、居宅における介護保険サービスと生活支援サービスなどを組み合わせ、高齢者が安心・安全・快適に生活することのできる多様な住まいの確保を図ります。
- また、このうち介護保険施設については、市町村が介護保険事業計画で定めるサービス提供見込量及び現在の施設の整備状況や多様な介護ニーズの受け皿となっている有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅の設置状況等をもとに、地域の高齢者のニーズや介護保険施設（介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設及び介護医療院）その他の居住系施設間の整備の均衡等を総合的に勘案し、必要となる入所定員総数を定め、その確保を図ることとします。

- 併せて、その整備に当たっては、地域密着型施設・ユニット型施設（※）の整備を推進するなど、家族や地域との関係を保ちながら、なるべく在宅に近い環境の下で生活ができるような施設環境の整備を進め、利用者一人ひとりの個性と生活リズムを尊重するものとしていきます。
※ 地域密着型施設：入所（入居）定員が29人以下のもの。地域に密着した運営ができるよう、介護保険法に基づき、市町村が事業者の指定・指導を行い、原則として、その市町村の住民だけが入所（入居）できる施設
※ ユニット型施設：入居者の自律的な生活を確保するための少数の「個室」と、個室に近接して設けられ、家庭的な雰囲気の中で入居者が生活・交流できる「共同生活室」により一体的に構成される「ユニット」を備えた施設
- なお、地域密着型介護老人福祉施設（地域密着型特別養護老人ホーム）及び介護保険施設の整備においては、国が参酌基準として示すユニット型施設の目標（※）達成に向けて、ユニット型を基本として創設や改修を進めることとしますが、高齢者健康福祉圏域やサービスの種類ごとの整備状況等に相違があることから、市町村や関係機関との連携に配慮しながら、地域の実情に応じた対応等を図っていくこととします。
※ 国が参酌基準として示す目標：2025年度の地域密着型介護老人福祉施設及び介護保険施設の入所定員の合計数のうちのユニット型施設の入所定員の合計数が占める割合を50%以上（そのうち、地域密着型介護老人福祉施設及び指定介護老人福祉施設については、70%以上）とする。
- また、これらの施設等において、医療・介護の連携強化に向けた人材育成や入居者の看取り環境の整備を図るため、医師・看護師等医療職員に対する介護知識・技能の研修や介護職員等に対する医療知識・技能の研修などをを行うことで、高齢者が安心・安全に生活できるよう取り組んでいきます。

ア 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

- 特別養護老人ホームは、老人福祉法において、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅において介護を受けることが困難な方を対象として、入所させ、養護する施設（老人福祉法第20条の5）とされています。
- なお、介護老人福祉施設は、特別養護老人ホームの介護保険法における名称であり、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行うことを目的とする施設（介護保険法第8条第27項）とされています。
- また、このうち入所定員が30人以上のものが、高齢者健康福祉圏域単位での入所を前提とする広域型、29人以下のものが地域密着型となります。
- 2026（令和8）年度の特別養護老人ホームの供給量（必要入所定員総数）については、市町村介護保険事業計画で定める介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設のサービス提供見込量や今後の施設整備の計画等を踏まえて設定します。

□ 供給量

施設等種別	2023年度末 (令和5年度末)	2026年度末 (令和8年度末)	増減
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	14,017	14,550	533
広域型	12,657	13,103	446
地域密着型	1,360	1,447	87

■ 方策

- △ 2026（令和8）年度の必要入所定員総数の確保に向けて、計画的な施設整備を進めることで、国及び京都府の補助制度を活用し、施設整備を支援します。
- △ 特別養護老人ホームは、高齢者が中長期にわたって利用する生活の場であることから、できる限り在宅に近い環境の下で生活ができるよう、ユニット型施設の整備を基本とするとともに、特に地域密着型施設の整備を重点的に進めます。
- △ また、地域包括ケアシステム推進の観点から、共用部分に医療・介護・福祉サービスの連携推進や地域との交流を促進するためのスペース及び家族が宿泊するための設備等を整備するよう求めていきます。
- △ 既存の特別養護老人ホームについても、改築や大規模改修の際にユニット型施設への改修等を進めるとともに、地域の実情等を踏まえ、ユニット型準個室などへの改修も含め、個別ケアの実践によるサービスの質の向上が図られるようユニットケアの導入を推進します。また、看取り環境の向上に向けた設備面や、研修等のソフト面の体制整備を支援します。
- △ 介護保険制度の改正により、平成27年度から特別養護老人ホームへの入所が、原則として要介護3以上の方に重点化されていますが、要介護1・2であっても、やむを得ない事情により特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難な場合には、市町村の適切な関与のもと、入所が可能となる特例入所の制度が設けられており、この制度の適切な運用を図っていくこととします。

イ 介護老人保健施設

- 介護老人保健施設は、在宅復帰に向けたリハビリテーションや医療的ケアを必要とする要介護者に対し、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行う施設（介護保険法第8条第28項）とされており、病院や診療所のような医療機関と、介護や生活支援サービスを提供する特別養護老人ホームとの中間に位置づけることのできる施設です。
- 京都府では、在宅での生活への復帰を目指しリハビリ等を行う介護老人保健施設本来の機能が発揮できるよう、市町村介護保険事業計画において定める介護老人保健施設のサービス提供見込量や今後の施設整備の計画等を踏まえて、2026（令和8）年度の介護老人保健施設の供給量（必要入所定員総数）を設定します。

□ 供給量

施設等種別	2023年度末 (令和5年度末)	2026年度末 (令和8年度末)	増減
介護老人保健施設	7,207	7,207	0

■ 方策

- △ 2026（令和8）年度の必要入所定員総数の確保に向けて、計画的な施設整備を進めることで、国及び京都府の補助制度を活用し、施設整備を支援します。
- △ 介護老人保健施設についても、特別養護老人ホームと同様に、ユニット型施設を基本として整備を促進することとします。

ウ 介護医療院

- 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等改正（2017（平成29）年改正法）により、慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナルケア」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた介護保険施設として、2018（平成30）年度から介護医療院が創設されています。
- 介護医療院は、介護療養病床（療養機能強化型）相当のサービス（Ⅰ型）と、老人保健施設相当以上のサービス（Ⅱ型）の2つの類型が設けられており、床面積等の基準緩和、医療機関と併設する場合の人員基準の緩和、国（及び京都府）の補助制度など、各種の支援策が設けられています。
- なお、介護療養型医療施設（病状は安定期にあるものの長期にわたり療養が必要な要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、機能訓練その他必要な医療を行う施設）は、療養病床の再編に伴い、2023（令和5）年度末に廃止されることとなり、介護医療院や医療療養病床等他施設への転換が進められました。

□ 供給量

施設等種別	2023年度末 (令和5年度末)	2026年度末 (令和8年度末)	増減
介護医療院	2,723		調整中

■ 方策

△ 介護医療院は、日常的に医療ケアを要する要介護高齢者の長期療養を担っており、高齢者に必要な医療と介護・福祉サービスを一体的・重層的に切れ目なく提供していくことができる体制の構築に向け、京都府・市町村・関係機関の連携により、取組を推進していくこととします。

工 養護老人ホーム

□ 養護老人ホームは、65歳以上で、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な高齢者を、市町村が行う措置に基づき入所させ、養護とともに、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行う施設（老人福祉法第20条の4）とされています。

□ 養護老人ホームは、高齢化の進展に伴い、生活困窮や社会的孤立の問題等が顕在化するとともに、介護ニーズ以外の面で生活上の課題を抱える高齢者が増加することが見込まれる中、

- ① 入所者の自立支援や社会参加を促進し、住み慣れた地域に戻り自立した生活を送るための支援 及び
- ② 地域に戻って自立した生活を送ることが困難な入所者に対する質の高い個別的・継続的な伴走型支援を提供する役割 に加え、
- ③ 地域で生活を送る高齢者の社会生活上の課題解決に向けたアウトリーチ機能の充実が求められるなど、高齢者のセーフティネットとして今後も必要な施設です。

□ 生活困窮等の課題を抱える高齢者が増加する中、入所が必要となる高齢者に対して、今後も市町村が適切に措置を行い、入所させていくことが求められています。

□ 供給量

施設等種別	2023年度末 (令和5年度末)		2026年度末 (令和8年度末)		増減	
	施設数	定員数	施設数	定員数	施設数	定員数
養護老人ホーム	16	1,020	15	988	▲1	▲32

■ 方策

△ 養護老人ホームの持つ高齢者のセーフティネットとしての機能を最大限発揮できるよう、市町村と連携してその利用を促進します。

△ また、入所が必要となる高齢者が適切に措置されるよう、必要に応じ、市町村、関係団体等と連携して、地域の実情を踏まえた利用のあり方を検討します。

△ 質の高い個別的・継続的な伴走型支援の提供に向けて、市町村、関係団体等と連携して、府としての支援のあり方を検討します。

△ 老朽化した施設については、府の補助制度を活用し、改築に併せて多床室の解消、個室化を支援します。

オ 軽費老人ホーム

□ 軽費老人ホームは、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があり、家族による援助を受けることが困難な60歳以上の高齢者を、無料又は低額な料金で入所させるとともに、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与するための施設（老人福祉法第20条の6）とされています。

□ 制度創設時は、食事サービスを提供するA型、自炊が原則のB型の2種類でしたが、その後、ケアハウスという類型が創設され、平成20年の制度改正以降は、ケアハウスを原則とした制度に一元化され、A型、B型の施設は、建替えを行うまでの「経過的軽費老人ホーム」とされています。

□ また、ケアハウスの制度をもとに、単身の高齢者が、さらに低い自己負担額で、見守り等の支援を受けながら生活できる施設として、京都府独自に高齢者あんしんサポートハウスを整備しています。

□ 経過的軽費老人ホームから高齢者あんしんサポートハウスへの将来的な移行を促します。

□ 供給量

施設等種別	2023年度末 (令和5年度末)		2026年度末 (令和8年度末)		増減	
	施設数	定員数	施設数	定員数	施設数	定員数
軽費老人ホーム	68	2,423	70	2,489	2	66
経過的（A型）	2	100	2	100	0	0
ケアハウス	66	2,323	68	2,389	2	66
うち高齢者あんしん サポートハウス	9	320	11	386	2	66

（ア）経過的軽費老人ホーム

□ 経過的軽費老人ホームについては、現在、京都府内で事業を実施しているのはA型2施設のみで、B型の施設はありません。

■ 方策

- △ 府内のA型2施設については、施設の老朽化等が進んでいることから、必要な改修を行った上で事業を継続していくとともに、高齢者あんしんサポートハウスへの将来的な転換を促進します。
- △ 入居者の収入に応じて、入居者が負担するサービスの費用の一部を補助することにより、軽費老人ホームの運営を支援します。

(イ) ケアハウス

- ケアハウスは、高齢者がゆとりを持って生活できる高い居住性を持つ設備を有し、職員が施設内に常駐して見守りや生活相談等のサービスを提供します。介護サービスや介護予防サービスが必要な方は、原則として外部からの介護保険サービスを利用することとなります。また、地域や医療機関との連携にも配慮された運営が行われています。
- 日常生活や介護に不安をもつ低所得の単身高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むためには、ケアハウスのように、居住サービスと、見守りや生活相談等の支援サービスが組み合わされた形で提供されることが必要となっており、地域ニーズに合った柔軟な支援機能の確保の観点から、重要な役割を果たす施設です。
- 一方、現在、京都府内に66施設ありますが、施設や地域によっては空室が発生しているケースもあります。

■ 方策

- △ ケアハウスは、高齢者がなるべく自立した生活を送ることができるよう生活を支援するほか、特定施設入居者生活介護の事業者指定を受けて、特別養護老人ホームと同様、看護職員や介護職員を配置してサービスを提供することもできる施設であるため、今後も高齢者の多様な住まいの一つとして需要が見込まれるところであり、引き続き必要な施設の確保に努めます。
- △ 入居者の高齢化、要介護度の重度化が進んでいることから、身体的な介護が必要な入居者が増加している施設については、市町村、関係団体とも協議、検討し、特定施設入居者生活介護の指定を進めます。
- △ 入居者の収入に応じて、入居者が負担するサービスの費用の一部を補助することにより、ケアハウスの運営を支援します。

(ウ) 高齢者あんしんサポートハウス

- 高齢者あんしんサポートハウスは、軽費老人ホーム（ケアハウス）の制度に対する京都府独自の上乗せ制度として、介護は必要ないものの自宅での一人暮らしに不安な60

歳以上の高齢者が入居し、国民年金の老齢基礎年金水準の自己負担額で食事提供や24時間の見守りサービスを受けることができる住まいとして、整備を促進しているものです。

■ 方策

- △ 現在までのところ、京都府の各高齢者健康福祉圏域のうち、丹後圏域（1施設）、南丹圏域（5施設）、中丹圏域（2施設）、山城北圏域（1施設）に偏在しているため、各圏域にバランスよく整備することができるよう、今後とも市町村、関係団体と連携して整備を進めています。
- △ 京都府の補助制度により、高齢者あんしんサポートハウスの整備を支援します。また、入居者の収入に応じ、入居者が負担するサービス費及び居住費の一部を補助し、その運営を支援します。

力 認知症高齢者グループホーム（認知症対応型共同生活介護）

- 認知症高齢者グループホーム（認知症対応型共同生活介護）は、認知症の高齢者が、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を受けながら、少人数で家庭的な環境のもと共同生活を営む住まいです（老人福祉法第5条の2第6項、介護保険法第8条第20項）。
- 認知症高齢者グループホーム（認知症対応型共同生活介護）は、介護保険法における地域密着型サービスであり、認知症高齢者の状況や介護保険施設等居住系施設サービスの提供状況等も踏まえ、市町村介護保険事業計画においてサービス提供見込量及びこれに基づく必要利用定員総数が定められこととなるため、京都府としては、市町村計画の総数を供給量として定めます。

□ 供給量

施設等種別	2023年度末 (令和5年度末)	2026年度末 (令和8年度末)	増減
認知症高齢者グループホーム	4,097	4,259	162

■ 方策

△ 2026（令和8）年度の供給量の達成に向け、この高齢者健康福祉計画に基づき、計画的な施設整備を進めるため、国の補助制度を活用し、施設の整備を支援します。

キ 有料老人ホーム

- 有料老人ホームは、高齢者を対象に、「入居サービス」に加えて、「入浴、排せつ又は食事の介護」、「食事の提供」、「洗濯や掃除等の家事」、「健康管理」（4サービス）のうち、いずれか1つ以上のサービスを提供する施設です（老人福祉法第29条）。
- 入居サービスと併せて4サービスのいずれか1つ以上を提供している施設は、法律上、有料老人ホームに該当し、利用人数にかかわらず、京都府知事又は京都市長への届出義務が発生します。
- ただし、有料老人ホームのうち、サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けたものについては、老人福祉法に基づく有料老人ホームの届出は不要となります。
- 現在、有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅を除く。）は京都府内に111施設あり、その内訳は特定施設入居者生活介護の事業所指定を受け介護保険サービスを提供する介護付有料老人ホームが58施設、介護サービスが必要となった場合は入居者自らが自宅と同じように外部の事業者による居宅サービスを利用する住宅型有料老人ホームが52施設、介護が必要ない高齢者だけを対象とする健康型有料老人ホームが1施設となっています。
- 有料老人ホームは、入居の際に多額の前払金の費用負担が必要な場合があることや、長期にわたり居住する施設であり、継続的かつ安定した経営が求められることから、入居契約に際しては、必要な情報が十分提供されることが重要です。
- 有料老人ホームは、民間事業者の届出制により設置されるものであり、また、類似の施設として、現在、国庫補助制度のあるサービス付き高齢者向け住宅の整備が中心となっていることを踏まえ、供給量については、高齢者の状況や介護保険施設等居住系施設サービスの提供状況等を勘案し、市町村介護保険事業計画において計画される範囲内の数とします。
- 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホームにおいても、施設数の増加や高齢者のライフスタイル・価値観の多様化に伴い、介護が必要な方を含め、多様な介護ニーズの受け皿となっています。
- 適切な介護基盤整備を進めるため、老人福祉法が改正され（2021（令和3）年4月1日施行）、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携を強化することとされています。

□ 供給量

施設等種別	2023年度末 (令和5年度末)		2026年度末 (令和8年度末)	増減
	施設数	定員数	定員数	定員数
有料老人ホーム※	280	14,392	13,515以上	962以上
健康型有料老人ホーム	1	1	同数以上	同数以上
住宅型有料老人ホーム	54	3,993	同数以上	同数以上
サービス付き高齢者向け住宅(有料老人ホームに該当するもの)	141	4,995	同数以上	同数以上
介護付（特定施設入居者生活介護）	84	5,403	6,053	688
うち有料老人ホーム	58	4,013	4,234	344
うちサービス付き高齢者向け住宅	26	1,390	1,729	344

※ 有料老人ホームには、有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅を含みます。

■ 方策

- △ 京都府では、高齢者世帯の増加や高齢者の多様な住まいのニーズに対応するため、良質なサービスを提供する事業者の参入を図るとともに、適正な運営を確保するため、京都府独自の「有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅設置運営基準指針（平成18年6月制定）」等に基づき、国の基準を上回る居室面積の確保を求めるとともに、利用者保護の観点から事前審査や立入検査等を通じて入居者の処遇確保や長期にわたる安定的な運営確保を図り、府民に対する適正な情報の開示等について指導していきます。
- △ 入居者の安全の確保や居住の安定を図る観点から、老人福祉法上の有料老人ホームの要件に該当しながら届出を行っていない施設（未届有料老人ホーム）の把握に努めるとともに、対象施設があった場合、まずは有料老人ホームとしての届出の指導を行い、その上で法令への適合や入居者の適切な処遇の確保に向け、必要な指導を行っていくこととします。
- △ 有料老人ホームが多様な介護ニーズの受け皿となっている状況を踏まえ、設置状況等の情報を積極的に情報提供します。

- △ 特に身体的な介護が必要な入居者が多数入居されている施設などについては、適切な介護サービスが提供されるよう、市町村、関係団体とも連携し、特定施設入居者生活介護の指定について、検討を促します。
- △ また、全国的には、介護保険サービス事業所が併設等する有料老人ホームにおいて、入居者のニーズを超えた過剰な介護保険サービスを提供している場合があることが指摘されており、こうした事例があれば、市町村とも連携し、必要な指導を行います。

ク サービス付き高齢者向け住宅

- サービス付き高齢者向け住宅は、60歳以上の高齢者が安心して生活できるよう、法令で定められた登録基準（少なくとも状況把握と生活相談のサービスが提供されるとともに、バリアフリー構造を有し、一定の居住部分の床面積基準や設備基準などが確保されること。）を満たすものとして、京都府知事又は京都市長が登録した住宅です（高齢者住まい法第5条）。

□ 供給にあたっての目標

高齢者に対する住宅施策との調和を図るため、京都府住生活基本計画（2022（令和4）年3月）に定める成果指標を本計画においても設定します。

□ 供給量

施設等種別	2023年度末 (令和5年度末)		2026年度末 (令和8年度末)		増減
	施設数	定員数	定員数	定員数	
サービス付き高齢者向け住宅	168	6,404	同数以上	同数以上	
有料老人ホームに該当しないもの	1	19	同数以上	同数以上	
有料老人ホームに該当するもの【再掲】	167	6,385	同数以上	同数以上	

■ 方策

- △ サービス付き高齢者向け住宅については、本章の4で記載する総合的な施策を展開・推進することにより、安心・安全・快適な住宅の供給を促進します。
- △ 整備促進策として、住宅及び併設施設に対する国から事業者への直接補助制度が設けられています。

ケ 賃貸住宅

□ 供給目標

- △ 民間賃貸住宅については、供給目標の設定対象とはせず、適切な住宅市場の形成、取引の適正化により、適切な供給を促進するものとします。
- △ 公営住宅については、府営住宅に特定目的優先入居のうち高齢者世帯向けの枠として年間30戸程度を確保します。

■ 方策

- 行政に加え、不動産関係者、福祉関係者などが連携して、民間賃貸住宅における住宅セーフティネットの取組を促進し、高齢者をはじめとした住宅確保要配慮者が安心して暮らせる住宅を確保します。（本章の3（2）参照）
- 公営住宅については、一般募集により高齢者をはじめとする住宅確保要配慮者の住宅の確保のほか、特定目的優先入居による高齢者世帯向け優先入居を継続し、真に住宅に困窮する高齢者世帯の住宅を確保します。

3 高齢者の住まいと暮らしを支援する体制の確保のための施策

□ 高齢者の暮らしに必要となる、保健・医療・福祉・介護・生活支援等のサービスが総合的に提供され、高齢者ができる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、次のとおり、高齢者に適した良好な居住環境を有する住まいの整備、高齢者が入居する賃貸住宅等の管理の適正化及び高齢者居宅生活支援事業の促進するとともに、「見守り」や「移動支援」など、高齢者の日常生活を支える取組みを進めます。

(1) 高齢者が暮らしやすい住まいの整備促進

- △ 介護保険制度による住宅改修制度に加えて、京都府住宅改良資金融資制度（21世紀住宅リフォーム資金）や介護予防安心住まい推進事業等の支援制度により、段差解消、手すり設置、ホームエレベーター設置工事などの住宅のバリアフリー化を進めます。
- △ 誰もが安心して暮らせる住まい環境を実現するため、「京都府福祉のまちづくり条例」に基づき、多数の人が利用する建築物や道路、公園等の整備に際して、基準に適合するよう指導を行います。
- △ 耐震性が不足する 1981（昭和 56）年 5 月以前に着工した既存住宅や高齢者福祉施設の耐震化を促進するため、耐震診断・改修等の実施に対する補助制度の利用を推進します。
- △ 高齢者等が利用する福祉サービス施設等に空き家を活用する場合には、耐震・防火性能や建築基準、バリアフリー化等に十分な配慮を求めることとします。

(2) 高齢者をはじめとする住宅確保要配慮者の民間住宅への入居円滑化の促進

- △ 京都府居住支援協議会による高齢者等入居サポーターの活動を促進し、民間賃貸住宅への家主、管理者等が抱える不安感の解消や、入居にあたっての課題の解消を図り、高齢者をはじめとする住宅確保要配慮者の入居を拒まない「セーフティネット住宅」の登録を促進するとともに、登録住宅に係る改修費支援制度等の普及を図ります。
- △ 居住支援法人の活動促進や居住支援法人と地方公共団体や高齢者等入居サポーターとの連携を進め、住宅確保要配慮者のニーズに応じた支援とあわせた民間賃貸住宅への円滑な入居を促進します。

(3) 高齢者の住まいに係る相談体制や環境の整備

- △ 高齢者をはじめとする府民からの、耐震相談、悪質リフォーム、賃貸住宅トラブル、住宅取得などの様々な住まいに関する相談に的確に対応し、必要とされる情報を迅速に提供できるよう、住宅相談に取り組むとともに建築・不動産関係団体や消費生活安全センターなどとの連携強化を行います。また、法律相談等の専門的な相談体制の充実を図ります。
- △ 高齢者が自らの意思で住み替え等の選択ができるよう、高齢者の総合的な相談窓口である高齢者情報相談センター、市町村の地域包括支援センター等において、住まいに関する情報提供を進めます。
- △ 高齢者世帯が安心して住み続けられるよう、高齢者向け優良賃貸住宅の家賃の一部を一定期間補助し、入居者の家賃負担の軽減を図ります。

(4) 公営住宅における取組と福祉施策との連携

- △ 公営住宅の耐震化を速やかに実施するため、個別診断と補強方法の検討を行い、建替え又は耐震改修に取り組みます。
- △ 高齢者が安心して暮らせるよう、住戸部分や共用部分のバリアフリー改善等により既設公営住宅のバリアフリー化を推進します。
- △ 公営住宅の優先入居等の取組により高齢者や障害者などの居住の安定を図るとともに、入居者のニーズに応じた住み替え等の取組を進めます。
- △ 高齢化が進む公的賃貸住宅団地においては、単身高齢者の安心に繋がる見守りサービスの提供や、地域に密着した見守りサービスや生活支援サービスなどの福祉施設を併設するなど、福祉部局・団体と連携した取り組みを進めます。

(5) 高齢者の日常生活を支える取組の充実

- △ 地域のNPOやボランティア団体、社会福祉協議会、民生委員、企業、商店、警察、消防、行政など、地域の様々な活動団体と連携・協働した「見守り・支援ネットワーク」＝「絆ネット」による多機関連携の見守り支援体制を推進します。（第11章参照）
- △ 地域での生活と安心を支えるため、移動販売による買い物支援と見守り活動に一体的に取り組む事業者との連携を促進します。
- △ 運送車両の購入助成や運転者養成講習の開催など、福祉有償運送の実施を支援します。（第11章参照）

(6) 高齢者に対する適切な介護保険サービスの提供

△ 介護が必要な高齢者に対し、それぞれの高齢者の状態やニーズに応じ、市町村が定める介護保険事業計画に基づき、居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービスの各介護保険サービスを提供します。（第5章参照）

(7) 高齢者の在宅療養を支える介護保険サービス等の充実と医療・介護の連携促進

△ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護や小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスの提供体制を、地域毎のニーズに応じて充実させるとともに、医療・介護の多職種が協働して高齢者の在宅療養を支える体制を強化します。（第9章参照）

(8) 介護予防・健康づくりの充実と高齢になっても生きがいを持って活躍できる地域づくり

△ 体操等の通いの場やサロン等、地域に存在する支え合い活動や、多様なサービスを提供する基盤づくりを支援します。また、高齢者の多様な社会参加を支援し、高齢者自身が多世代共生型の地域づくりの主役として活躍できる地域文化の醸成を図ります。（第5章、第10章参照）

(9) 地域包括ケアシステムを支える人材の確保・育成・定着

△ 2024（令和6）年度から2026（令和8）年度の3年間で、介護・福祉人材〇人（うち北部〇人）の確保を目標に定め、人材の育成と定着も含めた総合的な取組を展開するとともに、地域包括ケアを支える多職種の連携と資質の向上を推進します。（第12章参照）

□ 成果指標と目標値

高齢者に対する住宅施策との調和を図るため、京都府住生活基本計画（2022（令和4）年3月）に定めた成果指標等を本計画においても設定します。

成果指標	現況値	目標値
高齢者の居住する住宅のうち、一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅の割合	14.9% 2018（平30）年	22% 2030（令12）年
共同住宅のうち、道路から各戸の玄関まで車いす・ベビーカーで通行可能な住宅ストックの比率	18.7% 2018（平30）年	40% 2030（令12）年
高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合（※1）	1.9% 2020（令2）年	4% 2030（令12）年

（※1）高齢者向け住宅：有料老人ホーム、軽費老人ホーム、あんしんサポートハウス、シルバーハウジングサービス付き高齢者向け住宅、地域優良賃貸住宅（高齢者型）、高齢者向け優良賃貸住宅

4 サービス付き高齢者向け住宅への総合的な施策の展開

(1) サービス付き高齢者向け住宅の現状と課題

- サービス付き高齢者向け住宅は、状況把握と生活相談のサービスが提供され、バリアフリー構造と一定の居住部分の床面積や設備を有するなど、法令で定められた登録基準を満たす住宅であり、2011（平成23）年10月の法改正により創設された高齢者の住まいの登録制度です。
- 制度開始から約12年間が経過し、登録件数にやや鈍化が見られるものの、全国で8,255棟、284,993戸（2023（令和5）年10月末現在）に達するなど、着実に整備が進められている状況です。
- こうした中、サービス付き高齢者向け住宅の登録制度は、自立の方を含めた高齢者の住まいとして必要な登録基準を定めている一方、実際の入居者は、後期高齢者や要介護度の高い高齢者も少なくなく、多様な介護ニーズの受け皿となっています。また、特に大都市圏においては、立地の偏在や、入居者に対する過剰な医療・介護サービス提供等の問題点も指摘されているところです。
- 一方、京都府内の登録件数は、168棟、6,360戸（2023（令和5）年10月末現在）となり、この3年間でさらに整備が進んでいます。これまで京都府では、次のとおり、登録制度の適確な運用に努めてきたところです。

ア 京都府の独自登録基準の設定（詳細は（3）のアを参照）

- ・緊急通報装置の設置
- ・人権擁護、虐待の防止
- ・立地市町村への事前手続き

イ 「京都府有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅設置運営基準指針」の策定
厚生労働省の標準基準指針に加え、新規基準を追加
(駐車場の確保、AED設置の努力義務)

ウ 定期的な立入検査の実施

エ 情報提供制度の導入

重要事項説明書を京都府ホームページで順次掲載

(2) 京都府が目指すサービス付き高齢者向け住宅の目標像

- 府内のサービス付き高齢者向け住宅の整備状況及び実態調査結果、制度的な課題に関する分析を踏まえ、次のようなサービス付き高齢者向け住宅を目標像として設定します。

- ① 日中、夜間にかかわらず安心・安全・快適な居住環境が確保される。
- ② 地域との関わりをもつことで、必要に応じて、医療・介護が必要となってもサービスを受けながら、入居者が地域の中で安心して暮らし続けることができる。
- ③ 事業者が、より望ましい、質の向上につながるサービスの提供等のための工夫・取組を継続している。
- ④ 事業者の取組や努力等を含め、必要な情報が客観的に提供され、入居者や家族が、それぞれにふさわしい住宅を選択できる。

(3) サービス付き高齢者向け住宅に対する施策

- 京都府では、こうしたサービス付き高齢者向け住宅の供給促進に向け、次の施策を総合的に展開・推進します。

ア 京都府の独自登録基準の設定

- ・ 高齢者の居住の安定確保に関する法律第7条第1項第9号及び国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第15条第1項の規定により、法令で定められた登録基準に加え、平成27年7月から京都府独自のサービス付き高齢者向け住宅の登録基準を適用しています。2024（令和6）年度～2026（令和8）年度についても、この基準を適用し、各種手続きや立入検査等を通じ、登録基準が遵守されていることを確認します。

サービス付き高齢者向け住宅に係る京都府独自の登録基準

- ① 緊急通報装置の設置
 - ・ 各住戸の居住部分に、緊急通報装置を設置すること。（登録事業者の職員が登録住宅等に24時間常駐する場合を含む。）
なお、「緊急通報装置」とは、国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第11条第5号に規定する入居者の心身の状況に関し、必要に応じて通報する装置をいう。
- ② 人権の擁護・虐待の防止
 - ・ 入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置すること等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施すること等の措置を講じること。
- ③ 立地市町村への事前手続
 - ・ 当該住宅が立地する市町村（京都市を除く。）に対し、市町村ごとに別に定める住宅整備のための事前手続を行った上で、登録申請を行うこと。
(登録事項等の変更の届出、地位の承継の届出及び登録更新申請には適用しない)

イ 行政・地域による支援体制の整備

- ・ サービス付き高齢者向け住宅の運営に当たっては、第三者的立場にある民生委員等の参画する運営懇談会を設置する等、地域の協力を得たサービス提供が可能となる体制整備を支援します。
- ・ サービス付き高齢者向け住宅が、地域包括ケアシステムの推進やサービスの質の更なる向上に取り組めるよう、研修等職員の資質を向上させる取組を支援するとともに、地域に即したサービス付き高齢者向け住宅の供給を促進するため、市町村による高齢者居住安定確保計画の策定を支援します。

ウ 情報提供制度の推進

- ・ 老人福祉法の改正により、2018（平成30）年4月から、有料老人ホームから報告された有料老人ホーム情報の都道府県等による公表が義務化されたことから、サービス付き高齢者向け住宅においても、京都府ホームページで府内全域の住宅の公表を進め、高齢者が多様な住まいの中から自らにふさわしく、望ましい住まいを選択できるようにします。
- ・ 今後も相当量の新規開設が見込まれるサービス付き高齢者向け住宅については、各市町村においても高齢者の住まいとして重要な役割を占めることから、市町村における施策展開との調和が図れるよう、登録内容及び運営状況等の情報共有を進めます。
- ・ あわせて、特に入居者の高齢化・介護度の重度化が進む住宅などについては、適切な介護サービスが提供されるよう、市町村・関係団体と連携し、特定施設入居者生活介護の指定について、検討を促します。

エ サービス付き高齢者向け住宅登録制度の適確な運用

- ・ サービス付き高齢者向け住宅の登録制度（登録審査、事業者に対する指導監督）を適確に運用し、登録情報や制度の信頼性向上を図るとともに、国の補助制度の利用促進も含め、社会福祉法人、医療法人、NPO等幅広い事業者への制度普及を図ります。
- ・ 事業者の自発的な取組や自助努力を評価・公表する外部評価制度を将来的に導入できるよう、評価の前提となる適正な運営の確保のため、関係法令や「京都府有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅設置運営基準指針」に即した、定期的な立入検査を引き続き実施します。
- ・ 国におけるサービス付き高齢者向け住宅登録制度の見直し状況を踏まえ、必要に応じ、施策の見直しを行うこととします。

第14章 推進体制

- 1 京都地域包括ケア推進機構における各種プロジェクトの推進
- 2 自立支援・重度化防止等に向けた市町村の取組の推進
- 3 介護保険制度の適正な運営の確保
- 4 高齢者の健康福祉サービス推進のための体制づくり

この章では、この計画の推進のための体制整備や自立支援・重度化防止等に向けた市町村支援、介護給付適正化の推進等について説明します。

第14章 推進体制

1 京都地域包括ケア推進機構における各種プロジェクトの推進

この項目のポイント

- ▶ オール京都体制による広域的な支援体制の整備

【現状と課題】

- 京都府では、行政だけでなく医療・介護・福祉のあらゆる関係団体がオール京都体制で「地域包括ケア」の実現に取り組むため、京都地域包括ケア推進機構（以下「推進機構」という。）を設立し、制度や組織の壁を越えて連携の強化につながる取組を進めています。
- 推進機構では、先述の「在宅療養あんしん病院登録システム」のほか、地域包括ケアを実現するための医療・介護・福祉の連携について、認知症総合対策、総合リハビリテーションの推進、看取り対策を3大プロジェクトとして、それぞれ推進プランを策定し、オール京都体制で取り組むこととしています。（図表14-1）
- 推進機構の構成団体の専門性と、市町村の取組とのマッチングによる事業展開を更に推進し、市町村単位での医療・介護・福祉の連携強化を充実させていく必要があります。

【今後の取組】

- 推進機構において、医療・介護・福祉の関係機関が連携したオール京都体制で、「第3次京都式オレンジプラン（第3次京都認知症総合対策推進計画）」、「総合リハビリテーション推進プラン」、「『さいごまで自分らしく生きる』を支える京都ビジョン・京都アクション」等に基づき、各種プロジェクトをオール京都体制で推進します。（図表14-1）

【図表14-1 京都地域包括ケア推進機構の概要】



□京都府立医科大学 □一般社団法人 京都府医師会 □公益社団法人 京都府栄養士会 □公益社団法人 京都府介護支援専門員会 □一般社団法人 京都府介護福祉士会 □一般社団法人 京都府介護老人保健施設協会 □公益社団法人 京都府看護協会 □京都大学 □京都府行政書士会 □一般社団法人 京都府言語聴覚士会 □京都府後期高齢者医療広域連合 □京都府国民健康保険団体連合会 □一般社団法人 京都府作業療法士会 □一般社団法人 京都府歯科医師会 □公益社団法人 京都府歯科衛生士会 □京都府市長会 □京都司法書士会 □社会福祉法人 京都府社会福祉協議会 □社会福祉法人 京都市社会福祉協議会 □一般社団法人 京都社会福祉士会 □一般社団法人 京都私立病院協会 □一般社団法人 京都精神科病院協会 □京都府地域包括・在宅介護支援センター協議会 □京都市地域包括支援センター・在宅介護支援センター連絡協議会 □京都府町村会 □一般社団法人 京都府病院協会 □京都府立大学 □京都弁護士会 □一般社団法人 京都府訪問看護ステーション協議会 □京都府民生児童委員協議会 □京都市民生児童委員連盟 □一般社団法人 京都府薬剤師会 □一般社団法人 京都府理学療法士会 □京都府慢性期医療協会 □京都府リハビリテーション連絡協議会 □一般社団法人 京都府老人福祉施設協議会 □一般社団法人 京都市老人福祉施設協議会 □京都府 □京都市 以上39団体(50音順)

2 自立支援・重度化防止等に向けた市町村の取組の推進

この項目のポイント

- ▶ 市町村が介護保険事業計画に基づくPDCAサイクルを推進し、自立支援・重度化防止、また地域包括ケアの推進等に係る効果的な取組を実施できるよう支援
- ▶ 保健所と地域包括ケア推進ネットによる市町村への伴走支援

【現状と課題】

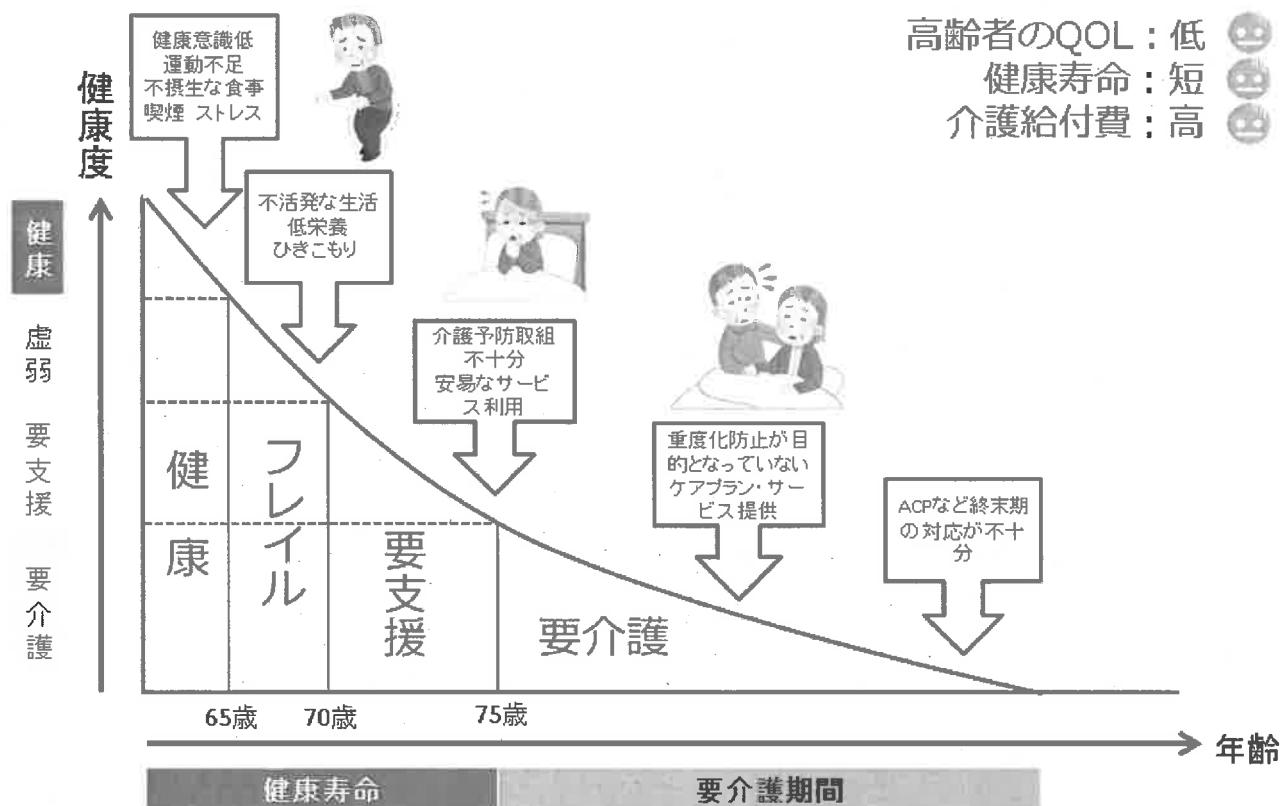
- 介護保険制度の基本理念である、高齢者の尊厳の保持と自立支援を実現するため、保険者である市町村が保険者機能を発揮して、高齢者の自立支援や重度化防止等に主体的に取り組むことが必要です。（図表14-2）
- そのため、市町村は介護保険事業計画に基づくPDCAサイクルを推進し、課題分析に基づく施策立案を行い、取組が効果的・効率的なものとなるよう、常に見直しを行う必要があります。
- また、地域包括ケアは、市町村が地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要です。
- 在宅医療・介護連携など広域調整が必要な事業や、データに基づく課題分析など専門的な視点が必要な事業に対しては、市町村が効果的な取組を実施できるよう、府や京都地域包括ケア推進機構の支援が必要です。

【今後の取組】

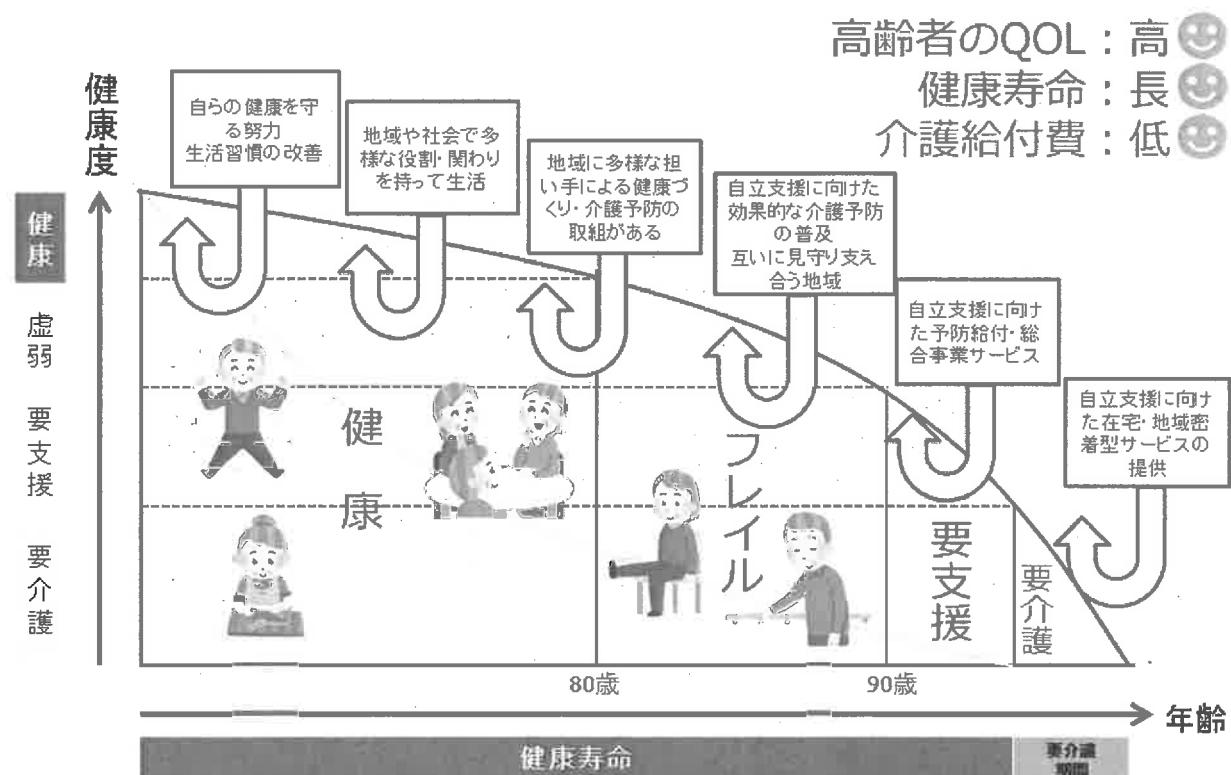
- 市町村が、データに基づいて地域の課題を分析・抽出し、高齢者の自立支援・重度化防止に向けた具体的な取組内容と、事業の成果を評価するための数値目標を定めて、介護保険事業計画に記載するとともに、取組の効果について毎年度評価を行った上で結果を公表し、取組の改善に繋げることができるよう、PDCAサイクルの推進を支援します。
- 介護給付・要介護認定データ等を専門的な観点から分析・検証し、その結果を市町村に提供するとともに、自立支援・重度化防止に係る研修会や助言を行うことにより、市町村の取組を支援します。
- 市町村における地域包括ケアの構築等を、京都府と京都地域包括ケア推進機構の連携のもと、府保健所と地域包括ケア推進ネットが伴走支援します。

【図表14-2 自立支援・重度化防止のイメージ】

自立支援・重度化防止のイメージ① 【適切な取組や支援がない】



自立支援・重度化防止のイメージ② 【適切な取組や支援がある】



3 介護保険制度の適正な運営の確保

この項目のポイント

- ▶ 介護サービスの事業者に係る指定審査及び指導・監査を適正に実施
- ▶ 介護サービス事業者の情報の公表、第三者評価、外部評価の一層の推進
- ▶ 不服申立て制度としての介護保険審査会を適正に運営
- ▶ 第6期京都府介護給付適正化計画を策定し、市町村の取組を推進

(1) 介護サービス事業者に係る指定、指導・監査

【現状と課題】

- 2023年3月（令和4年度）末現在で、介護サービス事業所は、府内で13,074事業所が指定されていますが、要介護認定者数は今後も増加することが見込まれることから、引き続き、介護サービスの充実を図っていく必要があります。
- 介護サービスの利用の伸長に伴い、増加する介護サービス事業所に対する効率的・効果的な指定、指導・監査の取組が必要です。
- 介護サービス事業所については、悪質な不正事案に対して厳正に対処する一方、サービスの質の向上を図る観点からの指導・育成が重要です。
- 2015（平成27）年度介護保険制度改革に伴う一部事業の市町村への段階的な移行や3年に一度の介護報酬改定等を踏まえ、各市町村と連携を密にし、適切な指導監督を行っていく必要があります。

【今後の取組】

- 事業者指定に当たっては、関係法令に定める指定基準に基づき、審査手続の公平性と透明性を確保し、的確で効率的な審査を行っていきます。
- 事業者に対する指導・監査については、各市町村と連携し、引き続き悪質な事案に対し指定取消を含む厳正な対応を行うとともに、不正事案の未然防止・再発防止の観点から、事業者に義務づけられている法令遵守等の業務管理体制についての指導・検査を行うことにより、より一層の事業運営の適正化に努めます。
- 事業者のサービスの質の向上を図る観点から、虐待防止や身体拘束廃止等に向けた取組に対する指導的援助を図ります。

(2) 介護サービス事業者の情報の公表、第三者評価等

【現状と課題】

- 介護サービスの利用者が、質の高いサービスを適切に選択できるよう、事業者情報を利用者に適切に提供することが重要です。
- 高齢者の自立支援・重度化防止のためのサービス提供に向けて、引き続き、介護サービスの質の向上や、事業の透明性の向上に努めていく必要があります。
- 特に、「介護サービス第三者評価」については、介護職員等において、よりよいサービス提供の気づきを深め、質の向上に取り組む機会となるとともに、事業所の透明性を高め、利用者のサービス選択に資するものであるため、その一層の推進が求められます。

【今後の取組】

- 利用者が質の高いサービスを適切に選択できるよう、介護・福祉サービス第三者評価、介護サービス情報の公表制度及び地域密着型サービスの外部評価の事業推進に取り組みます。
- 引き続き、京都府における推進組織である「京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構」と連携し、評価調査者の育成や評価項目の見直し等を行い、第三者評価の推進を図っていきます。
- また、「きょうと福祉人材育成認証制度」をはじめとする関連事業との連携により、第三者評価の受診促進を図るとともに、一層の普及・啓発に努めます。
- 介護サービスに対する苦情・相談については、介護保険制度上、サービスの苦情処理機関として位置づけられている「京都府国民健康保険団体連合会」に対して引き続き必要な支援を行うなど、利用者の保護、サービスの向上に資する取組を進めます。

(3) 介護保険審査会の運営

【現状と課題】

- 市町村長が行う要介護認定や保険料の賦課等に対する不服申立てについては、京都府介護保険審査会において対応しています。

【今後の取組】

- 今後とも、不服申立ての制度がより円滑に機能し、権利・利益の迅速な救済が図られるよう努めます。

(4) 介護給付適正化の推進〔第6期京都府介護給付適正化計画〕

① 趣 旨

- 介護給付の適正化とは、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要とする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するよう促すことであり、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築を目指すものです。
- 2017（平成29）年介護保険法改正において保険者機能の強化が盛り込まれ、市町村が保険者機能を発揮し、高齢者の自立支援・重度化防止、介護給付の適正化について、具体的な取組と目標を介護保険事業計画に記載して、P D C Aサイクルを推進することとされました。
- さらに、介護給付適正化事業については、2018（平成30）年度に創設された保険者機能強化推進交付金等においても、評価項目に位置づけられているほか、介護給付費財政調整交付金の第9期計画期間の算定にあたって、下記の主要3事業の取組状況が勘案されることとなるなど、これまで以上に取組の強化が求められています。
- 京都府では、これまで5期にわたり、「京都府介護給付適正化計画」を策定し、「要介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「住宅改修等の点検」、「縦覧点検・医療情報との突合」、「介護給付費通知」の主要5事業を柱として、各市町村における介護給付の適正化の取組を推進してきたところです。
- 次期計画では、「介護給付費通知」が任意事業に位置付けられ、「住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査」は、実施の効率化を図るため、事業の親和性が高い「ケアプラン点検」に統合され、これに「要介護認定の適正化」、「医療情報との突合・縦覧点検」を合わせた3事業が給付適正化主要事業とされます。

② 実施状況

- 2023（令和5）年度現在、前期計画策定期と比較すると、「要介護認定の適正化」及び「縦覧点検・医療情報との突合」が、2014（平成26）年10月から主要4帳票について京都府国民健康保険団体連合会と連携して市町村の負担軽減を図っていることもあり、引き続き全市町村で実施されるとともに、「住宅改修等の点検」が、未実施であった1市町村で実施され26市町村で実施されています。
 - また、「ケアプランの点検」については、新たに1市町村で実施され、19市町村で実施されていますが、「介護給付費通知」については、新たに3市町村で実施されたものの、8市町村での実施にとどまっています。
- （図表14-3）

【図表14-3 府内市町村における介護給付適正化事業の取組状況（2023(R5)年度）】

取組内容	実施市町村数 (2020 (R2) 年度からの増減)
要介護認定の適正化	26 (±0)
ケアプランの点検	19 (+1)
住宅改修等の点検	26 (+1)
縦覧点検・医療情報との突合	26 (±0)
介護給付費通知	8 (+3)

□京都府では、府内市町村の介護給付適正化事業の実施を支援するため、2018（平成30）年度、新たに京都府介護給付適正化研修会を実施し、2019（令和元）年度以降も継続して実施しています。また、毎年開催される介護給付適正化近畿ブロック研修会に、府内市町村へも広く参加を呼びかけているところです。

□第6期計画の策定にあたって、各市町村と個別意見交換を行い現状把握を行ったところ、下記の課題を抱えている市町村が多いことが明らかになりました。（図表14-4）

【図表14-4 府内市町村における介護給付適正化事業毎の課題】

事業	主な課題
ケアプランの点検	<ul style="list-style-type: none"> ・介護支援専門員資格等を有する専門職等、専門知識を持った職員の配置が困難 ・職員体制上実施できていない ・定期人事異動によりノウハウの継承が困難
住宅改修等の点検	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅改修の現地での検査確認に必要な体制やノウハウが不足 ・リハビリテーション専門職等、専門知識を持った職員の配置が困難
介護給付費通知	<ul style="list-style-type: none"> ・予算確保が困難 ・実施による事業効果の評価・説明が難しい

③ 第6期における取組

- 各市町村における課題や、厚生労働省の「『介護給付適正化』計画に関する指針」をふまえ、ここに「第6期京都府介護給付適正化計画」（計画期間：2024（令和6）～2026（令和8）年度）を策定し、下記の3事業を柱として、市町村の保険者機能強化の一環として、各市町村における介護給付適正化の取組を推進します。（図表14-5）

【図表14-5 第6期京都府介護給付適正化計画における各市町村の介護給付適正化事業計画】

取組内容	2026（R8）年度実施市町村数（目標）
要介護認定の適正化	26（全市町村）
ケアプラン点検、住宅改修等の点検、福祉用具購入・貸与調査	26（全市町村）
縦覧点検・医療情報との突合	26（全市町村）

- 各市町村の介護給付適正化の取組状況を隨時把握するとともに、各種情報提供や、個別意見交換における助言等を行い、具体的な取組と指標を盛り込んだ市町村介護給付適正化計画が適切に策定されるよう支援します。
- 「要介護認定の適正化」について、公平・公正かつ適切な要介護認定が行えるよう、認定調査員、介護認定審査会委員及び主治医への研修を実施するとともに、認定調査票の確認や国の業務分析データを活用した分析など、市町村の取組を支援します。
また、介護認定審査会委員について、市町村等によって歯科医師、薬剤師等の医療専門職の配置状況が異なるため、地域間格差を生じることなく、個々人の状況を踏まえ適切な要介護認定が行われるよう、市町村等へ配置を促します。
- 「縦覧点検・医療情報との突合」については、点検実施における専門性の確保が求められることから、引き続き京都府国民健康保険団体連合会と連携し、事業者への照会・確認から過誤調整までを含めた、効果的・効率的な点検業務を実施し、市町村の負担軽減を図ります。
- 「ケアプランの点検」等については、専門知識が求められることや職員の人事異動時のノウハウの継承が課題となっていることから、京都府介護支援専門員会や京都府国民健康保険団体連合会等と連携し、市町村職員を対象とした検討会や研修の実施や、介護支援専門員等のアドバイザーの派遣等により、各市町村の取組を支援します。
- 小規模な市町村においても、それぞれの実情に応じた介護給付適正化の取組が推進されるよう、他自治体の好事例の収集・提供に努めるとともに、研修会等の機会に市町村間の情報交換を促進する等、府内全市町村での取組が進むよう支援します。

4 高齢者の健康福祉サービス推進のための体制づくり

この項目のポイント

- ▶ 府民の理解の促進
- ▶ 市町村、関係団体等との連携体制の整備
- ▶ 関係課（室）や広域振興局との連携・調整等、庁内体制の整備
- ▶ 市町村との連携による進行管理

（1）広報・啓発

- 高齢者がそれぞれの健康状態や生活様式（ライフスタイル）等に応じて、住み慣れた地域で健やかに充実した生活ができるとともに、いきいきと社会参加ができ、安心・安全に暮らせる社会の構築を目指して、京都府では、この計画に基づき、市町村等への支援を含め、様々な施策を開展していくこととしています。
- これらの施策を効果的に推進するためには、高齢者はもとより、府民全員が、超高齢社会の現状や課題を理解し、共に支え合うことが重要です。
- このため、京都府広報誌やパンフレット、ホームページ等を活用するほか、市町村や関係機関等との連携を図り、府民に対して計画策定の趣旨や計画内容の広報・啓発に努めます。
- また、高齢者の介護予防、健康づくり、社会参加の支援等、高齢者の健康福祉に関する幅広い事業について、分かりやすい広報に努め、幅広い府民の参加を促します。

（2）関係団体等との連携体制の整備

- この計画は、高齢者に対する健康福祉施策を総合的に展開するための計画であることから、各種サービスを単一ではなく、関係団体と十分に連携を取りながら総合的に提供できるよう調整を図る必要があります。
- 京都府では、行政関係者、医療・介護・福祉の専門職・関係団体、学識経験者を構成員として設置している「京都府高齢者サービス総合調整推進会議」で、高齢者サービスの総合調整推進のための企画立案、医療・介護・福祉等に係る情報交換及び連絡調整等を実施することとしており、定期的に計画の進捗状況の点検・評価を行い、計画の円滑な進行を図ります。
- この計画の推進に当たっては、市町村をはじめ、医療・介護・福祉の各種団体の果たす役割は重要であり、これら関係団体との連携の下に設置した推進機構がオール京都体制で地域包括ケアの実現のための取組を推進します。

(3) 庁内体制の整備

- この計画は、高齢者を地域全体で支えるという観点から、庁内一体的な計画策定を行うため設置している「京都府高齢者健康福祉計画関係課長等会議」により、関係課（室）相互の情報交換及び連絡調整を図りながら作成しましたが、今後も、京都府の高齢者施策の充実や市町村に対する助言等により計画の円滑な進行が図られるよう、関係課（室）との調整を行っていくこととします。
- 高齢化の状況や課題等は市町村ごとに異なるため、地域の特性に応じた施策が行われるよう、地域に密着した広域振興局、特に府保健所との連携を図りながら、市町村に対する助言・支援を行っていきます。

(4) 進捗管理

- この計画は、各市町村計画と一体となって推進されることによりはじめて具体化するものであるため、計画の推進に当たっては、各市町村と十分に連携して進めていく必要があります。
- 各市町村においては、毎年各種サービスや取組と目標等の進捗管理を行い、年度ごとの課題・問題点を整理することとしており、京都府においても、各市町村の状況を的確に把握することにより、市町村計画及び京都府計画それぞれが、高齢者のニーズに沿った計画となるよう、3年ごとの見直しを実施することとしています。

資料編

- 1 京都府高齢者サービス総合調整推進会議設置要綱
- 2 京都府高齢者健康福祉計画関係課長等会議設置要綱
- 3 「第10次京都府高齢者健康福祉計画」の主な策定経過
- 4 老人福祉法（抄）
- 5 介護保険法（抄）
- 6 高齢者の居住の安定確保に関する法律（抄）
- 7 用語解説

京都府高齢者サービス総合調整推進会議設置要綱

(趣旨)

第1 高齢者に関する福祉・保健・医療等の各種サービスの総合的推進に必要な事項について、京都府、関係行政機関、医療福祉関係団体等が協議等を行うため京都府高齢者サービス総合調整推進会議（以下「サービス調整推進会議」という。）を設置する。

(委員の要件等)

第2 サービス調整推進会議の委員は、28人以内とする。

- 2 委員は、行政関係者、医療福祉関係団体、学識経験者その他知事が適當と認める者とする。
- 3 委員の任期は、3年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の役割)

第3 サービス調整推進会議の委員は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 高齢者サービス総合調整推進のための企画及び立案に関すること（老人福祉法に基づく「京都府高齢者健康福祉計画」及び介護保険法に基づく「京都府介護保険事業支援計画」の策定検討に関するこことを含む。）
- (2) 市町村等に対する高齢者サービス総合調整推進に必要な指導及び助言に関すること。
- (3) 福祉、保健、医療等に係る情報交換及び連絡調整に関すること。
- (4) その他高齢者サービス総合調整推進に必要な事項に関すること。

(会長)

第4 サービス調整推進会議に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は会議の議事を運営する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5 サービス調整推進会議は、知事が招集する。

- 2 知事は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(部会)

第6 サービス調整推進会議に部会を置くことができる。

- 2 部会は部会委員（知事が指名する委員及び学識経験者その他知事が適當と認める者をいう。）で構成する。
- 3 部会に部会長を置き、その部会に属する部会委員の互選によりこれを定める。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

- | | |
|-----|--------------------------|
| 附 則 | この要綱は、昭和63年10月11日から施行する。 |
| 附 則 | この要綱は、平成2年11月28日から適用する。 |
| 附 則 | この要綱は、平成5年3月22日から適用する。 |
| 附 則 | この要綱は、平成7年2月27日から適用する。 |
| 附 則 | この要綱は、平成7年4月20日から適用する。 |
| 附 則 | この要綱は、平成16年5月1日から適用する。 |
| 附 則 | この要綱は、平成17年4月18日から適用する。 |
| 附 則 | この要綱は、平成20年2月1日から適用する。 |
| 附 則 | この要綱は、平成20年4月15日から適用する。 |
| 附 則 | この要綱は、平成21年3月5日から適用する。 |
| 附 則 | この要綱は、平成25年1月15日から適用する。 |
| 附 則 | この要綱は、平成26年5月1日から適用する。 |
| 附 則 | この要綱は、平成26年6月6日から適用する。 |
| 附 則 | この要綱は、令和2年7月10日から適用する。 |

京都府高齢者サービス総合調整推進会議委員名簿

氏 名	所 属 団 体 等	役 職
西村 周三	京都先端科学大学 国際学術研究院	教授
空閑 浩人	同志社大学 社会学部社会福祉学科	教授
三上 靖夫	京都府立医科大学大学院 医学研究科リハビリテーション医学	教授
谷口 洋子	一般社団法人京都府医師会	副会長
嶋村 清次	一般社団法人京都府歯科医師会	常務理事
楠本 正明	一般社団法人京都府薬剤師会	副会長
豊田 久美子	公益社団法人京都府看護協会	会長
山下 宣和	公益社団法人京都府介護支援専門員会	会長
荻野 修一	一般社団法人京都府老人福祉施設協議会	会長
矢田 圭吾	一般社団法人京都府介護老人保健施設協会	理事
清水 紘	京都府慢性期医療協会	理事長
東 壽亮	社会福祉法人京都府社会福祉協議会	副会長
久野 成人	一般社団法人京都私立病院協会	副会長
麻田 博之	一般社団法人京都府理学療法士会	会長
斎藤 嘉子	一般社団法人京都府作業療法士会	事務局福利部制度対策委員会委員
小國 由紀	一般社団法人京都府言語聴覚士会	副会長
内山 貴美子	公益財団法人京都SKYセンター	高齢者情報相談センター所長
井手口 温美	一般財団法人京都府老人クラブ連合会	副会長
安井 美佐子	京都府連合婦人会	会長
大西 幹子	日本労働組合総連合会京都府連合会	女性委員会事務局次長
岡野 英一	一般社団法人京都ボランティア協会	事務局長
越野 稔	公益社団法人認知症の人と家族の会京都府支部	副代表
星川 修	京都府市長会	宇治市 健康長寿部長
北 広光	京都府町村会	和束町 福祉課長
三宅 英知	京都府国民健康保険団体連合会	副理事長兼常務理事
渡辺 隆	京都府後期高齢者医療広域連合	副広域連合長 事務局長事務取扱

京都府高齢者健康福祉計画関係課長等会議設置要綱

(目的)

第1条 介護保険法等に基づく京都府高齢者健康福祉計画の策定及び市町村高齢者保健福祉計画の作成指導のため、京都府高齢者健康福祉計画関係課長等会議（以下「関係課長等会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 関係課長等会議は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

2 議長は、健康福祉部副部長（地域包括担当）の職にある者をもって充てる。

3 議長に事故あるときは、健康福祉部高齢者支援課長の職にある者が、この事務を代行する。

(会議)

第3条 関係課長等会議は、議長が招集し、主宰する。

(協議事項)

第4条 関係課長等会議は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議し、関係組織間の連絡調整を図る。

(1) 京都府高齢者健康福祉計画の作成に関する事項

(2) 市町村高齢者保健福祉計画の作成指導に関する事項

(3) その他目的達成に必要な事項

(庶務)

第5条 関係課長等会議の庶務は、健康福祉部高齢者支援課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、関係課長等会議の運営について必要な事項は、議長が定める。

附 則 この要綱は、平成4年9月8日から施行する。

附 則 この要綱は、平成11年6月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成14年5月2日から施行する。

附 則 この要綱は、平成14年6月6日から施行する。

附 則 この要綱は、平成16年5月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成17年4月18日から施行する。

附 則 この要綱は、平成20年9月10日から施行する。

附 則 この要綱は、平成23年8月9日から施行する。

附 則 この要綱は、平成26年8月21日から施行する。

附 則 この要綱は、平成29年4月20日から施行する。

附 則 この要綱は、令和2年9月16日から施行する。

附 則 この要綱は、令和5年4月26日から施行する。

別表（第2条関係）

総務部	自治振興課長
総合政策環境部	総合政策室長
危機管理部	危機管理総務課長、災害対策課長、消防保安課長
文化生活部	安心・安全まちづくり推進課長、人権啓発推進室参事 消費生活安全センター長、スポーツ振興課長 文化政策室長、文化生活総務課長
健康福祉部	健康福祉部副部長（地域包括担当）、健康福祉総務課長 健康対策課長、リハビリテーション支援センター長 医療課長、地域福祉推進課長、高齢者支援課長、障害者支援課長 医療保険政策課長
商工労働観光部	人材育成課長、雇用推進課長
建設交通部	監理課参事、住宅課長
警察本部	生活安全部生活企画課長、交通部交通企画課長

第10次 京都府高齢者健康福祉計画の主な策定経過

年 月 日	内 容
令和5年 9月8日 10月13日 11月16日 12月14日 12月19日	第1回京都府高齢者サービス総合調整推進会議の開催
	第2回京都府高齢者サービス総合調整推進会議の開催
	第3回京都府高齢者サービス総合調整推進会議の開催
	第10次京都府高齢者健康福祉計画（中間案）の議会報告
	第9次京都府高齢者健康福祉計画（中間案）に対する府民意見提出手続き（パブリックコメント）の実施
令和6年 1月9日 1月25日 3月日	第4回京都府高齢者サービス総合調整推進会議の開催
	第10次京都府高齢者健康福祉計画（最終案）の議会報告
	第10次京都府高齢者健康福祉計画の決定

老人福祉法（抄）

第三章の二 老人福祉計画

（市町村老人福祉計画）

第二十条の八 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村老人福祉計画においては、当該市町村の区域において確保すべき老人福祉事業の量の目標を定めるものとする。
- 3 市町村老人福祉計画においては、前項の目標のほか、同項の老人福祉事業の量の確保の方策について定めるよう努めるものとする。
- 4 市町村は、第二項の目標（老人居宅生活支援事業、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び特別養護老人ホームに係るものに限る。）を定めるに当たっては、介護保険法第百十七条第二項第一号に規定する介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み（同法に規定する訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス及び介護福祉施設サービス並びに介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係るものに限る。）並びに第一号訪問事業及び第一号通所事業の量の見込みを勘案しなければならない。
- 5 厚生労働大臣は、市町村が第二項の目標（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターに係るものに限る。）を定めるに当たって参考すべき標準を定めるものとする。
- 6 市町村は、当該市町村の区域における身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある老人の人数、その障害の状況、その養護の実態その他の事情を勘案して、市町村老人福祉計画を作成するよう努めるものとする。
- 7 市町村老人福祉計画は、介護保険法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。
- 8 市町村老人福祉計画は、社会福祉法第百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であつて老人の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 9 市町村は、市町村老人福祉計画（第二項に規定する事項に係る部分に限る。）を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければなければならない。
- 10 市町村は、市町村老人福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

(都道府県老人福祉計画)

第二十条の九 都道府県は、市町村老人福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、老人福祉事業の供給体制の確保に関する計画（以下「都道府県老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

- 2 都道府県老人福祉計画においては、介護保険法第百十八条第二項第一号 の規定により当該都道府県が定める区域ごとの当該区域における養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの必要入所定員総数その他老人福祉事業の量の目標を定めるものとする。
- 3 都道府県老人福祉計画においては、前項に規定する事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - 一 老人福祉施設の整備及び老人福祉施設相互間の連携のために講ずる措置に関する事項
 - 二 老人福祉事業に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置に関する事項
- 4 都道府県は、第二項の特別養護老人ホームの必要入所定員総数を定めるに当たっては、介護保険法第百十八条第二項第一号 に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数及び介護保険施設の種類ごとの必要入所定員総数（同法 に規定する介護老人福祉施設に係るものに限る。）を勘案しなければならない。
- 5 都道府県老人福祉計画は、介護保険法第百十八条第一項 に規定する都道府県介護保険事業支援計画と一体のものとして作成されなければならない。
- 6 都道府県老人福祉計画は、社会福祉法第百八条第一項 に規定する都道府県地域福祉支援計画その他の法律の規定による計画であつて老人の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 7 都道府県は、都道府県老人福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

(都道府県知事の助言等)

第二十条の十 都道府県知事は、市町村に対し、市町村老人福祉計画の作成上の技術的事項について必要な助言をすることができる。

- 2 厚生労働大臣は、都道府県に対し、都道府県老人福祉計画の作成の手法その他都道府県老人福祉計画の作成上重要な技術的事項について必要な助言をすることができる。

(援助)

第二十条の十一 国及び地方公共団体は、市町村老人福祉計画又は都道府県老人福祉計画の達成に資する事業を行う者に対し、当該事業の円滑な実施のために必要な援助を与えるように努めなければならない。

介護保険法（抄）

第七章 介護保険事業計画

（基本指針）

第一百六条 厚生労働大臣は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第三条第一項に規定する総合確保方針に即して、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 介護給付等対象サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業の実施に関する基本的事項
 - 二 次条第一項に規定する市町村介護保険事業計画において同条第二項第一号の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他当該市町村介護保険事業計画及び第百十八条第一項に規定する都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項
 - 三 その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するために必要な事項
- 3 厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更するに当たっては、あらかじめ、総務大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（市町村介護保険事業計画）

第一百七条 市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 当該市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み
- 二 各年度における地域支援事業の量の見込み
- 三 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化に関し、市町村が取り組むべき施策に関する事項
- 四 前号に掲げる事項の目標に関する事項

3 市町村介護保険事業計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- 一 前項第一号の必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策
- 二 各年度における地域支援事業に要する費用の額及び地域支援事業の見込量の確保のための方策
- 三 介護給付等対象サービスの種類ごとの量、保険給付に要する費用の額、地域支援事業の量、地域支援事業に要する費用の額及び保険料の水準に関する中長期的な推計
- 四 指定居宅サービスの事業、指定地域密着型サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス（介護給付に係るものに限る。）の円滑な提供を図るための事業に関する事項

五 指定介護予防サービスの事業、指定地域密着型介護予防サービスの事業又は指定介護予防支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス（予防給付に係るものに限る。）の円滑な提供及び地域支援事業の円滑な実施を図るための事業に関する事項

六 認知症である被保険者の地域における自立した日常生活の支援に関する事項、地域支援事業と高齢者保健事業及び国民健康保険保健事業の一体的な実施に関する事項、居宅要介護被保険者及び居宅要支援被保険者に係る医療その他の医療との連携に関する事項、高齢者の居住に係る施策との連携に関する事項その他の被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事項

- 4 市町村介護保険事業計画は、当該市町村の区域における要介護者等の人数、要介護者等の介護給付等対象サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、第二項第一号の規定により当該市町村が定める区域ごとにおける被保険者の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握するとともに、第百十八条の二第一項の規定により公表された結果その他の介護保険事業の実施の状況に関する情報を分析した上で、当該事情及び当該分析の結果を勘案して、市町村介護保険事業計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第二十条の八第一項に規定する市町村老人福祉計画と一緒にものとして作成されなければならない。
- 7 市町村は、第二項第三号に規定する施策の実施状況及び同項第四号に規定する目標の達成状況に関する調査及び分析を行い、市町村介護保険事業計画の実績に関する評価を行うものとする。
- 8 市町村は、前項の評価の結果を公表するように努めるとともに、これを都道府県知事に報告するものとする。
- 9 市町村介護保険事業計画は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第五条第一項に規定する市町村計画との整合性の確保が図られたものでなければならない。
- 10 市町村介護保険事業計画は、社会福祉法第百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第四条の二第一項に規定する市町村高齢者居住安定確保計画その他の法律の規定による計画であって要介護者等の保健、医療、福祉又は居住に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 11 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、被保険者の意見を反映するために必要な措置を講ずるものとする。
- 12 市町村は、市町村介護保険事業計画（第二項第一号及び第二号に掲げる事項に係る部分に限る。）を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。
- 13 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

（都道府県介護保険事業支援計画）

第一百八十二条 都道府県は、基本指針に即して、三年を一期とする介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施の支援に関する計画（以下「都道府県介護保険事業支援計画」という。）を定めるものとする。

- 2 都道府県介護保険事業支援計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 当該都道府県が定める区域ごとに当該区域における各年度の介護専用型特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数、介護保険施設の種類ごとの必要入所定員総数その他の介護給付等対象サービスの量の見込み
 - 二 都道府県内の市町村によるその被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化に関する取組への支援に関し、都道府県が取り組むべき施策に関する事項
 - 三 前号に掲げる事項の目標に関する事項
- 3 都道府県介護保険事業支援計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
- 一 介護保険施設その他の介護給付等対象サービスを提供するための施設における生活環境の改善を図るための事業に関する事項
 - 二 介護サービス情報の公表に関する事項
 - 三 介護支援専門員その他の介護給付等対象サービス及び地域支援事業に従事する者の確保又は資質の向上に資する事業に関する事項
 - 四 介護保険施設相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項
 - 五 介護予防・日常生活支援総合事業及び第百十五条の四十五第二項各号に掲げる事業に関する市町村相互間の連絡調整を行う事業に関する事項
- 4 都道府県介護保険事業支援計画においては、第二項各号に掲げる事項及び前項各号に掲げる事項のほか、第二項第一号の規定により当該都道府県が定める区域ごとに当該区域における各年度の混合型特定施設入居者生活介護に係る必要利用定員総数を定めることができる。
- 5 都道府県は、次条第一号の規定により公表された結果その他の介護保険事業の実施の状況に関する情報を分析した上で、当該分析の結果を勘案して、都道府県介護保険事業支援計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 都道府県介護保険事業支援計画は、老人福祉法第二十条の九第一項に規定する都道府県老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。
- 7 都道府県は、第二項第二号に規定する施策の実施状況及び同項第三号に規定する目標の達成状況に関する調査及び分析を行い、都道府県介護保険事業支援計画の実績に関する評価を行うものとする。
- 8 都道府県は、前項の評価の結果を公表するように努めるとともに、当該結果及び都道府県内の市町村の前条第七項の評価の結果を厚生労働大臣に報告するものとする。
- 9 都道府県介護保険事業支援計画は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第四条第一項に規定する都道府県計画及び医療法第三十条の四第一項に規定する医療計画との整合性の確保が図られたものでなければならない。
- 10 都道府県介護保険事業支援計画は、社会福祉法第百八条第一項に規定する都道府県地域福祉支援計画、高齢者の居住の安定確保に関する法律第四条第一項に規定する都道府県高齢者居住安定確保計画その他の法律の規定による計画であって要介護者等の保健、医療、福祉又は居住に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 11 都道府県は、都道府県介護保険事業支援計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

(都道府県知事の助言等)

第百十九条 都道府県知事は、市町村に対し、市町村介護保険事業計画の作成上の技術的事項について必要な助言をすることができる。

2 厚生労働大臣は、都道府県に対し、都道府県介護保険事業支援計画の作成の手法その他都道府県介護保険事業支援計画の作成上重要な技術的事項について必要な助言をすることができる。

(国の援助)

第百二十条 国は、市町村又は都道府県が、市町村介護保険事業計画又は都道府県介護保険事業支援計画に定められた事業を実施しようとするときは、当該事業が円滑に実施されるように必要な情報の提供、助言その他の援助の実施に努めるものとする。

高齢者の居住の安定確保に関する法律（抄）

（都道府県高齢者居住安定確保計画）

第四条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内における高齢者の居住の安定の確保に関する計画（以下「都道府県高齢者居住安定確保計画」という。）を定めることができる。

2 都道府県高齢者居住安定確保計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 当該都道府県の区域内における高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の目標
- 二 次に掲げる事項であって、前号の目標を達成するために必要なもの
 - イ 高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の促進に関する事項
 - ロ 高齢者が入居する賃貸住宅の管理の適正化に関する事項
 - ハ 高齢者に適した良好な居住環境を有する住宅の整備の促進に関する事項
 - ニ 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の二第三項に規定する老人デイサービス事業その他の高齢者がその居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとして政令で定める事業（以下「高齢者居宅生活支援事業」という。）の用に供する施設の整備の促進に関する事項
 - ホ ニに掲げるもののほか、高齢者居宅生活支援体制の確保に関する事項

三 計画期間

3 都道府県高齢者居住安定確保計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、当該都道府県の区域内における高齢者の居住の安定の確保に関し必要な事項を定めるよう努めるものとする。

用語解説

用語	頁	解説
あ行		
I C T (アイ・シー・ティー)	138 164 他	「Information and Communication Technology」の略称で、「情報通信技術」と訳されます。情報処理や通信に関連する技術、産業、設備、サービスなどの総称です。
アイメッセージ	102	→「10のアイメッセージ」を参照
アウトリーチ	108 146 他	利用者の希望に応じて、訪問等による支援を行うことです。
アドバンス・ケア・プランニング（人生会議）	127 130 他	人生の最終段階の医療・ケアについて、本人が家族等や医療・ケアチームと事前に繰り返し話し合うプロセスのことです。
アルツハイマー病	107	アルツハイマー病等の認知症に関する知識を高め、世界の患者と家族に援助と希望をもたらす事を目的に、国際アルツハイマー病協会と世界保健機関の共同で定められた日です。（毎年9月21日）
医療ソーシャルワーカー	128 137	保健医療機関において、社会福祉の立場から患者やその家族の方々の抱える経済的・心理的・社会的问题の解決、調整を援助し、社会復帰の促進を図る業務を行います。
インフォーマルサポート インフォーマルサービス	51 60 他	要介護者を地域社会で支援していくために必要とされる、家族や近隣住民、ボランティア等による、各種制度外の支援のことです。公的機関等が行う、制度に基づいた社会福祉サービスの対話として使われます。
栄養ケア・ステーション	135	京都府栄養士会が、府民の健康づくり・生活習慣病改善を地域の身近なところで支援するため、栄養ケアを提供する地域密着型の拠点です。地域住民、医療保険者、民間企業、医療機関などを対象に、栄養相談、特定保健指導など、食に関する幅広いサービスを展開しています。
S N S	166	ソーシャルネットワーキングサービスの略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのことです。X（旧Twitter）、Facebook、YouTube、LINE、Instagramなどのサービスがあります。
エビデンス	149	証拠という意味で、ここでは、健康づくり対策を行う上で健診や医療・介護レセプト等のデータ分析による「科学的根拠」の意味として使っています。
エンゼルケア	128	亡くなった人を人生の最期にふさわしい姿に整えるため、化粧をしたり、口腔、身体をきれいにすることで、死者の尊厳を守る処置であるとともに、残された家族の心のケアとしても重要なものです。
エンディングノート	130	人生の終盤に起こりうる万一の事態に備えて、治療や介護、葬儀などについての自分の希望や家族への伝言、連絡すべき知人のリストなどを記しておくノートです。
O J T研修	135	正式名称は"On the Job Training"（職場内研修）。臨床現場でしか培うことのできない知識、技術、態度等の基本的実践能力を獲得するために職場内で行われる研修のこと。
オールフレイル予防	151	加齢に伴う口腔の機能の低下その他の口腔の状態の変化等に起因する口腔の機能の虚弱な状態が心身の機能までを低下させる影響を及ぼすものであることを考慮して、その口腔の状態について早期に把握し、虚弱な状態を回復させたり、虚弱な状態を言います。
オレンジカフェ (認知症カフェ)		→「認知症カフェ（オレンジカフェ）」を参照
か行		
外国人介護人材支援センター	189	外国人介護人材の受入れが円滑に進むよう、関係機関と連携して外国人介護職員・外国人受入事業所双方の相談に応じるほか、外国人介護職員や受入事業所を対象としたセミナーや交流会、介護技術や日本語能力向上研修などを実施し、外国人介護職員が安心して働き、地域で生活できるよう支援を行う機関です。
介護給付費適正化計画	229 231 他	介護給付適正化とは、「介護給付を必要とする被保険者を適切に認定した上で、被保険者が真に必要とするサービスを、事業所が適切に提供するよう促すこと」です。 介護給付の適正化については、都道府県と保険者が一体となって戦略的に取り組んでいくことを促進する観点から、平成19年6月に示された「介護給付適正化計画に関する指針」に基づき、各都道府県の考え方及び目標等を定めた「介護給付適正化計画」を策定し、平成20年度から適正化事業の全国的な展開を図っています。
介護職員の相互応援協定	174	介護施設等において新型コロナウイルス感染症が発生し、職員に不足が生じた場合に、他の施設から職員を派遣してサービス提供を継続できるよう、関係団体と京都府・京都市が締結した協定です。

用語	頁	解説
介護現場における感染対策の手引き	174	介護現場における感染対策力の向上を目的として作成されたもので、介護職員においては日常のケアを行う上で必要な感染対策の知識や手技の習得について、施設長・管理者の方においてはその役割と感染管理体制の構築に活用できます。
介護サービス事業者の情報の公表	229 230	介護サービス事業所の基本的な事項やサービスの内容、運営等に関する情報を公表することにより、利用者の介護サービス事業所選択の際の資料とするものです。
介護サービス第三者評価	230	介護サービス事業所の自主的なサービスの質の向上への取組を支援するため、一定の評価基準に基づいて、サービスの質などの達成度合いを評価し、改善のための助言等を行うものです。評価結果を公表することにより、利用者が介護サービス事業所を安心して選択することができるようになります。
介護支援専門員（ケアマネジャー）	45 195 他	要介護者や要支援者の人の相談や心身の状況に応じるとともに、ケアプラン（介護サービス等の提供についての計画）の作成や市町村・サービス事業者・施設等との連絡調整を行う者で、要介護者や要支援者の人が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識・技術を有するものとして介護支援専門員証の交付を受けた専門職のことです。
介護相談員	97	介護サービスの提供の場を訪ねて、サービスを利用する者等の話を聞き、相談に応じます。市町村によって養成され、申出のあったサービス事業所等に派遣すること等により、利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、派遣を受けた事業所における介護サービスの質的な向上を図ることを目的としています。
介護福祉士	188 他	専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障のある方に対し、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその方及びその介護者に対して介護に関する指導を行う専門職のことです。
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	48 49 他	市町村が、一般高齢者、介護予防・日常生活支援総合事業対象者、要支援者を対象に、日常生活圏域ごとに、地域の抱える課題の特定（地域診断）に資することなどを目的として実施する調査です。からだを動かすこと、食べること、毎日の生活、地域での活動、たすけあい、健康などに関する項目を調査します。
介護予防教室	145	介護予防教室は、65歳以上の方が利用可能で、要介護認定を受けていなくても参加でき、運動や健康講座、趣味活動を行うためのサロンなど、高齢者の生活機能を高めたり、地域社会活動への参加を促したりするための事業であり、市町村の支援により運営されています。介護予防教室は、高齢者が住み慣れた地域で、なるべく介護を必要とせずに暮らしていくようにすることを目的としています。
介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）	95 143 他	市町村が、高齢者の多様なニーズに応じて、多様なサービスを提供するもので、要支援者や生活機能の低下が見られる者が利用できる介護予防・生活支援サービスと、全ての高齢者が利用できる一般介護事業とがあります。
介護保険事業計画	3 他	市町村が、国の基本方針に即して策定する、3年を1期とする介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画のことで、区域（日常生活圏域）の設定や各年度における種類ごとの介護サービス量の見込、高齢者の自立支援のための施策と目標等を定めています。
介護保険事業支援計画	4	都道府県が、国の基本方針に即して策定する3年を1期とする介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施の支援に関する計画のことで、老人福祉圏域の設定や各年度における必要利用定員総数、市町村の取組を支援する施策等を定めています。
介護保険保険者努力支援交付金	66	高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた取組を推進するため、市町村及び都道府県による取組内容に応じて、厚生労働省から都道府県及び市町村に交付される交付金です。
介護ロボット	189	介護サービスにおける介護従事者による利用者の移乗、移動、排泄及び入浴並びに利用者の状態の確認、利用者との意思疎通その他介護を行うときに使用される、介護従事者の身体的な負担の軽減及び業務の効率化に効果がある機器のことです。
カスタマーハラスメント	189	→「利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメント」を参照
通いの場	145	高齢者を中心に、地域の住民同士が気軽に集い「生きがいづくり」「仲間づくり」の輪を広げる場所で、地域の介護予防の拠点となる場所でもあります。公民館や公園だけではなく、農園、喫茶店、学校、店舗の空きスペースなど、さまざまな場所にあり、体操、趣味活動、茶話会や認知症予防などの活動が行われています。身近な地域で、住民主体による多様な通いの場を充実していくことが、高齢者の介護予防に有効です。

用語	頁	解説
簡易陰圧装置・換気設備	174	いざれも介護施設等において感染症拡大のリスクを低減するために設置されるもので、簡易陰圧装置は、感染者や感染疑い者の居室の気圧を低くし、ウイルスが施設内に漏れないようにするもの、換気設備は、窓での換気が不十分な居室等においても定期的に換気できるよう、設置するものです。
がん診療連携拠点病院	127	専門的ながん医療の提供、地域のがん診療の連携協力体制の整備、患者・住民への相談支援や情報提供などの役割を担う病院として、国が指定した病院です。
感染症対策計画	173	高齢者施設・事業所において感染症の発生や発生時の拡大を防止するため、指針やマニュアルの作成、職員研修の企画、実施、発生時の連絡体制などの具体的な感染症対策のために作成される計画のことです。
緩和ケア	126 127 他	重い病を抱える患者やその家族一人ひとりの身体や心など様々なつらさを和らげ、より豊かな人生を送ることができるように支えていくケアのことです。
技能実習	189	我が国で培われた技能、技術又は知識（以下「技能等」という。）を開発途上地域等へ移転することにより、当該開発途上地域等の経済発展を担う「人づくり」に寄与することを目的とした技能実習制度において、日本国内の企業や個人事業主等と雇用関係を結び、技能等の習得を目指す。
キャラバン・メイト	108	地域で暮らす認知症の人やその家族を応援する「認知症センター」をつくる「認知症センター養成講座」の講師役となる人のことです。
QOL（キューオーエル）	228	「Quality of Life」の略称で、治療や療養生活を送る患者の肉体的、精神的、社会的、経済的、すべてを含めた「生活の質」のこと、病気による症状や治療の副作用などによって治療前と同じようには生活できなくなることがあります、このような変化の中では患者が自分らしく納得のいく生活の質の維持をめざすという考え方のことです。
京あんしんネット	138	地域の在宅医療に携わる多職種間の連携を図るために、ICTを活用し患者毎の情報をリアルタイムで共有できるシステムのことです。
協議体	97	日常生活に支援を要する高齢者が、住み慣れた地域で生きがいをもって暮らし続けることが出来るよう、多様な介護予防・生活支援サービスを提供する主体や生活支援コーディネーター等が参画し、情報提供及び連携・協働による地域資源の開発等を推進するための場として、中核となるネットワークです。
京都おもいやり駐車場利用証制度 (パーキングパーミット制度)	173	高齢者や障害者、難病患者等歩行が困難な方、妊娠婦やけがをされ一時的に歩行が困難な方等に対して共通の駐車場利用証を交付し、車いすマークの駐車場を利用しやすくする制度です。
京都高齢者あんしんサポート企業	44 108 他	高齢者が安心して暮らし続けられる地域づくりのため、高齢者の方への声掛けや買い物支援のほか、必要に応じた相談窓口の紹介、地域における高齢者向けの情報発信などをを行う、高齢者にやさしいお店・企業のことです。
京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構	230	京都で唯一の第三者評価事業を推進する組織として平成17年10月に公民協働で立ち上げられた団体であり、学識経験者、関係団体（施設・事業者）、利用者団体、関係団体、第三者団体等、行政などによって構成されています。京都府の推進する介護サービス及び福祉サービスの第三者評価を実施する評価機関の設立や活動を支援するとともに、評価に関する情報を府民にわかりやすく提供することにより、第三者評価の取組を広く普及、定着させ、利用者本位の介護・福祉の推進を図ることを目的としています。
きょうと介護・福祉ジョブネット	185	介護や福祉の仕事を、誇りや希望を持って働くことができる魅力的な職業についていため、社会的評価の向上、働きやすい職場環境づくり等の取組について、介護・福祉関係者や行政だけでなく、利用者、教育機関等が幅広く参画し、連携・協働する「場」として関係者が共同で設立したものです。（事務局：（福）京都府社会福祉協議会 京都府福祉人材・研修センター）
京都式介護予防総合プログラム	73 108 他	運動機能向上に加え、低栄養や栄養改善、口腔ケアのプログラムを盛り込んだフレイル（虚弱）防止のため、複合的なプログラムです。
京都ジョブパーク	159	京都府が、労働者団体や経営者団体をはじめ多くの関係機関や団体と一緒にになって、「働きたい」皆さんの就業を支援する総合就業支援拠点です。
京都SKYセンター	154 164	京都府、京都市、府内市町村や企業、民間団体等の協力により設立された明るい長寿社会づくり推進機構で、高齢社会における新しい社会システムづくりを推進している公益財団法人です。健やかの(S)、快適の(K)、豊かの(Y)の頭文字から取っておりスカイ（SKY）と読んでいます。

用語	頁	解説
京都SKYシニア大学	153	高齢者の「学ぶ意欲」「活躍する意欲」に応え、学びながら活動参加へのきっかけを見つけていただくとともに、学んだことを活かして地域で活動いただくために開催している、通年制の講座です。公益財団法人京都SKYセンターが運営しています。
きょうと健やか21	148	平成13年3月に策定した「総合的な府民の健康づくり指針（きょうと健やか21）」を、平成25年3月に「健康増進計画」、「医療計画」等と一体化させ、「京都府保健医療計画」として策定し、平成29年度に、平成30年度から35年度までの6か年計画として改定を行いました。府民・地域・企業・自治体が一体となり、目標達成にむけて健康づくり運動を推進していくための手引書となるものであり、今後6年間にオール京都で主体的に取り組んで行く目標を具体的に定めています。
京都地域包括ケア推進機構	3 66 他	高齢者が介護や療養が必要になっても、住み慣れた地域で365日安心して暮らせる「京都式地域包括ケアシステム」を実現するため、医療・介護・福祉・大学等のあらゆる関係団体が集結してオール京都体制で平成23年6月に設立しました。制度や組織の壁を越えて連携の強化に繋がる全国モデルとなるような取組を進めています。
きょうと認知症あんしんナビ	112	認知症の人と家族が、住み慣れた京都で安心して暮らし続けるため、認知症についての基礎知識や、医療機関や相談窓口の検索などが行える、京都地域包括ケア推進機構が開設したポータルサイトです。
京都認知症総合センター ・ケアセンター	46 71 他	京都府独自の取組として整備を進めている、認知症の初期から重度までのサービスを提供するセンターです。医療支援、初期支援、在宅支援、施設サービスの4つの機能を有し、地域の社会資源と連携して、認知症の人や家族の支援に取り組みます。
京都府医療勤務環境改善支援センター	135 188	医師・看護師等の医療従事者の離職防止や医療安全の確保を図るため、勤務環境改善に取り組む医療機関を支援するセンターです。
京都府医療トレーニングセンター	135	生涯教育の一環として、従来の講習や座学だけでなく、シミュレーション・ラボを用いた訓練等によって、医学生や研修医、病院勤務医、開業医ならびに在宅医療における知識・技術など全ての医師に必要とされる様々な技術や新しい手技の獲得と修練に資するため、全国の医師会に先駆けて、京都府医師会が開設したものです。
京都府居住支援協議会	213	「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給に関する法律」に基づき、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に向け必要な措置について協議するため、地方公共団体、宅地建物取引業者、賃貸住宅を管理する事業を行う者、住宅確保要配慮者に対し居住に係る支援を行う団体等により組織したものです。
きょうと福祉人材育成認証制度	47 185 他	若者の働きがいと働きやすさに配慮した人材育成や職場への定着支援に取り組む事業所を認証し、福祉業界の見える化、ボトムアップを図り、人材育成に努力する事業所を支援し、若年者の業界参入と人材定着を促進する京都府の制度です。
京都府高齢者居住安定確保計画	4 197 他	高齢者の居住の安定確保に関する法律（高齢者住まい法）に基づく法定計画で、高齢者の住まいの供給促進に関する事項等を定めることとされている。京都府住生活基本計画に定められた高齢者に対する住宅施策と、この第9次京都府高齢者健康福祉計画に定める介護保険施設等の整備計画や高齢者福祉サービス施策との調和を図り、高齢者の居住の安定確保に向けた施策を総合的に推進するものです。
京都府住生活基本計画	8 74 他	住生活基本法に基づく府民の住生活の安定及び向上の促進に関する基本的な計画です。
京都府生涯現役クリエイティブセンター	158	人生100年時代を見据え、「生涯学び・働き続けることのできる社会」のため、キャリア相談・リカレント研修・マッチング支援を一体的に実施するセンターです。
京都府障害者・高齢者権利擁護支援センター	111 177 他	障害者、高齢者の虐待対応困難事例等に係る市町村等への支援、虐待対応関係者の資質向上、成年後見制度の利用促進を図ることを目的とした機関です。
京都府障害福祉計画	8	障害者総合支援法第89条第1項及び児童福祉法第33条の22第1項に基づく法定計画です。
京都府総合計画（京都夢実現プラン）	3 71 他	令和元年10月に「一人ひとりの夢や希望がすべての地域で実現できる京都府」をめざして策定した京都府の行政運営の指針となる総合計画で、「将来構想」、「基本計画」、「地域振興計画」によって構成しています。

用語	頁	解説
京都府総合リハビリテーション連携指針	66 117	全ての府民が住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせるよう、急性期から回復期、生活期まで継続したリハビリテーション提供体制を整備し、さらなる高齢化の進行に伴うリハビリテーション需要増加と障害児・者リハビリテーションのニーズ等に応えるため、令和元年度に策定した指針のことです。
京都府地域医療支援センター（KMCC）	135 188	京都府と京都大学、京都府立医科大学、医療機関、医療に関する団体が連携して、オール京都の体制で、医師のキャリア形成支援等を通して、医師確保など地域医療の安定的な確保に取り組むセンターです。
京都府地域福祉支援計画	8	社会福祉法第108条に基づき、府内各市町村において地域福祉が計画的に推進されることを支援するため、広域的な見地から京都府の取り組むべき方向性を示すとともに、市町村における地域福祉計画の策定のための指針として策定したものです。
京都府地域包括ケア構想（地域医療ビジョン）	66 120 他	限られた医療・介護資源を有効に活用し必要とされる方それぞれの状態にふさわしい適切な医療・介護を効果的に提供する体制を構築するために、2025年における、その地域にふさわしいバランスのとれた医療・介護体制構築に向けた指標として、平成29年3月に策定したものです。
京都府ナースセンター	189	無料職業紹介（ナースバンク）事業、離職時等の届出制度に関する支援事業、復職支援の相談及び研修事業、看護職を目指す方への進路相談などを行っています。京都府では知事の指定のもと、京都府看護協会が運営しています。府北部地域には支所（京都府北部看護職支援センター）を設置し、対策を強化しています。
京都府認知症応援大使	108	認知症の人本人による発信の機会を拡大していくため、ともに啓発活動を行つていただく認知症のご本人を「京都府認知症応援大使」に委嘱しています。
京都府保健医療計画	3 8 他	医療計画、健康増進計画の内容を網羅し、高齢者健康福祉計画及び障害福祉計画等と整合を図った保健医療の基本計画です。
京都府北部看護職支援センター	189	京都府北部地域（綾部市以北）を中心に京都府の委託を受け看護職員の確保のため、京都府ナースセンターーや関係機関の連携をもとに就業支援を行う機関です。
京都府北部福祉人材養成システム	186	京都府と福知山市、舞鶴市、宮津市が協力し、介護福祉人材養成校、総合実習センター、現任者研修実施機関からなる福祉人材養成システムを構築し、府北部における介護・福祉人材確保を推進する事業です。
京都府リハビリテーション教育センター	119 190	京都府立医科大学、京都大学、京都府医師会をはじめとした医療関係団体、リハビリテーション関連病院、京都府・京都市の行政関係者が一体となって、オール京都体制でリハビリテーション医師等を教育・養成するセンターで、京都府立医科大学内に設置しています。
共助型生活支援推進隊	44 97 他	市町村における生活支援体制整備の推進するため、各保健所に設置しています。保健所及び地域包括ケア推進ネット職員により構成され、圏域協議会や生活支援コーディネーター等意見交換会・研修会等の開催、地域の担い手・活動団体の育成支援を行っています。
業務継続計画（BCP）	174	企業や事業所等の事業存続を脅かす緊急事態に見舞われたとき、重要業務を許容限界以上のレベルで維持するとともに、許容される期間内に操業度を回復するため、事前の対策・緊急期の対応計画・事後の復旧計画のことをいいます。
グリーフケア	130	グリーフ(grief)とは悲しみを意味します。身近な人との死別を経験し、悲嘆に暮れる人をそばで支援することで、悲しみから立ち直れるようにすることです。
ケアハウス	207 208 他	軽費老人ホームのひとつで、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことに不安がある高齢者が、低額な料金で入所できる、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与する施設です。ゆとりを持って生活できる高い居住性を持つ設備を有し、職員が施設内に常駐して見守りや生活相談等のサービスを提供します。
ケアプラン	47 74 他	要介護者・要支援者の心身の状況、置かれている環境、本人・家族の希望などを勘案し、本人の自立を支援するため、どのような介護サービスをいつ、どれだけ利用するかをまとめた介護サービス計画のことで、介護支援専門員が作成します。
ケアプランデータ連携システム	196	介護人材の確保が喫緊の課題とされる中で、介護現場の負担軽減や職場環境の改善は重要であり、厚生労働省において、令和元年度に調査研究事業を実施し、居宅介護支援事業所と介護サービス事業所の間で毎月やり取りされるケアプランのうち、サービス提供票(予定・実績)をデータ連携するための標準仕様を作成し、公開しました。標準仕様を活用してデータ連携をすることで、介護事業所の文書作成に要する負担が大幅に軽減されることが期待されています。

用語	頁	解説
ケアマネジメント	94 141 他	介護や支援を必要とする利用者と、医療・介護サービスをはじめとする社会資源を適切に結びつける手法のことで、介護支援専門員（ケアマネジャー）が行います。主に「アセスメント」、「ケアプランの作成と実施」、「モニタリング」等のプロセスを経て行われます。
ケアマネジャー（介護支援専門員）		→「介護支援専門員（ケアマネジャー）」を参照
軽費老人ホーム	74 202 他	無料又は低額な料金で、高齢者を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設です。
健康サポート薬局	139	「地域住民の主体的な健康の保持増進を積極的に支援する薬局」として、基準を満たした薬局です。身近な健康に関する窓口として、医療、介護等の多職種と連携して対応します。
健康寿命	71 73 他	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のことをいいます。
言語聴覚士（S T）	72 119 他	音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある方について、その機能の維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を行う専門職のことです。
後期高齢者	12 他	高齢者のうち、75歳以上の人をいいます。
口腔（こうくう）ケア	144	狭い意味では、口腔の清掃をいいますが、多職種、介護者および本人・家族等による歯ブラシやガーゼ等で口の中の清掃や清拭、義歯の清掃や着脱や保管、食事前の嚥下体操や姿勢調整を指します。誤嚥性肺炎の予防や介護予防の視点からも大切なケアです。
口腔健康管理	151	口腔ケア、口腔衛生管理、口腔機能管理の3つを含んだ言い方。口腔衛生管理は口腔衛生に関わる歯科医療行為、口腔機能管理は、口腔機能に関わる歯科医療行為
口腔サポートセンター	138 189	「訪問歯科診療」などを充実するための地域の連携窓口で、在宅・病院、施設で病気などにより歯科医院に通院困難な方が、訪問歯科医を探すことができます。
高次脳機能障害	117 120	頭部外傷や、脳卒中・脳腫瘍などの病気で脳を損傷したことによる記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などの症状を総称したもの。身体的な後遺症と異なり、本人や周囲の人が障害と気付きにくく理解されづらい特徴があります。
高齢化率	11 他	総人口に占める高齢者（65歳以上の人口）の割合のことを言い、高齢化率は以下の計算により算出しています。「高齢化率（%）＝高齢者人口 ÷ （総人口 - 年齢不詳人口）×100」
高齢者あんしんサポートハウス	208 209	軽費老人ホーム（ケアハウス）の制度をもとに、より低所得の高齢者でも入居が可能となるよう、府が独自の補助制度を創設し、整備を推進する施設です。入居者は、食事提供、見守り、入浴、生活相談等の生活支援サービスを受けることができます。
高齢者虐待	74 176	高齢者虐待防止法においては、養護者による高齢者虐待及び介護施設従事者等による高齢者虐待をいうとされ、身体的虐待、介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待の5つの類型が規定されています。
高齢者情報相談センター	215	高齢者及びその家族の多様化する相談情報ニーズに総合的に対応するために京都府が設置している相談窓口です。一般相談及び法律・財産管理に係る専門相談、高齢者及びその家族等が介護をする上での最新情報等の提供をホームページを活用して行っています。
高齢者等入居サポーター	214	高齢者等の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、「高齢者等入居サポーター登録制度要綱」に基づき京都府居住支援協議会が登録した宅地建物取引業等の従事者であり、民間賃貸住宅の貸主や民間賃貸住宅への入居を希望する高齢者等に対し各種制度の情報提供や助言を行う者です。
高齢者健康福祉園域	6	老人福祉園域。介護保険法第118条第2項第1号の規定により、当該都道府県が、介護給付等サービスの種類ごとの量の見込みを定める単位となるものとして設定するもの
誤嚥性肺炎	151	嚥下機能の低下により、細菌が唾液や胃液と共に肺に流れ込んで生じる肺炎です。
さ行		
サービス付き高齢者向け住宅	66 74 他	60歳以上の高齢者が安心して生活できる住宅として、状況把握と生活相談のサービスが提供されるとともに、バリアフリー構造と一定の面積・設備基準を満たす住宅です。
災害派遣福祉チーム（京都D WAT）	171	災害時に避難所において避難生活を送る方への福祉専門職による日常的な支援を行うチームです。また、平常時は、地域の防災訓練や防災活動に参加し、災害にも強い地域づくりを目指して地域のみなさんと共に活動しています。

用語	頁	解説
「さいごまで自分らしく生きる」を支える京都ビジョン・京都アクション	66 223	住み慣れた地域で「『さいごまで自分らしく生きる』を支える」社会の実現のため、指標となる将来のビジョンを定め、関係者がオール京都でアクションを展開していくための行動理念として、平成27年3月に京都地域包括ケア推進機構の看取り対策プロジェクトで策定したものです。
在宅医療・介護連携推進事業	138 139	医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を一体的に提供することができるよう、都道府の支援の下、市区町村が中心となって、地域の関係機関の連携体制の構築を推進す事業のことです。
在宅医療・地域包括ケアサポートセンター	137 189	地区医師会、関連団体、行政等の連携を発展させ、在宅医療や地域包括ケアの充実を図る窓口です。在宅医療等に関する研修情報発信、相談事業等を実施しています。
在宅介護実態調査	48 54	在宅で生活をしている要支援・要介護認定を受けている高齢者の方を対象に、「高齢者等の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスの在り方を検討するために、市町村が実施する調査です。
在宅療養あんしん病院登録システム	45 66 他	在宅療養中の高齢者が、あらかじめ必要な情報を登録しておくことで、体調を崩し在宅での対応が困難になった場合に必要に応じて入院ができる目的とした京都地域包括ケア推進機構が運営するシステムで、全国初の仕組みです。
在宅療養コーディネーター	80 138	在宅ケアに携わる多職種（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、管理栄養士及び栄養士、ケアマネジャー、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士、介護福祉士等）のチームサポート体制の構築に向け、地域で在宅チームの連携の要となる人材のことで、京都地域包括ケア推進機構が養成を行っています。
在宅療養支援診療所	128	地域において在宅医療を支える24時間の窓口として、他の病院、診療所等と連携を図りつつ、24時間往診、訪問看護等を提供する診療所のことです。
作業療法士（OT）	72 112 他	医師の指示の下に、身体又は精神に障害のある方、又はそれが予測される方に對して、より主体的な生活を目指し、諸機能の回復、維持及び開発を促す作業活動を用いて治療・指導・援助を行う専門職のことです。
産業医	108	事業場において労働者が健康に就労できるよう、健康診断とその結果に基づく措置、治療と仕事の両立支援、ストレスチェック制度や長時間労働者に対する面接指導などを実施します。労働者が50人以上の事業前指示書
失語症	117	自分で意志を決定・表明できない状態になったときに受ける医療について、あらかじめ要望を明記しておく文書のことです。
シニアボランティアバンク	154	京都SKYセンターと共に進める、社会貢献活動に意欲的な高齢者と活動とのマッチングの仕組みづくりを進める取組のこと。担い手の人材登録とマッチング、活動者のフォローアップも行う。
市民後見・法人後見	111	成年後見に関する一定の知識等を身につけた市民や法人など、親族後見人以外の者が成年後見を行うことです。
社会福祉士	122 139 他	専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある方の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う専門職のことです。
若年性認知症	46 71 他	65歳未満で発症する認知症のことです。
若年性認知症コールセンター	113	京都府が設置する若年性認知症の電話相談窓口です。
若年性認知症支援コーディネーター	113	若年性認知症の人の自立支援に関わる関係者のネットワークの調整を行うコーディネーター。京都府では、京都府こころのケアセンターに設置しています。
#7119	137	「#7119（又は0570-00-7119）」に電話すると、急な病気やけがをした際、看護師から受診の必要性や対処方法等の助言、医療機関案内を受けることができます。
重層的支援体制（整備事業）	142 164	市町村全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する事業です。

用語	頁	解説
住宅確保要配慮者	213 214	「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」及び「国土交通省令」で定める以下の者です。 低額所得者（月収15.8万円以下）、被災者（発災後3年以内）、高齢者、障害者、子ども（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）を養育している者、外国人、中国在留邦人、児童虐待を受けた者、ハンセン病療養所入所者等、DV被害者、犯罪被害者等、拉致被害者等、更正保護対象者、生活困窮者、東日本大震災等の大規模災害の被災者、地方公共団体が供給促進計画において定める者。
住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅	214	「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づき、規模や構造等について一定の基準を満たした住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として都道府県等の登録を受けたものです。
住宅セーフティネット	215	住宅市場の中で独力では住宅を確保することが困難な方々が、それぞれの所得、家族構成、身体の状況等に適した住宅を確保できるような様々な仕組み
重点課題対応プログラム	165	介護予防や見守りなど、特に地域の支えが必要と思われる重要課題の解決を図るため、市町村・京都府との連携・協働関係の構築を目指す地域活動を支援するものです。
10のアイメッセージ	102	理想とする社会の姿を、認知症の本人である「私」(=I(アイ))を主語にした10のメッセージとして表現したものです。
総覧点検・医療情報との突合	47 229 他	介護給付適正化のため市町村が行う下記の事業のことです。 総覧点検：受給者ごとに複数月またがる介護報酬の支払状況（請求明細内容）を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行い、請求内容の誤り等を早期に発見して適切な処置を行うこと。 医療情報との突合：医療担当部署との更なる連携体制の構築を図りつつ、受給者の後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行い、医療と介護の重複請求の排除等を図ること。
就労的活動支援コーディネーター（就労的活動支援員）	143	役割のある形での高齢者の社会参加等を促進することにより、健寿命の増進、介護予防等に資することを目的に、就労的活動の場を提供できる民間企業・団体と就労的活動を実施したい事業者等とをマッチングし、高齢者個人の特性や希望に合った活動を推進するコーディネーターのことです。
主任介護支援専門員	192	地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域課題の把握から社会資源の開発等の地域づくりや地域の介護支援専門員の人材育成等の役割を果たすことができる専門職として、介護支援専門員（ケアマネジャー）の中から、所定の研修を受けた者のことを言います。
消費生活安全センター	215	暮らしの中の様々なトラブルや疑問について、専門の消費生活相談員が解決のためのお手伝いをする相談機関です。
職場におけるセクシャルハラスメント	189	「職場」において行われる「労働者」の意に反する「性的な言動」に対する労働者の対応によりその労働者が労働条件につき不利益を受けたり、性的な言動により就業環境が害されることをいいます。
職場におけるパワーハラスメント	189	①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の労働勵業が害されるものであり、①から③までの3つの要素を全て満たすものをいいます。
シルバー人材センター	154 158 他	原則として市（区）、町村単位に置かれており、定年退職者などの高年齢者に、そのライフスタイルに合わせた「臨時的かつ短期的又は他の軽易な就業」を提供しています。
シルバーヘルプ活動促進事業	157	老人クラブ会員が地域のひとり暮らし高齢者やねたきり高齢者等の家庭を訪問し、介護援助や話し相手などの活動を行うために京都府老人クラブ連合会が実施している事業であり、市町村老人クラブ連合会におけるリーダー育成や、各種啓発事業を行っています。
シルバーリーダー研修事業	156	市町村の老人クラブのリーダー養成のため、京都府老人クラブ連合会が行っている研修事業のことです。
身体拘束	178 227	衣類や綿入り帯等を使って、介護を受ける高齢者等の身体を一時的に拘束したり、運動することを抑制するなど、行動を制限することです。
スクリーニング	107	ふるいわかる・選別するという意味。ここでは、認知症によるもの忘れと健常な人のもの忘れの違い、認知症による生活への支障の有無や程度、認知症が疑われるかどうかを調べることです。
スクールカウンセラー	182	臨床心理の専門家の立場から、児童生徒や保護者の抱える悩みを受け止めるとともに、学校におけるカウンセリング機能の充実を図っています。

用語	頁	解説
生活支援コーディネーター (地域支え合い推進員)	73 97 他	高齢者の生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築するため、地域に不足するサービスの創出や担い手の養成、ネットワークづくり等を推進するコーディネーターのことです。
生活支援体制整備事業	95 146	地域支援事業の包括的支援事業の一つで、市町村が中心となって、企業、ボランティア、社会福祉協議会、シルバー人材センター、老人クラブ、民生委員等生活支援サービスを担う事業主体と連携し、多様な日常生活上の支援体制整備の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に行う事業のことです。生活支援コーディネーターや協議体等の配置、活動を行います。
セーフティネット	208 215 他	一般的には、事故や災害など、望ましくないアクシデントの発生に備えて、その影響の回避や最小限化を図る安全網として準備される制度やしくみをいいます。 社会福祉をはじめ、社会保険、公的扶助などの社会保障全般がセーフティネットに当たりますが、ここでは、養護老人ホームが、さまざまな理由により現在置かれている環境では生活が難しく、経済的にも困難な状況にある高齢者が入所できる施設であることを指しています。
成年後見制度	97 111 他	認知症などにより物事の判断が十分にできず、権利・利益の主張ができなくなった場合、本人の判断能力を補い、権利を保護する法的な制度です。「後見」、「補佐」、「補助」、「任意後見」の4つの類型があり、いずれも家庭裁判所の審判を経て開始されます。
前期高齢者	12	高齢者のうち、65歳以上75歳未満の人をいいます。
先端的リハビリテーション	120	先端的な機器（ロボット等）等を用いたリハビリテーションのことです。
総合リハビリテーション	121	医学リハビリテーション（病院等で行う理学療法等）に、教育リハビリテーション（障害児・者への教育支援等）、職業リハビリテーション（職業訓練等）、社会リハビリテーション（生活支援等）等を加えたリハビリテーションのことです。
た行		
第三者評価	229 他	第三者評価とは、当事者以外の公正・中立な第三者が専門的かつ客観的な立場から評価することをいいます。第三者評価は、普段行っているサービスについて自ら振り返る機会となります。また第三者の目で見てもらうことにより、事業運営における課題が明確になり、サービスの質の向上に向けての取り組みを図ることが出来ます。
連携パス	121	ある疾患に罹患した患者を中心として、地域で医療・介護に関わる人々がそれぞれの役割分担を行い、お互いに情報共有をすることにより、今後の診療の目標や注意点を明確にし、チームで患者を支えていくための仕組み（国立循環器病研究センターホームページ）のことです。
ターミナルケア	207	終末期医療とも呼ばれ、余命がわずかな状態となった利用者に対して、身体的・精神的な苦痛を感じることなく、穏やかに最期を迎えていただくことを目的としたケアを指します。なお、類似の看取りケアとの違いは、ターミナルケアは投薬などの医療行為をメインで行うのに対し、看取りケアはそれ以外の介護ケアをメインに行う場合を指します。
第3次京都認知症総合対策推進計画（第3次京都式オレンジプラン）	66 71 他	医療・介護・福祉等関係機関が連携し、認知症の早期発見・早期対応、認知症ケアの充実や家族への支援など、関係機関・団体等の役割の明確化を図るとともに、府民、関係団体、行政、事業所それぞれの行動指針となるよう令和6年3月に策定したものです。
多床室の個室化	174	介護施設等において、感染が疑われる者の空間を他の利用者と分離して感染拡大を防止するため、間仕切りや壁等により多床室を個室に改修するものです。
ダブルケア	112 181 他	子育てと親や親族の介護が同時期に発生する状態のことをいいます。
団塊ジュニア世代	3 他	昭和46（1971）年～昭和49（1974）年生まれの世代のことです。
団塊の世代	3 他	昭和22（1947）年～昭和24（1949）年生まれの世代のことです。
チームオレンジ	108	認知症の初期段階から、地域における認知症の方の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等と認知症サポーターを中心とした支援者をつなぐ仕組みのことです。
チームケア	192	医師、歯科医師、薬剤師、看護師等、管理栄養士、リハビリテーション専門職、歯科衛生士、ケアマネジャー、介護職員等、医療・介護の多職種がチームを組んで、医療や介護を必要としている人の支援にあたることをいいます。

用語	頁	解説
地域医療介護総合確保基金	189 191	2025年を展望すると、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題であり、平成26年に消費税増収分を活用した新たな財政支援制度として創設され、各都道府県に設置された基金のことです。
地域共生社会	117	制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会のこと。
地域ケア会議	97 142 他	高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めしていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法です。地域包括支援センター等が主催し、医療、介護等の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決、ケアマネジメントの実践力向上、個別ケースの課題分析等を重ね、地域に共通した課題を明確化し、資源開発や地域づくり、政策形成につなげます。高齢者の個別課題の解決等を地域ケア個別会議と、市町村レベルで地域づくり・資源開発等を行う地域ケア推進会議があります。
地域交響プロジェクト	165	地域住民が互いに協力して地域課題解決に取り組む活動が持続的・自律的に実施出来るよう、京都府が交付金や専門家派遣等により活動を支援するとともに、周囲の他団体や市町村、京都府などと連携・協働を目指す環境を整える取組です。
地域支援事業	95 144 他	市町村が実施主体として行う事業で、要介護等の状態になることを予防するとともに、要介護等の状態になった場合でも、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう、介護予防や高齢者に関する総合相談・支援、権利擁護、家族介護者への支援等を行います。平成18年4月から実施されています。
地域包括ケア（地域包括ケアシステム）	3 他	高齢者が介護を必要となっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活の支援が一体的に提供される体制のことをいいます。
地域包括ケア推進ネット	97 227 他	二次医療圏域で府保健所と京都地域包括ケア推進機構が連携し、市町村の地域包括ケア推進を伴走支援するため、京都府が府保健所に設置した組織です。
地域包括ケア「見える化」システム	48	都道府県・市町村における介護保険事業（支援）計画等の策定・実行を総合的に支援するための情報システムであり、介護保険に関する情報をはじめ、地域包括ケアシステムの構築に関する様々な情報が一元化されています。
地域包括支援センター	8 94 他	高齢者に関する総合相談・支援や権利擁護、介護予防のマネジメント、困難事例等への指導・助言などを実施し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するセンターで、府内各市町村で設置されています。 管内に複数センターがある市町村では、センター間の総合調整や困難事例への対応など他センターへの後方支援を行う「基幹型センター」や、権利擁護や認知症支援等の特定分野において他のセンターを支援する「機能強化型センター」の設置も可能とされており、地域全体での効果的なセンター業務の運営が求められます。
地域リハビリテーション	121	障害のある人々や高齢者及びその家族が住み慣れたところで、そこに住む人々とともに、一生安全に、いきいきとした生活が送れるよう、保健や医療、福祉及び生活にかかわるあらゆる人々や機関・組織がリハビリテーションの立場から協力し合って行う活動のすべてを言います。
地域リハビリテーション支援センター	117 121 他	厚生労働省が定めた「地域リハビリテーション推進のための指針」の「地域リハビリテーション支援センター」として知事が指定したリハビリテーション病院のことです。市町村、病院、介護施設等からのリハビリテーションの相談への対応、事例検討会の開催等を行います。令和5年12月時点で府内の各高齢者健康福祉圏域内において1以上指定しています（合計8病院）。
地域連携薬局	138	患者が外来、入院、在宅医療、介護施設と様々な療養環境に移っても継続的に医療・介護関係多職種と連携して服薬管理を実施できる薬局として知事に認定された薬局です。（令和3年8月認定制度開始）
超高齢社会	3	WHO（世界保健機関）と国連の定義に基づき、65歳以上の人口（老人人口）が総人口（年齢不詳を除く）に占める割合（高齢化率）が21パーセント超の社会のことを言います。なお、65歳以上人口の割合が7パーセント超で「高齢化社会」、同割合が14パーセント超で「高齢社会」と言います。

用語	頁	解説
特殊詐欺	168	被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪（現金等を脅し取る恐喝を含む。）のことです。
特定技能	189	深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人労働者のための在留資格です。
特定健診・特定保健指導	73 152	日本人の死亡原因の約6割を占める生活習慣病の予防のために、40歳から74歳までの方を対象に、メタボリックシンドロームに着目した特定健診を行います。特定健診の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が期待できる方に対して、専門スタッフ（保健師、管理栄養士など）が生活習慣を見直すサポートを行うことを特定保健指導と言います。すべての医療保険者が年1回実施することを平成20年から義務化されました。
な行		
日常生活自立支援事業 (福祉サービス利用援助事業)		→「福祉サービス利用援助事業」を参照
入所定員総数	85 他	各市町村が設定する施設サービスの種類ごとの利用見込者数や、現在の施設整備状況や利用状況等を勘案して、各圏域ごと、各年度ごとに設定した各施設ごとの定員数の合計のことです。
認知症	3 他	様々な要因によって脳の神経細胞が萎縮するなどして壊れ、そのために認知機能が低下して、日常生活や人間関係などに支障をきたすようになってきた状態のことです。認知症には、原因となる疾患等がたくさんあり、主なものには、アルツハイマー型認知症、レビー小体型認知症、前頭側頭型認知症などの変性疾患、そして脳梗塞、脳出血などの脳血管障害によって起こる血管性認知症などがあげられます。
認知症あんしんサポート相談窓口	110	地域事情を踏まえた相談ができる身近な相談窓口として、地域密着型の介護保険事業所（認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護等）において、京都独自に設置されているものです。
認知症カフェ (オレンジカフェ)	108 109 他	もの忘れなどが原因で生活に不安のある人やその家族が、どこへ相談したら良いかわからない時期に、気軽に訪れることが出来る場所です。本人やその家族・知人、医療やケアの専門職、地域の人々が集い出会い、なごやかな雰囲気のもとで交流を楽しみ、認知症のことやその対応などについてお互いの理解を深めることが出来るカフェのことです。
認知症ケアパス	112	認知症の人ができる限り住み慣れた自宅で暮らし続け、また、認知症の人やその家族が安心できるよう、認知症の状態に応じた適切なケアの流れを示したものです。
(京都府) 認知症コールセンター	108 110 他	認知症に関する悩みや疑問についての相談のほか、必要に応じて認知症疾患医療センター等の関係機関の案内等を行う電話相談窓口。（公社）認知症の人と家族の会京都府支部に委託して運営しています。
認知症サポーター	44 107 他	認知症について正しく理解し、偏見を持たず、日常生活の中で、認知症の方が困っているを見かけたときに声をかける等、自分のできる範囲で、認知症の人やその家族を見守り、支援する人のことです。
認知症サポート医	44 108 他	認知症患者の診療に習熟し、かかりつけ医への助言等の支援を行い、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携の推進役となる医師のことです。
認知症疾患医療センター	109 110 他	認知症疾患の保健医療水準の向上を図ることを目的とする専門医療機関です。保健医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断、周辺症状と身体合併症に対する急性期治療、専門医療相談を実施するとともに、地域保健医療・介護関係者への研修等を実施しています。
認知症初期集中支援チーム	105 109	複数の専門職が、家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的（おおむね6ヶ月）に行い、自立生活のサポートを行うチームのことです。
認知症施策推進大綱	66 101	認知症施策総合戦略（新オレンジプラン）の後継として、令和元年6月18日に、認知症施策推進関係閣僚会議においてとりまとめられた国の認知症施策の指針です。
認知症地域支援推進員	112 142	認知症の人の状態に応じて必要なサービスが適切に提供されるように、医療機関や介護サービス、地域の支援機関の間の連携支援や、認知症の人やその家族を対象とした相談業務などを行う者で、府内の全市町村に配置されています。

用語	頁	解説
認知症にやさしい異業種連携協議会	110	高齢化が急速に進行する中、認知症になつても個人の尊厳が尊重され、安心して暮らし続けられる社会を実現するため、高齢者、認知症の人に身近なモノやサービスを提供する企業が異業種連携により認知症にやさしいモノやサービスを検討し、実践することを目的とした協議会です。
認知症バリアフリー	109	認知症になってからも、できる限り住み慣れた地域で安心して普通に暮らし続けていくために、生活のあらゆる場面での障壁を減らしていく取組のことです。
認知症リハビリテーション	112	残っている「心身機能」を活用し、日常生活の「活動」、社会への「参加」に対するそれぞれの働きを通じて生活機能を向上させ、「自分らしく生きる」と「人間らしく生きる権利の回復」のために支えていく活動のことをいいます。
認知症リンクワーカー	109	認知症の人が病気と向き合いながら、地域とのつながりを持って生活できるよう、精神的支援・日常生活支援を行う担当ワーカーで、スコットランドの制度をもとにした、京都府独自の制度です。認知症初期集中支援チームによる支援終了後も、概ね1年程度の支援を行います。
ねんりんピック（全国健康福祉祭）	155	スポーツや文化種目の交流大会を始め、健康や福祉に関する多彩なイベントを通じ、高齢者を中心とする国民の健康保持・増進、社会参加、生きがいの高揚を図り、ふれあいと活力ある長寿社会の形成に寄与するため、各都道府県持ち回りで開催されます。京都府では平成5年に第6回大会を開催しています。
脳血管疾患	117	脳の血管に関連する病気の総称のことです。いわゆる脳卒中は、脳血管疾患に含まれます。
は行		
8050（ハチマルゴーマル）問題	142 164	ひきこもりの長期化などにより、本人と親が高齢化し、支援につながらないまま孤立してしまう問題のこと。「80代の親と50代の子」になぞらえてこのように呼ばれています。
パートナーシップミーティング	165	活動団体や各市町村、京都府などの同じ課題に取り組む関係主体どうしが、協力して活動するための第一歩とするため、お互いの関係性を築いていく場のことです。従来型の形式的な会議ではなく、様々な人と意見交換の場であり、参加者どうしが活動団体や行政の垣根を越えて、対等な関係性を構築できる場としての運営を目指しています。
ピアサポート	107 183 他	同じ悩みなどの問題を抱えている当事者同士が、互いに支え、援助することです。
P D C A サイクル（ピー ディーサーエーサイクル）	5 他	業務プロセスなどを管理・改善する手法の一つで、計画（Plan）→実行（Do）→評価（Check）→改善（Act）という4段階の活動を繰り返し行なうことで、継続的にプロセスを改善・最適化していく手法です。
B P S D （行動・心理症状）	112	認知症によって現れる、次のような症状の総称。脳の細胞が壊れることによって直接起る「中核症状」（記憶障害、見当識障害、失認・失語・失行、実行機能障害等）と区別して、「周辺症状」「行動・心理症状」（Behavioral and Psychological Symptoms of Dementia）と呼ばれる。【行動症状】暴力、暴言、徘徊、拒絶、不潔行為等、【心理症状】抑うつ、不安、幻覚、妄想、睡眠障害等
P B L 教育	159	問題解決型学習（Project Based Learning）の略称で、学習者が自ら問題を見つけ出し解決に向けて行動することを重視する学習スタイルを意味します。アクティブラーニング（能動的・対話的な深い学び）の手法のひとつとして、教育界で注目されています。
ビッグデータ	148	大規模なデータセットの意味で、主に量、多様性、速度および変動性のデータ特性があり、ここでは、健診や医療・介護レセプト等の医療系のデータを指しています
ファシリテーションスキル	195	チームに対して、メンバー同士の相互作用から得られる気づきにより自律的な問題解決を促すための能力を言います。
福祉サービス利用援助事業	178 179 他	認知症高齢者や知的障害、精神障害等判断能力が十分でない方に対して、福祉サービスの利用について援助しようとするもので、京都府社会福祉協議会が実施主体となり、その業務の一部を市町村社会福祉協議会に委託しています。援助が必要な方に対して、市町村社会福祉協議会より生活支援員が派遣され、実際の援助を行います。
福祉避難サポートリーダー	171	体育館などの避難所において、福祉的な目線を持って避難所運営をサポートするとともに、要配慮者と支援者・行政等とのつなぎ役になる人材のことで、主に社会福祉施設職員や、社会福祉協議会職員、行政職員、学校教職員の方が担っています。

用語	頁	解説
福祉有償運送	164	障害者や高齢者など一人で公共交通機関を利用することが困難な方を対象に、通院、通学などの日常的な外出や行楽、余暇活動などでの外出の手助けとして、N.P.O.や社会福祉法人などが、実費の範囲の対価によって行うドア・ツー・ドアの個別移送サービスです。
フレイル（虚弱）	145 146 他	フレイルとは、海外の老年医学の分野で使用されている「Frailty（フレイルティ）」に対する日本語訳です。日本語訳では「虚弱」や「老衰」、「脆弱」などになります。厚生労働省研究班の報告書では「加齢とともに心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下し、複数の慢性疾患の併存などの影響もあり、生活機能が障害され、心身の脆弱性が出現した状態であるが、一方で適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能な状態像」とされています。
包括的支援事業	66 95	地域支援事業の一つで、市町村において地域包括支援センターの運営、在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援推進事業及び地域ケア会議推進事業を行います。
防犯CSR活動	169	CSR(Corporate Social Responsibility)とは、日本では「企業の社会的責任」と訳され、企業による社会貢献活動を「CSR活動」と言います。「防犯CSR活動」とは、様々な分野において取り組まれているCSR活動のうち、地域の犯罪防止に貢献する活動のことを言います。
訪問診療	66 134 他	計画的な医療サービス（診療）の提供で例えれば毎週○曜日の○時と約束して医師が訪問し、診療、治療、薬の処方、療養上の相談、指導等を行います。
北部リハビリテーション支援センター	118	府北部地域のリハビリテーション充実のため、平成30年に舞鶴市内に設置した、京都府リハビリテーション支援センターのサテライトです。
保険者機能強化推進交付金	66 74 他	自治体への財政的インセンティブとして、市町村や都道府県の様々な取組の達成状況を評価できるよう客観的な指標を設定し、市町村や都道府県の高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を推進するために、平成30年度から交付が開始された交付金です。
ま行		
看取り期	125 他	本人、家族、医療・介護スタッフが死（看取り）を意識した時から始まり、看取った後の家族へのグリーフケアまでを「看取り期」として幅広く考えます。
みんなでつくる「あつたか京都」推進指針（京都府ユニバーサルデザイン推進指針）	173	一人ひとりを大切にする、優しくあたたかい心で支え合う社会（あつたか京都）を府民みんなの参画と協働で実現するための設計図として、平成21年8月に策定したものです。
や行		
ヤングケアラー	110 184	年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負って、本来、大人が担うような家族の介護（障がい・病気・精神疾患のある保護者や祖父母への介護など）や世話（年下のきょうだいの世話など）をすることで、自らの育ちや教育に影響を及ぼしている18歳未満の子どものことを言います。
友愛訪問活動	156	地域のボランティア等が、ひとり暮らし高齢者等を訪問して、見守り活動として、安否確認や話し相手となるなどの活動のことです。
有料老人ホーム	66 212 他	高齢者を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるものの供与（他に委託して供与をする場合及び将来において供与することを約する場合を含む。）をする事業を行う施設（老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設を除く）です。
ユニットケア	206	特別養護老人ホーム等の居室をいくつかのグループに分けて、それぞれをひとつの生活単位とし、少人数の家庭的な雰囲気の中で行うケアのことです。
ユニバーサルデザイン	171 173	年齢、性別、能力、国籍などの違いに関わらず、はじめから、すべての人にとって、安心・安全に利用しやすいように、建物、製品、サービスなどをデザインすることとそのプロセスのこと。また、幅広い分野にわたって、すべての人に配慮したまちづくりやものづくり、情報・サービスの提供を進め、だれもが生活しやすい社会を作っていくことです。
要介護	3 他	身体上又は精神上の障害があるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部又は一部について、一定期間にわたり継続して、常時介護を要すると見込まれる状態です。介護保険では、本人の状態に応じて、要介護1～5の5段階の認定が行われます。
要介護認定率	18 25 他	「第1号被保険者数」に占める「要介護（要支援を含む）認定者数」の割合です。

用語	頁	解説
養護老人ホーム	74 206 他	65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な者を入所させ、養護とともに、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする施設です。
要支援	25 他	要介護状態まではいかないものの、一定期間にわたり継続して、日常生活を営む上で支障があると見込まれる状態です。介護保険では、本人の状態に応じて、要支援1～2の2段階の認定が行われます。
ら行		
リハビリテーション	117 他	I C F (国際生活機能分類)では、機能回復訓練も含めて、残っている「心身機能」を活用し、日常生活の「活動」、社会への「参加」に対するそれぞれの働きを通じて生活機能を向上させ、「自分らしく生きる」ことや「人間らしく生きる権利の回復」のために支えていく活動のことをいいますが、リハビリテーション=専門職による機能回復訓練として用いられることがあります。
リハビリテーション科専門医	119 他	公益社団法人日本リハビリテーション医学会が、リハビリテーション医学・医療に関する専門的な知識や技術を有するものとして認定した医師のことです。
リハビリテーション認定臨床医	119	公益社団法人日本リハビリテーション医学会が、リハビリテーション医療の一 定以上の臨床経験を有するものとして認定した医師のことです。
リハビリテーション専門職	45 47 他	理学療法士 (P T) 、作業療法士 (O T) 及び言語聴覚士 (S T) のことです。
利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメント	189	利用者又はその家族等からのクレーム・言動のうち、当該クレーム・言動の要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当なものであって、当該手段・態様により、労働環境が害されるもの
臨床心理士	126 128	臨床心理学にもとづく知識や技術を用いて、人間の“こころ”的問題にアプローチする“心の専門家”です。
レスパイト	110 182	高齢者などを在宅でケアしている家族を癒すため、一時的にケアを代替し、リフレッシュを図ってもらう家族支援で、具体的には施設への短期入所や自宅への介護人材派遣などです。
老人福祉計画	3 4	市町村が策定する、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制に関する計画を「市町村老人福祉計画」と言います。また、都道府県が策定する、市町村老人福祉計画の達成に資するため、広域的な見地から、老人福祉事業の供給体制の確保に関する計画を「都道府県老人福祉計画」といいます。
ロコモティブシンドローム	145	略称を「ロコモ」、和名を「運動器症候群」といい、筋肉、骨、関節、軟骨、椎間板といった運動器のいずれか、あるいは複数に障害が起り、「立つ」、「歩く」といった機能が低下している状態をいいます。

サービス区分	内 容
【各サービス区分の説明】	
居宅サービス	「要介護」と認定された人のうち、居宅で生活する人が利用できるサービスです。ここで言う「居宅」には、自宅のほか、軽費老人ホームや有料老人ホームなどの居室も含みます（以下同じ）。居宅サービスは、利用者ができるだけ居宅等で自立した生活を送ることを目的に提供されます。
地域密着型サービス	「要介護」と認定された人のうち、居宅や施設（施設サービス利用者を除く）で生活する人が利用できるサービスです。住み慣れた地域での生活を支援するために創設されたサービスであり、原則として、事業所が所在する市町村内に居住する人を対象としています。
施設サービス	「要介護」と認定された人が、介護保険施設（介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム：入所定員30人以上）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院）に入所して利用するサービスです。
介護予防サービス 地域密着型予防サービス	「要支援」と認定された人が、介護予防を目的に利用できるサービスです。
【各介護保険サービスの説明】	
【居宅サービス】	
訪問介護	介護福祉士や訪問介護員等が利用者の居宅を訪問し、入浴・排泄・食事の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言等の必要な日常生活の世話を行います。ただし、家事援助については、ひとり暮らし等で自ら行うことが困難な場合に限られます。
訪問入浴介護	利用者の居宅を入浴車等で訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行い、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。
訪問看護	訪問看護ステーション等の看護師等が利用者の居宅を訪問し、療養にかかる世話や必要な診療の補助を行い、療養生活を支援し心身の機能の維持回復及び生活機能の維持向上を図ります。
訪問リハビリテーション	病院・診療所・介護老人保健施設・介護医療院の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が利用者の居宅を訪問し、理学療法・作業療法・その他必要なリハビリテーションを行うことにより、心身機能の維持回復を図ります。
居宅療養管理指導	医師・歯科医師・薬剤師等が、通院困難な利用者に対し、心身の状況と環境等を把握し、療養上の管理指導を行って療養生活の質の向上を図ります。
通所介護 (デイサービス)	老人デイサービスセンター等（定員19人以上）が、居宅からの通い（送迎）の利用者に、入浴・排泄・食事等の介護、生活等についての相談・助言、健康状態の確認等の日常の世話と機能訓練を提供し、社会的孤立感の解消と心身の機能の維持向上や、家族の負担軽減を図ります。（定員18人以下の事業所は地域密着型通所介護になります。）
通所リハビリテーション (デイケア)	介護老人保健施設・介護医療院・病院・診療所等が、居宅からの通い（送迎）の利用者に、理学療法・作業療法等の必要なリハビリテーションを提供し、心身機能の維持回復を図ります。
短期入所生活介護	特別養護老人ホーム等に短期間入所して、入浴・排泄・食事の介護、その他日常生活上の世話や機能訓練を行い、心身機能の維持と家族の負担軽減を図ります。
短期入所療養介護	介護老人保健施設等に短期間入所して、看護・医学的管理下の介護・機能訓練その他必要な医療と日常生活上の世話をを行い、療養生活の質の向上と家族の負担軽減を図ります。

サービス区分	内 容
特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム・養護老人ホーム・軽費老人ホーム（いずれも入居定員30人以上）に入居する要介護者に対して、入浴・排泄・食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練・療養上の世話を行います。（定員30人未満の事業所は「地域密着型特定施設入居者生活介護」になります。）
福祉用具貸与	利用者の心身の状況や希望・環境をふまえ、適切な福祉用具の選定の援助・取付け・調整等を行って貸与し、日常生活上の便宜を図り機能訓練に資するとともに、介護者の負担軽減を図ります。【福祉用具貸与の範囲】車いす、特殊寝台、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえ、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト（つり具部分を除く）、自動排泄処理装置
特定福祉用具購入費	福祉用具のうち、入浴や排泄の際に用いられるなど、貸与になじまない用具は特定福祉用具として販売・購入の対象となります。【特定福祉用具購入費の範囲】腰掛便座、自動排泄処理装置の交換部品、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具部分
住宅改修	在宅の利用者が、手すりの取付けや段差の解消等の住宅改修を行った場合に、住宅改修費が支給されます。【住宅改修費の対象】手すりの取付け、段差の解消、床等の材料変更、扉の取替え、洋式便器への取替え等
居宅介護支援	在宅の要介護者が、居宅サービスや地域密着型サービス、必要な保健医療福祉サービスの適切な利用ができるよう、介護支援専門員（ケアマネジャー）が、利用者の依頼を受けて、心身の状況、おかかれている環境、本人や家族の希望などを勘案し、利用者の自立を支援することを目的に、利用するサービスの種類や内容等を定めて居宅サービス計画（ケアプラン）を作成した上で、計画に基づいてサービスが提供されるよう、事業者などと連絡・調整を行います。
〔地域密着型サービス〕	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて訪問介護と訪問看護の連携のもと、定期的な巡回や、利用者からの連絡により居宅を訪問して、入浴・排泄・食事等の介護や療養生活を支援するための看護、その他日常生活を送る上で必要となるサービスを提供します。
夜間対応型訪問介護	夜間の定期的な巡回や、利用者からの連絡により居宅を訪問して、入浴・排泄・食事等の介護、その他日常生活を送る上で必要となるサービスを提供します。
認知症対応型通所介護	老人デイサービスセンター等が、居宅から通いの認知症の利用者に対して、入浴・排泄・食事等の介護、生活相談・助言や健康状態の確認等の日常生活上の世話、機能訓練を行い、利用者の社会的孤立感の解消と心身機能の維持、家族の負担軽減を図ります。
認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）	認知症の人が共同生活を送る住居において、利用者の心身の状態に応じた入浴・排泄・食事等の介護などの日常生活上の世話と機能訓練を行います。
地域密着型特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム・養護老人ホーム・軽費老人ホーム（いずれも入居定員29人以下）に入居する要介護者に対して、入浴・排泄・食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練・療養上の世話を行います。（定員30人以上の事業所は居宅サービスの「特定施設入居者生活介護」になります。）
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 （地域密着型特別養護老人ホーム）	地域密着型介護老人福祉施設（定員29人以下の地域密着型特別養護老人ホーム）に入所している利用者に対して、入浴・排泄・食事等の介護、相談と援助、社会生活上の便宜の供与等の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理と療養上の世話を行います。（定員30人以上の施設は施設サービスの「介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）になります。）

サービス区分	内 容
小規模多機能型居宅介護	利用者の居宅において、または通いや短期間の宿泊により、入浴・排泄・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活相談・助言や健康状態の確認等の日常生活上の世話、機能訓練を行い、登録された利用者（定員29人以下）を対象に、利用者の様態や希望に応じて、通いを中心として随時訪問や宿泊を組み合わせてサービスを提供することで、居宅における生活の継続を支援します。
看護小規模多機能型居宅介護 (複合型サービス)	医療ニーズの高い利用者に対応するため、小規模多機能型居宅介護のサービスに加えて、必要に応じて訪問看護を提供します。
地域密着型通所介護 (地域密着型デイサービス)	老人デイサービスセンター等（定員18人以下）が、居宅からの通い（送迎）の利用者に、入浴・排泄・食事等の介護、生活等についての相談・助言、健康状態の確認等の日常の世話と機能訓練を提供し、社会的孤立感の解消と心身の機能の維持向上や、家族の負担軽減を図ります。（定員19人以上の事業所は居宅サービスの「通所介護」になります。）
〔施設サービス〕	
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	介護老人福祉施設（定員30人以上の特別養護老人ホーム）に入所している利用者に対して、入浴・排泄・食事等の介護、相談と援助、社会生活上の便宜の供与等の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理と療養上の世話を行います。（定員29人以下の施設は地域密着型サービスの「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（地域密着型特別養護老人ホーム）」になります。）
介護老人保健施設	介護老人保健施設に入所している利用者に対して、在宅生活への復帰を目的に、看護、医学的管理下での介護、機能訓練等の必要な医療、日常生活上の世話を行います。在宅での生活が可能かどうかを定期的に検討し、退所時には本人や家族に適切な指導を行うとともに、退所後の主治医や居宅介護支援事業所等との密接な連携に努めます。
介護医療院	長期の療養が必要な要介護者に対して、療養上の管理、看護、医学的管理下の介護、機能訓練等の必要な医療、日常生活上の世話を行います。症状が安定期にありこれらのサービスを必要とする重篤な身体疾患有する者や身体合併症を有する認知症高齢者等が対象となります。介護医療院は平成30年4月に創設され、介護療養型医療施設の主な転換先となっています。

※ 介護予防サービス、地域密着型予防サービスの内容は、上記の内容に準じます。

※ 施設サービス等一部のサービスについては、「要支援」の人は利用できません。

